

『復古記』原史料の基礎的研究

宮 地 正 人

目 次

- 一 『復古記』と『復古記』原史料
- 二 『復古記』原史料の全容
- 三 『復古記』原史料の史料底本としての価値
- (1) 『復古記』の原史料引用の特徴
- (2) 「家記」と『復古記』原史料の異同
 - a 「家記」が不完全にしか史料を示していない場合
 - b 「家記」の史料内容が『復古記』原史料と異なる場合
 - c 「家記」のものには史料が記載されていない場合
 - d 「家記」の日時推定が誤っている場合
 - e 「家記」が編纂物であるが故の場合
- 四 『復古記』原史料の史料内容
 - (1) 幕末期史料
 - (2) 一二・九クーデタ前後
 - (3) 年貢半減令と西国掌握
 - (4) 関東における戊辰戦争
 - (5) 東北における戊辰戦争
 - (6) 蝦夷地と箱館戦争
 - (7) 東西両京と留守官問題
 - (8) 草莽諸隊
 - (9) 百姓一揆
 - (10) 民衆願書
 - (11) 宗教政策
 - (12) 政府部内史料
 - おわりに

一 『復古記』と『復古記』原史料

『復古記』（『復古記』・『復古外記』を含む）全一九八巻（刊本一五冊）は、その編纂意図や史学史上の位置づけに関する評価は種々に分れるにしても、大政奉還から箱館戦争に至る戊辰戦争の全過程を示す史料集として他は他に類例をみない極めて浩瀚なものであり、今日に至るまで明治

初年史と戊辰戦争の研究は一貫してこの『復古記』を軸として進められてきたことは衆目の一致するところである。

『復古記』の編纂は明治五年一〇月太政官正院に設置された歴史課の主たる事業とされ、明治六年五月五日、皇城が炎上し、太政官庁が類焼した時までに、既に『復古記』三十余本、『復古外記』二十余本が編纂されていたが、両書ともこの時に焼失してしまっている。

明治八年四月、歴史課が修史局に拡充改組される中で、再び最初よりやり直されていた『復古記』の編纂も順調に進行し、慶応三年一〇月一四日より同月二五日に至る『復古記』第一・二巻が完成するのが明治九年六月のことであった。

明治一〇年一月一八日、地租軽減による財政緊縮政策のもと、修史局は廃止され、同月二六日修史館設置により縮小された形で修史事業が再発足するが、この困難な状況下でも『復古記』編纂は進められ、明治九年後半期作成の『復古記』第三～四巻に続く第一五～二六巻と『復古外記』の最初の二冊が明治一〇年一～六月の間に完成している。

『復古記』編纂の危機は、明治一四年一二月、修史館職制が改定され、六国史以後の編年史編纂に力を集中するため『復古記』編纂が中止された時に生じた。太政官正院歴史課以来『復古記』編纂の中心となってきた修史館監事長松幹は同館総裁三条実美に意見書を提出して編纂の継続方を強く要請、同年六月編纂の続行が認められることとなる。

担当者の努力の結果、明治一八年前半期迄に『復古記』の明治元年一〇月一日より東征大総督の解任される二八日迄の第一四〇～一五〇巻の編纂が終了して『復古記』本記が完結、『復古外記』の未編纂部分に力が向けられることになったのだが、太政官制より内閣制への変更に伴い、明治一九年一月修史館が廃止され、残務整理のため内閣内に臨時修史局が設置され、これ以降豊原資清が唯一人で『復古外記』を編纂しつづけなければならなかった。

そして『復古外記』全一四八巻の編纂が終了するのは、明治二十一年一〇月内閣臨時修史局が廃止されて事業が帝国大学臨時編年史編纂掛に移った翌年の明治二十二年一二月のことであった。

『復古記』原稿はながらく史料編纂掛に保管され、内外書籍株式会社から全一五冊として出版されたのは、史料編纂掛が史料編纂所と改称さ

れた昭和四年の翌五年一〇月から六年一〇月にかけてのことである。

※ ※

『復古記』の依った史料は、その巻頭に示された「引用書目」によれば通計一二二種の多くにのぼっているが、その基本史料群の第一は、全巻を概観すれば明かな如く、旧大名家を始めとする差出史料（それ自体編纂物）の一群である。

既に明治三年四月、太政官は旧公卿・大名各家に対し、嘉永六年以降の日記・文書を、また国事奔走者の家族に対し日記・書翰・手控等の差出を命じているが、歴史課の設置された翌月の明治五年一月、国史編輯のため旧大名各家に対し、統藩翰譜事蹟を差出すことが達せられる。旧公家・神官・僧侶等に対し同様の趣旨が発せられるのは少しあとの明治七年一二月のことである。

明治六年五月五日の皇城炎上で、それ以前蒐集した関係史料も悉く灰燼に帰したため、明治七年二月、太政官は、明治三年四月布告による差出史料が焼失したので、再度同様の史料を差出すよう各府県宛に達し、同月復古功臣二一名並びに国事勤労者三一名に対し事蹟取調を命じることとなる。

とりわけ『復古記』編纂の基本史料となったものは、明治六年五月八日、旧大名各家に対し慶応三年一〇月より明治元年一〇月の間に至る諸達願伺等及び履歴を始め一藩関係の達書・諸伺に至る迄原文を記し、事実を歴叙し別冊に認め差出すよう達せられたのを受け、各家から提出された所謂「家記」類である。

更に『復古記』編纂担当者は、「家記」記述中の不分明な箇所に関し、数多くの「家記」差出華族家に問質しを重ね、その関係文書を「家記」に綴り込む作業を続けていく。一例をあげると、明治一〇年四月七日の「修史館日記」（0170—14—4）には「池田章政家扶代理菅長強出頭、下

条元春面会候処、三月十五日相達置候戊辰正月租稅半額免除云々達者、
同月廿七日ニ更ニ山陽道取締之御達有之候節、前御達之儀如何心得可然
哉相伺候処、御取消旨御達有之候段、取調書差出候ニ付、家記へ付シ候
事」との一条が記されているが、「池田章政家記 坤」(4175—922—2)
には右の趣旨が認められたものが従四位池田章政差出書(宛先は修史館
長従五位塚本明毅殿)の形で綴り込まれている。これを根拠として、
『復古記』慶応四年一月二七日の条(第一冊七四六頁)は、「依テ租稅
半減云々ハ、實際被行候儀ニ無之」とするのであった。

※ ※

あと一つの基本史料群は、太政官政府側の諸史料であり、その内でも
主要な編纂史料である「弁事局記」・「行政官記」・「軍務官記」・「東
征総督記」・「宮内省記」等々は現在国立公文書館に所蔵されている。

しかしながら、歴史課・修史局は史料そのものの蒐集整理をも試みて
いたのであり、明治七年八月には青蓮院文書六貫八百目を京都陸運元会
所から東京歴史課宛に発送させており(史料編纂始末」第二卷(0174—9
—2)、明治八年六月には正倉院御物中天平年間の古文書類を宮内省に
取寄せてもらい、それを謄写することの許可を正院から得てもいるので
ある(同上第三卷)。

ところで、沢渡広孝なる人物は明治八年九月現在の業務分担(史料
編纂始末」第三卷)において、長松幹、長英、広瀬進一、四屋恒之、中
村鼎五、藤川三溪、平野知秋とともに『復古記』編纂担当となっており、
修史館が廃止となるまで一貫して復古記の實質的編纂の中心となった編
纂官であった。彼は旧幕期は内蔵寮史生正七位下河内大掾の官職を有し
た朝廷官人であり(明治八年一〇月現在で三五歳四ヶ月)、明治元年の東
幸、明治二年の再幸の際、両度とも内侍所に供奉して東京に来ており、
明治三年一月権内舎人に、明治五年六月正院記録局寫字生に、八年三

月十一等に、同年八月二八日修史局一等書記に任命される経歴を有して
いた(「修史館官員履歴」0170—20)。

この沢渡は明治八年七月二四日から史料調査のため京都に赴き、左の
如き第一報告を七月二八日付で修史局長に発している(「歴史課官員諸
届綴」0170—24)。

「本月廿七日午後五時京都へ着、翌廿八日午前京都府庁へ出頭致、修
史委員十等出仕中村勘案内ニテ代理権參事国重正文ニ面会仕候処、
局長ヨリ権知事へ之書面、已ニ昨日京着相成拜見致候間、及掛合候
処、権知事ハ御用都合有之、本月三十一日頃横浜解纜、来月二日三
日頃帰京可相成候、然ルニ本日簿冊文庫之主鑰之者不參故、明廿九
日呼出置候ニ付出頭相成候様、権參事申談有之候、右着手之次第ハ
後便可申進候得共、京着之儀、不取敢申進候也」

これによると、修史局が組織として取りくんだ史料調査であることが
明白である。つづく第二報告は八月四日付でおこなわれている(同上
書)。即ち左の書翰である。

「本月廿日京着之儀申上候後、左之通り、

○廿九日、御文庫主鑰之水莖玉菜ト申者ニ面談致置候而、二条城中
御土藏中書記類取調之儀頼置候ニ、翌日二条城中御土藏中取調候
処、一切無之旨返答之事、

○三十日、紫宸殿西納殿辛戸ニ有之候書記ハ長持拾老棹、広庭御文
庫ニ有之候書記拾五箱受取取調居候ニ付、別紙御尋問申上候件、至
急御指令有之度候也、同日午後、宇田栗園方へ罷出相尋候処、宮中
御文庫ニ有之候文書類ハ、昨年宮内省へ不殘相送、只今現在ハ御裝
束而已有之候趣返答之事、

○三十一日、紫宸殿へ出頭取調之事、

○八月一日、休息、

○二日、少々所勞ニ付不參、
○三日、紫宸殿へ出頭取調之事、

○四日、昨日櫛村権知事帰京ニ付、今朝私宅へ罷越、前条之趣申述候、然ルニ知事被申候ニハ、仙洞御所御文庫モ取調可申候、其外搜索可致候儀モ有之候間、暫時滞留可致候様被申候ニ付、精々搜索可仕心得候間、此迄之着手始末申進置候也、

右書翰中に言及のある別紙とは次の二伺書である。

「第一号

紫宸殿西納殿辛戸ニ有之書記入長持拾壹棹所置伺

右ハ丁卯戊辰之書記類ニシテ、七分ハ無用、三分ハ有用ナリ、混雜致居候間、大略見分ケ、有用之分可持帰候、取調日数ハ拾壹日間卒業之見込、可否奉伺候也、

明治八年八月四日

沢渡 広孝

「第二号

広庭御文庫ニ有之候書記入拾五箱所置伺

右ハ先帝以来旧大名記官務之記録ニシテ、壹箱ニ付有用ハ三四枚宛有之、箱ハ総テ方老尺有余モ有之、嵩高ニ付謄写致可持帰候、写字料一枚ニ付凡弍錢、日数十日間卒業之見込、可否奉伺候也、

明治八年八月四日

沢渡 広孝

この内第一号伺書が『復古記』原史料に關するものである。

沢渡の第三報告は八月一三日に発せられている。

「本月五日、着手次第申上候後、左之通り。○五日不參、○六日休、

○七日午前京都府へ出頭、午後紫宸殿出頭取調、○八日九日十日紫宸殿へ終日出頭取調卒業、○十一日休、○十二日京都府へ出頭、権知事添書持參、正四位押小路実潔記録ニ付面談之事、

○

本月四日、老号式号可否御伺御指令御待居候処、郵便川支延着ニ付、于今着不致候得ハ、別紙之通り申立、卒業相成候間、十五日午前出京、十七日午後神戸出帆、十九日東京へ帰着可仕、尚委曲ハ參局可申陳候、右京都引弘之儀申進候也、
追而別紙宇田栗園書面御廻申候也、

八年八月十三日

沢渡 広孝

右書翰中言及のある別紙の内、第一号伺書に關連のあるものは、次の二点である。

「 写字生雇入願

京都滞留中紫宸殿西納戸辛戸ニ有之候御記録類取調ニ付、写字生ニ員借用致度、尤一時之事ニ候間、日給雇入之御振合ヲ以テ明八日ヨリ右同所エ御廻可有之、此段願上候也、

明治八年八月七日

正院修史局
沢渡 広孝

京都府 御中

「紫宸殿西納殿辛戸ニ有之記録調

- 第壹号 留守官記録
- 第貳号 皇漢学校記録
- 第三号 堂上記録
- 第四号 目安箱記録
- 第五号 内国事務局記録
- 第六号 留守官記録
- 第七号 堂上記録
- 第八号 留守官記録
- 第九号 内国事務局記録
- 第拾号 留守官記録
- 第拾壹号 内国事務局記録

右、今度京都ニ於テ取調致候処、拾壹箱之内、五号九号拾壹号長持入用ニ付、東京エ御廻有之度、此段及御掛合候也、

追而十七日神戸出帆之便船有之、東京エ罷帰候間、此段申進置候也、

明治八年八月十二日
正院修史局
沢 渡 広 孝

京 都 府 御 中

ここでは三箱の東京廻送しか言及されていないが、のこりの箱がその後東京に廻ったのか、あるいはとどまったままなのかは、現存する事務資料からは判明しない。また八月十三日付書翰中の宇田栗園書面は、「禁中并仙洞大宮三御所共、下官関係致候御文庫之中ニハ別段書類と覚敷者更ニ相見え不申」との八月一〇日付の宇田書翰である（宛先は京都府御中、従って沢渡のもとには榎村正直の添書と共に来たのである）。

沢渡が帰京したのが八月二日、翌二日には帰京届を修史局に提出しているが、彼がこの時自らいくつかの史料を携え帰っていたことは、後に示す『復古記』原史料中「慶応三年武家江遣書翰留」(XXX—10—90)表紙の貼付札に「京都ヨリ持帰 一号 明治八年八月二十二日」、「諸侯参暇留」(XXX—10—89)表紙の貼付札に「京都ヨリ持帰 三号 明治八年八月二十二日」、「内国事務諸達留」(XXX—10—92)表紙の貼付札に「京都ヨリ持帰 四号 明治八年八月二十二日」等と記されていることから明かである。

また東京に廻送された長持史料は、「総裁局記」(原題は「内国事務局叢書」とあるも抹消)「第一号表紙」(I—1—0)に筆筆で「此原書ハ西京ニアリシ長持中ノ叢書ヲ略ホ整顿シテ総裁局記ト名ツク」と記され、末尾に沢渡の朱印が押印されているように、沢渡が東京で整理に与りかかるとなるのであった。

次に何時頃整理の目途がついたかであるが、京都御所より持帰った太

政官史料(以下『復古記』原史料とよぶ)が『復古記』の中に始めて出現するのは、第二八巻(中)の慶応四年二月五日付米倉丹後守届書(刊本第二冊五〇頁)からであり、出典を「内国事務局叢書」に採っている。「史料編纂始末」第六巻によれば『復古記』第二七巻から三六巻迄が完成したのは明治一〇年後半期となっており、この時期までに主要部分の整理がおこなわれたのではないだろうか。

尚、整理の過程で幕末期史料に関するものは合綴されて『復古記』原史料群と別置されていたものと推定される。現在史料編纂所に入架されている「京都御所書類」(上下二冊、4170—80—2)はその可能性が強い。

ところで『復古記』原史料中『復古記』の編纂に利用されたものは、現存のものとは対照させる限りでは「総裁局記」、「内国事務局叢書」、「弁事局叢書」、「行政官叢書」の四種の叢書(いずれも数十通の文書を厚紙の表紙をつけて綴ったもの)にとどまっており、その他は整理途中乃至未整理のままとなっているが、それは、①先に見た如く、『復古記』編纂は明治一〇一月以降の組織縮小によってその人員を削減され、明治一五年六月以降は更にこの傾向が極端となり、『復古記』原史料そのものの整理が十分に進捗しなかったこと、②『復古記』原史料は京都御所に太政官官庁が存在していた全期間に及び、明治二年七月留守官に組織変更されてから同官が廃止される明治四年八月迄の史料をも含んでいるが、『復古記』編纂の主眼は慶応三年一〇月より明治元年一〇月に至る諸大名の向背と各地戦争の展開を明かにすることにおかれていたため、その編纂の網にかからない史料は当初から整理の対象とはならなかったことが原因と考えてよいだろう。

なお、京都御所より持帰った太政官史料をここでは一括して『復古記』原史料とよぶこととするが、その中には若干部分、性格の異なる諸

史料も混入している。その一つは京都御所に残存していた幕末期朝廷関係史料(同期の数名の公卿史料も含まれている)であり、あと一つは『復古記』の中にも繰り返し使用されている「三条家叢書」である。後者は三条実美個人の所持史料であって京都御所にあつたものではない。更に「辰四月下流改 八局補略」(XXX—10—79—①)には長松幹宛一〇月一日付岩倉具視の「別冊嵯峨卿々昨日御差廻候間、兼而之末ニ付、渾而御廻し申入候、万一御参考之一端ニも相成候ハ、重畳之事ニ候」との添翰(XXX—10—79—②)が附されているが、これは「史料編纂始末」第五卷「修史館日記」明治一〇年一〇月一日の条の「岩倉右大臣殿ヨリ八局補略外六冊嵯峨実愛ヨリ差出候ニ付、為参考送付相成候ニ付、図書掛へ相廻候事」の記述と照応しており、『復古記』編纂担当者が東京在住旧公卿からも諸史料をこの時期蒐集していたことがわかるものだが、この種の各種史料は他にも『復古記』原史料に混入している可能性が高い。

二 『復古記』原史料の全容

『復古記』編纂は紆余曲折の末、明治二二年一二月に終了したが、明治二八年史誌編纂掛が史料編纂掛として再発足して以来、史料編纂の基軸は『大日本史料』と『大日本古文書』におかれて明治維新史編纂とは無縁となり、『復古記』原稿自体、日の目を見たのは昭和五年をまたなければならなかった。『復古記』原史料に関しては大正初年に主要部分の略目録が史料編纂官補田沼駒江の調査により作成されており、そこには「修史局以来残留書類目録一応取調了シタルモノ」と題を付されている(なお本目録の中で「大正三年調 第二長持」との注記がなされているところがある)。

しかしながら、『復古記』原史料の保管場所は数次移動したようで、

昭和四〇年頃、旧蔵場所浅野地区の通称浅野倉庫が解体されることに伴い、赤門脇の史料編纂所倉庫(通称赤門倉庫)に他の諸書類・図書等と共に一括して搬入され、整理が可能となるには昭和六一年の赤門倉庫の内装工事のための史料搬出をまたなければならなかった。

その時始めて全体をボーリング調査することが出来たが、その結果、内容が良質の原史料群であり、また現在の幕末維新时期研究の発展を鑑る時、多くの必要な未知の史料があり、更に十分『復古記』を補充し、より深く同書を活用するに足る史料であることが判明したので、昭和六三年より三年間、文部省科学研究補助金の援助を受け、第一に『復古記』原史料を整理・修補して公開にもちこみ、第二に許された時間内で史料研究をおこなうこととしたのである。

今回の整理に当っては、出来る限り前述の「目録」に沿って復元することを試みたが、第一に「目録」自体、『復古記』原史料の全体を目録化したものではまったくないこと、第二に「目録」のタイトル取りが簡略なものであるため、史料を同定するのが困難な部分が相当出てきたこと、第三に、数次の保管場所の移動により、もとの形態がわからなくなってしまうものが多くなっていることの三つの理由から、やむなく、「目録」に沿って復元出来る部分は極力復元を試み、復元不可能な部分に関しては、その内容に従って大分類を行うこととし、その結果、大分類項目は三一項目となり、内IよりXXIまでは「目録」に沿っての復元、XXIIよりまでは内容に従っての分類となった(尚IからXXIまでの内で復元できなかったものの大部分はXXIIよりXXIIIまでの中に入っていると考えてよい)。整理の基本は一点毎に番号を付し、文書継目の糊付・裏打をはじめとする史料の修補をおこなった上で封筒に入れる作業であった。以下その全体を左に示してみよう。

I 総裁局記

もとの型態は総裁局記と題した表紙を付して文書を綴ったものである。全部で六綴。各綴は一号・二号と号数がつけられている。整理に当って表紙には0番号を付した(各項共同じ)。

第一号 慶応四年四月二五日慶喜処分奉答書

第二号 同 右

第三号 同 右

第四号 同 右

第五号 同 右

第六号 慶応四年四〇閏四月高野山寺務総裁の件(三条家記録第三号とあり)

あり)

Iの総点数二五四点。出納番号を例示すれば、I—第二号—54という形となる。

II 内国事務局叢書

もとの型態は内国事務局叢書と題した表紙を付して文書を綴ったものである。綴が大部となったためか、「目録」では全体の綴を一から一〇号までに分けている。各綴の中には通し番号が付されているものがないものがあるので、ここでは前者を○で、後者を□で区別しておく。尚現存しない綴に関しては欠と記した。

第一号

① 慶応二年一二月〇慶応三年一二月一六日(王政復古布告への請書がおもなもの)

② 慶応三年一二月一七日〇二二日(王政復古布告への請書がおもなもの)

③ 慶応三年一二月二三日〇二二〇三月三〇日

④ 慶応四年一月一日〇一月八日

⑤ 慶応四年一月九日〇一月二二日

第二号

⑥ 慶応四年一月一三日〇一月一五日

⑦ 慶応四年一月一六日〇一月一九日

⑧ 慶応四年一月二〇日〇一月二五日

⑨ 慶応四年一月二六日〇一月二九日

⑩ 慶応四年一月日未詳

第三号

⑪ 慶応四年一月日未詳

⑫ 慶応四年二月一日〇二月六日

⑬ 慶応四年二月七日〇二月一〇日

⑭ 慶応四年二月一日〇二月一六日

⑮ 慶応四年二月一七日〇二月二〇日

第四号

⑯ 慶応四年二月二一日〇二月二三日

⑰ 慶応四年二月二四日〇二月三〇日

⑱ 慶応四年二月日未詳

なお「内国事務局叢書戊辰二月三十日調諸願伺届」は理由は不明だが、このシリーズの中からはずされて「三条家叢書」の中に収められている。同部分に関してはXXX—(11)—25〇38を見ることが。

⑲ 慶応四年二月日未詳

⑳ 慶応四年三月一日〇三月三日

第五号

㉑ 慶応四年三月四日〇三月六日

㉒ 慶応四年三月七日〇三月一〇日

0〇97

0〇96

0〇152

0〇112

0〇112

0〇62

0〇98

0〇92

0〇112

0〇76

0〇102

0〇75

0〇94

0〇151

0〇103

0〇115

0〇116

欠

欠

[39]	[38]	[37]	[36]	[35]	射号	第九号	御号	礼号	楽号	警衛及在邑兵員	官員月給定外一三件	第八号	31	32	33	34	30	29	28	27	26	第六号	25	24	23
慶応四年三月九日調諸届書	慶応四年三月八日調届書	慶応四年三月七日調諸届書	慶応四年三月二日御聞置届書	慶応四年二月二四日～三月二日届書			慶応四年三月一四日蜂須賀茂韶近江国取締辞表外二三件	蝦夷地開拓事件					慶応四年三月日未詳	慶応四年三月日未詳	慶応四年三月日未詳	慶応四年四月八日～四月二九日	慶応四年三月日未詳	慶応四年三月二九日～三月三〇日	慶応四年三月二六日～三月二八日	慶応四年三月二三日～三月二五日	慶応四年三月二〇日～三月二二日	第六号	慶応四年三月一八日～三月一九日	慶応四年三月一五日～三月一七日	慶応四年三月一日～三月一四日
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
16	6	8	9	17	188	50	30	47	11	37	78	91	117	121	121	122	97						欠	欠	欠

II	[59]	[58]	[57]	[56]	[55]	[54]	[53]	[52]	[51]	[50]	[49]	[48]	[47]	[46]	[45]	[44]	[43]	[42]	[41]	[40]
の総点数三八八五点。出納番号を例示すれば、II—第三号—	明治二年八月届書	慶応四年月日未詳	慶応四年四月二九日願伺届書	慶応四年四月二四日諸願伺届書	慶応四年四月一三日願伺届書	慶応四年四月八日願伺届書二	慶応四年四月八日願伺届書一	慶応四年四月四日願伺届書	慶応四年四月三日願伺届書	慶応四年閏四月上申貢士	慶応四年四月上申貢士	慶応四年三月上申貢士	慶応四年三月願伺届書	慶応四年三月二五日届書	慶応四年三月二四日届書	慶応四年三月二二日届書	慶応四年三月二二日調願届書	慶応四年三月一七日届書	諸藩主任叙年月日録上慶応四年三月二日	慶応四年三月一二日調届書
II—第三号—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
85	9	20	41	45	26	37	48	46	24	39	99	37	20	10	7	6	22	19	欠	107

という形となる〔部分もすべて○表示で可〕。

III 弁事局叢書

もとの型態は弁事局叢書と題した表紙を付して文書を綴ったものである。綴が大部となったためか、「目録」では全体の綴を一から一〇号(但し一〇号の部分は完全に散らばってここには復元できなかった)までに分けられている。各綴の中には通し番号が付されているものといないものがあるので、ここでは前者を○で、後者を□で区別しておく。尚一〇号までの間で現存しない綴に関しては欠と記した。

第一号

- ① 慶応四年二月～四月達并届書 0～66
 - ② 慶応四年四月一日～四月二日 0～82
 - ③ 慶応四年四月三日～四月七日 0～151
 - ③ 二之部 慶応四年四月七日 0～58
 - ③ 呂之部 慶応四年一月中 0～35
 - ④ 慶応四年四月八日～四月十一日 0～98
 - ⑤ 慶応四年四月一二日～四月一三日 0～79
 - ⑥ 慶応四年四月一四日～四月一六日 0～81
 - ⑦ 慶応四年四月一七日 0～79
 - ⑧ 慶応四年四月一八日～四月一九日 0～51
 - ⑨ 慶応四年四月二〇日～四月二一日 0～81
 - ⑩ 慶応四年四月二二日 欠
- 第二号
- ⑪甲 慶応四年四月二三日～四月二五日 0～137
 - ⑪乙 慶応四年四月二三日発令知行高在所武器調書 欠
 - ⑫ 慶応四年四月二六日～四月二七日 0～65

第三号

- ⑩ 慶応四年閏四月七日～閏四月九日 0～103
 - ⑪ 慶応四年閏四月一〇日～閏四月一二日 0～127
 - ⑫ 慶応四年閏四月一三日～閏四月一四日 0～81
 - ⑬ 慶応四年閏四月一五日～閏四月一六日 欠
 - ⑭ 慶応四年閏四月一七日～閏四月一八日 0～130
 - ⑮ 慶応四年閏四月一九日～閏四月二一日 0～82
 - ⑯ 慶応四年閏四月二二日～閏四月二三日 0～62
 - ⑰ 慶応四年閏四月二四日～閏四月二九日 0～48
 - ⑱ 慶応四年閏四月日未詳 0～50
 - ⑲ 慶応四年五月一日～五月一〇日 0～46
 - ⑳ 坤慶応四年 0～34
- 第四号
- ㉑ 慶応四年五月一日～五月一七日 0～58
 - ㉒ 慶応四年五月一八日～五月二二日 0～44
 - ㉓ 慶応四年五月二三日～五月三〇日 0～46
 - ㉔ 慶応四年五月日未詳 0～45

<p>〔5〕 東京行幸御列書書類入交名書共 8</p> <p>〔4〕 奏聞之扣 1</p> <p>〔3〕 服忌令 欠</p> <p>〔2〕 月日未詳 0 〰 74</p> <p>〔1〕 慶応四年四月一四日調届書 0 〰 24</p>	<p>㊦ 同 右 与太曾都奈宇久之部 (㊦は二綴になっている) ① 0 〰 51</p> <p>㊧ 同 右 也末計己衣之部 ② 0 〰 32</p> <p>㊨ 同 右 阿佐幾美之比毛世寸之部 0 〰 54</p> <p>㊩ 明治元年高野山事件 第九号 0 〰 24</p> <p>㊪ 慶応四年四月七日諸侯及中下大夫江戸引払届 呂波仁保之部 0 〰 66</p> <p>㊫ 同 右 登之部 0 〰 41</p> <p>㊬ 同 右 遠之部 0 〰 62</p> <p>㊭ 同 右 和加与多之部 0 〰 69</p> <p>㊮ 同 右 曾都祢之部 0 〰 50</p> <p>㊯ 同 右 宇久也之部 0 〰 41</p> <p>㊰ 同上 同 右 末之部下 0 〰 40</p> <p>㊱ 同上 同 右 末之部下 0 〰 51</p> <p>㊲ 同 右 美志比毛世須之部 0 〰 49</p> <p>㊳ 同 右 佐幾之部 0 〰 36</p> <p>㊴ 同 右 計不已衣阿之部 0 〰 65</p> <p>㊵ 第一〇号 0 〰 74</p>
--	--

<p>〔9〕 慶応四年二月御下問奉答書 欠</p> <p>〔8〕 慶応四年二月一六日堂上地下御下問奉答書 欠</p> <p>〔7〕 慶応四年二月一五日宮公卿諸侯請書 欠</p> <p>〔6〕 慶応四年一月二〇日〰三月一九日届書 欠</p> <p>〔5〕 慶応四年一月諸願伺書 欠</p> <p>〔4〕 慶応四年一月達書 欠</p> <p>〔3〕 回覧布告慶応三年一二月参与役所設置之件・慶応四年一月徳川慶喜追討之件 欠</p> <p>〔2〕 慶応三年一二月届并請書 欠</p> <p>〔1〕 嘉永七年四月六日非常進退書附賞典 欠</p>	<p>〔10〕 IIIの総点数四八九八点。出納番号を例示すれば、III—第三号—②—98 という形となる〔部分もすべて○表示で可〕。 0 〰 8</p> <p>〔9〕 慶応四年四月三日願書一 0 〰 38</p> <p>〔8〕 慶応四年四月五日願伺届書 0 〰 16</p> <p>〔7〕 慶応四年四月七日願伺届書 0 〰 24</p> <p>〔6〕 慶応四年四月五日届書 0 〰 16</p>
--	---

IV 無題名叢書

「目録」では「弁事局叢書の内か」と記されている。もとの型態は題名をつけないまま表紙を付して文書を綴ったものである。綴が大部となつたためか、「目録」では全体の綴を一から一〇号までに分けてい
る。ここでは通し番号が付されていないので、各号毎に①から番号を
付しておいた。また現存しない綴に関しては欠と記した。

第一号の一

⑩	慶応四年三月一四日御聞置届書	欠	③②	慶応四年四月届書	0	11
⑪	慶応四年三月一五日届書	欠	③③	諸侯へ御布告 慶応四年四月	0	20
⑫	慶応四年三月一九日届書	欠	③④	御沙汰書草稿 慶応四年四月	0	42
⑬	慶応四年三月二八日届書	欠	③⑤	御布告附往復書簡 慶応四年四月	0	16
⑭	慶応四年三月三〇日調届書	欠		第一号之二		
⑮	慶応四年三月願届届書	欠	①	慶応四年二月〜六月諸願届届書	0	26
⑯	慶応四年二月〜一二月諸願届届書	欠	②	慶応四年六月〜九月諸願届届書	0	11
⑰	慶応四年四月七日榊原式部大輔北陸道総督府ヨリ御沙汰ノ件々届書	0	③	慶応四年閏四月〜五月諸届書	0	13
⑱	慶応四年八月〜九月願届届書	0	④	慶応四年一月〜一〇月旧旗本願届届書	0	26
⑲	慶応四年四月九日願届届書	0	⑤	慶応四年八月〜一〇月旧旗本願届届書	0	24
⑳	慶応四年四月一三日届書	0	⑥	慶応四年九月二日〜九月五日旧旗本願届届書	0	17
㉑	慶応四年四月一七日届書	0	⑦	明治元年一〇月〜十一月箱館戦争届書	0	12
㉒	慶応四年四月一〇日届書	0	⑧	慶応四年五月〜六月各藩戦争届書	0	12
㉓	慶応四年四月一九日願届届書(㉓は二綴になっている)	①	⑨	慶応四年六月〜七月各藩戦争届書	0	7
		0	⑩	慶応四年四月〜六月各藩戦争届書	0	13
		0	⑪	慶応四年四月〜六月各藩戦争届書	0	16
㉔	慶応四年四月一九日願届届書	0	⑫	慶応四年七月〜八月各藩戦争届書	0	15
		0	⑬	明治元年一〇月〜十一月各藩戦争届書	0	17
㉕	慶応四年四月二〇日調届書(㉕は二綴になっている)	①	⑭	各藩戦争届書	0	11
		0		第二号		
㉖	慶応四年四月二二日届書	0	①	慶応四年四月三日届書	0	21
㉗	慶応四年四月二三日〜四月二四日願届届書	0	②	慶応四年四月四日届書(②は三綴になっている)	0	5
㉘	慶応四年四月二七日届書	0				
㉙	慶応四年四月二八日届書	0				
㉚	慶応四年四月二九日届書	0				
㉛	裁判官奉職履歴 慶応四年四月調 大坂・長崎・大津・横浜裁判所	0	③	慶応四年四月四日願届届書	0	22
		21	④	慶応四年四月二六日〜閏四月四日届書	0	29

第三号

- ① 慶応四年閏四月二日~閏四月三日届書
- ② 慶応四年閏四月四日調願届書
- ③ 慶応四年閏四月五日届書
- ④ 慶応四年閏四月七日調届書
- ⑤ 慶応四年閏四月九日~五月二日届書
- ⑥ 慶応四年閏四月四日~閏四月一〇日届書
- ⑦ 慶応四年閏四月七日~閏四月一〇日届書
- ⑧ 慶応四年閏四月一五日届書
- ⑨ 慶応四年閏四月一五日調届書
- ⑩ 慶応四年閏四月一五日~閏四月二四日届書
- ⑪ 慶応四年閏四月二三日調届書
- ⑫ 慶応四年閏四月二〇日願伺届書(⑫は二綴になっている)
- ⑬ 慶応四年閏四月二八日届書

第四号

- ① 慶応四年五月三日届書
- ② 慶応四年五月四日届書
- ③ 慶応四年五月七日届書
- ④ 慶応四年五月八日届書
- ⑤ 慶応四年五月一二日~五月一七日願届書
- ⑥ 慶応四年五月一七日届書
- ⑦ 慶応四年五月一八日願届書
- ⑧ 慶応四年五月二〇日届書
- ⑨ 慶応四年五月二三日願届書
- ⑩ 慶応四年五月二四日願届書

0 ~ 7
0 ~ 18
0 ~ 9
0 ~ 9
0 ~ 26
0 ~ 6
0 ~ 10
0 ~ 8
0 ~ 4
0 ~ 23
0 ~ 16
② 0 ~ 20
① 0 ~ 19
0 ~ 19
0 ~ 12
0 ~ 10
0 ~ 17
0 ~ 18
0 ~ 17
0 ~ 8
0 ~ 8
0 ~ 8
0 ~ 16
0 ~ 28

- ① 慶応四年六月四日届書
- ② 慶応四年六月五日届書
- ③ 慶応四年六月七日届書
- ④ 慶応四年六月八日願伺届書
- ⑤ 慶応四年六月一〇日届書
- ⑥ 慶応四年六月一二日届書
- ⑦ 慶応四年六月一四日届書
- ⑧ 慶応四年六月一五日届書
- ⑨ 慶応四年六月一七日願届書
- ⑩ 慶応四年六月一八日届書
- ⑪ 慶応四年六月一九日届書
- ⑫ 慶応四年六月二二日願届書
- ⑬ 慶応四年六月二三日届書
- ⑭ 慶応四年六月二三日願届書
- ⑮ 慶応四年六月二四日届書
- ⑯ 慶応四年六月二七日届書
- ⑰ 慶応四年六月二九日届書
- ⑱ 慶応四年六月二九日願届書
- ⑳ 慶応四年六月五日~六月二〇日届書
- ㉑ 慶応四年六月二五日~六月二九日願届書

第五号

慶応四年五月二〇日

0 ~ 3
0 ~ 25
0 ~ 31
0 ~ 15
0 ~ 38
0 ~ 24
0 ~ 5
0 ~ 21
0 ~ 38
0 ~ 10
0 ~ 20
0 ~ 40
0 ~ 11
0 ~ 17
0 ~ 16
0 ~ 20
0 ~ 16
0 ~ 21
0 ~ 14
0 ~ 14
0 ~ 7
0 ~ 17
0 ~ 16
0 ~ 31
0 ~ 21

②①	一橋大納言領知復旧願書 慶応四年六月	0	〃	4
②②	軍資金御沙汰書 慶応四年六月二七日	0	〃	1
②③	諸侯天機伺書 慶応四年六月	0	〃	28
第六号				
①	慶応四年七月一日〓七月五日届書	0	〃	51
②	慶応四年七月二日願届書	0	〃	54
③	慶応四年七月三日届書	0	〃	12
④	慶応四年七月八日届書	0	〃	27
⑤	慶応四年七月九日届書	0	〃	40
⑥	慶応四年七月一〇日届書	0	〃	23
⑦	慶応四年七月一二日届書	0	〃	27
⑧	慶応四年七月一三日届書	0	〃	31
⑨	慶応四年七月一三日願届書	0	〃	5
⑩	慶応四年七月一四日届書	0	〃	69
⑪	慶応四年七月一五日届書	0	〃	12
⑫	慶応四年七月一八日届書	0	〃	18
⑬	慶応四年七月一九日願届書	0	〃	37
⑭	慶応四年七月二〇日届書	0	〃	17
⑮	慶応四年七月二二日届書	0	〃	30
⑯	慶応四年七月二二日願届書	0	〃	18
⑰	慶応四年七月二四日届書	0	〃	19
⑱	慶応四年七月二五日届書	0	〃	12
⑲	慶応四年七月二八日届書	0	〃	12
⑳	慶応四年七月二八日届書	0	〃	13
㉑	慶応四年七月布達書	0	〃	28
第七号				
①	慶応四年八月二日届書	0	〃	25
②	慶応四年八月四日届書	0	〃	15
③	慶応四年八月五日〓八月七日届書	0	〃	21
④	明治二年八月五日〓八月八日届書	0	〃	24
⑤	慶応四年八月一〇日届書	0	〃	26
⑥	慶応四年八月一二日届書	0	〃	12
⑦	慶応四年八月一四日届書	0	〃	21
⑧	慶応四年八月一七日届書	0	〃	17
⑨	慶応四年八月一九日届書	0	〃	21
⑩	慶応四年八月二〇日届書	0	〃	12
⑪	慶応四年八月二二日願伺届書	0	〃	12
⑫	慶応四年八月二五日届書	0	〃	24
⑬	旧旗本川勝驤之輔願書 慶応四年八月	0	〃	8
⑭	慶応四年八月二九日届書	0	〃	65
⑮	旧旗下願届書	0	〃	10
⑯	奥越戦争及死傷届書 慶応四年八月	0	〃	23
⑰	慶応四年八月〓九月願届書	0	〃	9
⑱	慶応四年八月二三日届書	0	〃	15
第八号				
①	慶応四年九月二日届書	0	〃	34
②	慶応四年九月三日届書	0	〃	18
③	諸侯下大夫届書 慶応四年九月四日	0	〃	20
④	慶応四年九月五日届書	0	〃	26
⑤	慶応四年九月七日届書	0	〃	24
⑥	諸侯ヨリ届書 明治元年九月一二日	欠		
⑦	明治元年九月一三日届書	欠		

- | | | | | | |
|-----|--------------------|---|---|----|----|
| 17 | 明治元年一月八日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 16 | 明治元年一月二七日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 15 | 明治元年一月五日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 14 | 明治元年一月三日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 13 | 明治元年一月二日諸藩届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 12 | 明治元年一月二日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 11 | 明治元年一月二日肥州藩盛岡謝罪一件届 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 10 | 明治元年一月二四日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 9 | 明治元年一月二三日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 8 | 明治元年一月二日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 7 | 明治元年一月一七日期届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 6 | 明治元年一月一五日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 5 | 明治元年一月一五日期届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 4 | 明治元年一月一一日 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 3 | 明治元年一月七日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 2 | 明治元年一月五日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 1 | 明治元年一月二日諸侯下大夫願届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 第九号 | | | | | |
| 14 | 明治元年九月願届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 13 | 諸侯公議人公用人届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 12 | 明治元年九月二八日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 11 | 明治元年九月二七日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 10 | 明治元年九月一九日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 9 | 明治元年九月一七日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 8 | 明治元年九月一五日期届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
- 第一〇号
- | | | | | | |
|----|---------------|---|---|----|----|
| 10 | 慶応四年五月二五日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 9 | 慶応四年五月二七日願伺届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 8 | 慶応四年六月二五日手簡 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 7 | 慶応四年五月二九日願届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 6 | 慶応四年五月二二日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 5 | 慶応四年五月一九日願届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 4 | 慶応四年五月一〇日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 3 | 慶応四年閏四月以下届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 2 | 慶応四年閏四月以後貢士 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 1 | 慶応四年一月達書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
- V 行政官叢書
- もとの型態は行政官叢書と題した表紙を付した一三綴の小規模のものである。ここでは通し番号が付されていないので①から⑬までの番号を付しておいた。
- IVの総点数二九六六点。出納番号を例示すれば、IV—第三号—①—10 という形となる。
- | | | | | | |
|---|---------------|---|---|----|----|
| 9 | 明治二年三月二九日願伺届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 8 | 明治二年三月一五日期届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 7 | 明治二年三月八日届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 6 | 御沙汰書文案 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 5 | 戊辰達書草案付雜文 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 4 | 戊辰秋山虎之助願伺届書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 3 | 戊辰達書類 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 2 | 戊辰御沙汰書 | 欠 | 0 | 13 | 10 |
| 1 | 戊辰御沙汰書文案 | 欠 | 0 | 13 | 10 |

⑩	由緒書	渡辺嘉一郎	1
⑨	由緒書	鈴木清之助	1
⑧	由緒書	小笠原兵庫頭	1
⑦	由緒書	妻木永五郎	1
⑥	由緒書	久志本主水	1
⑤	由緒書	久志本右近	1
④	由緒書	久志本左京	1
③	由緒書	蒔田鏡太郎	1
②	由緒書	甲斐莊帯刀	1
①	由緒書	芦野雄之助	1
④	松前藩届書写		一冊
③	津軽少将兵隊松前表戦争届覚		一冊
②	諸藩願伺届請書 慶応四年一月ヨリ(一綴)		0 〱 119
①	御預所租税録加藤遠江守御預所		一冊

「目録」では一号から三号に大分類された文書群であったが、現在ではそのまとまりが失われ、ほとんど復元不可能である。かろうじて復元しえたものを左に示す。

第二号

VI 弁事局記録

⑪	慶応四年七月〜八月手簡	0 〱 7
⑫	慶応四年九月三日諸侯ヨリ届書	0 〱 52
⑬	明治二年議行両官規則・長崎奈良両府上申	0 〱 6

Vの総点数二一五点。出納番号を例示すれば、V―⑬―15という形となる。

⑪ 由緒書 座光寺右京

VIの総点数一三三点。出納番号を例示すれば、V―第二号―②―33という形となる。

VII 留守官書類

「目録」では一〇冊八綴の文書群が示されているが、まとまりが失われてしまったため、ここに復元するのは今のところ不可能である。整理の今後の進捗を考えて大分類番号のみをつくっておくこととする。

VIII 行政官記録

「目録」では一冊二綴の文書群が示されているが、まとまりが失われてしまったため、復元することができたのは左の一点のみである。

① 国郡会計事件慶応四年閏四月

一冊

IX 内国事務局記

「目録」では一三冊一綴の文書群が示されているが、まとまりが失われてしまったため、復元することができたのは左の史料のみである。

① 諸侯旗下并代官等誓請書

0 〱 36

X 無題名文書

「目録」には題名が付されていない。冊子と綴・文書よりなり、全体が一号から二三号に分類されているが、まとまりの失われたものが多く、現在整理中である。

XI 弁事局書類(袋詰の分)

もとの型態は弁事局関係の文書を袋詰にし、表に弁事局書類と題して

通し番号を付したものである。全体で二六袋あるが、内第一三袋は袋のみが残っている。推測するに、ⅪからXXIまでは内容分類までおこなったものの、年月日順に整理する処までは及ばなかったものか。

第一袋	0	114
第二袋	0	77
第三袋	0	62
第四袋	0	106
第五袋	0	43
第六袋	0	65
第七袋	0	70
第八袋	0	76
第九袋	0	74
第一〇袋	0	142
第一一袋	0	68
第一二袋	0	62
第一三袋	0	0
第一四袋	0	71
第一五袋	0	94
第一六袋	0	88
第一七袋	0	58
第一八袋	0	178
第一九袋	0	81
第二〇袋	0	63
第二一袋	0	87
第二二袋	0	109
第二三袋	0	93

第二四袋
第二五袋
第二六袋
Ⅺの総点数二〇三七点。出納番号を例示すれば、Ⅺ—第一〇袋—37と
いう形となる。

XII 太政官書類（袋詰の分）

もとの型態は太政官関係の文書を袋詰にし、表に太政官書類と題して
通し番号を付したものである。全体で八袋ある。

第一袋	0	41
第二袋	0	60
第三袋	0	40
第四袋	0	45
第五袋	0	41
第六袋	0	37
第七袋	0	54
第八袋	0	22

Ⅺの総点数三四〇点。出納番号を例示すれば、Ⅺ—第七袋—40という
形となる。

XIII 留守官書類（袋詰の分）

もとの型態は留守官関係の文書を袋詰にし、表に留守官書類と題して
通し番号を付したものである。全体で八袋ある。

第一袋	0	99
第二袋	0	62
第三袋	0	85

第四袋
第五袋
第六袋
第七袋
第八袋

XIIIの総点数五五六点。出納番号を例示すれば、
XIII—第八袋—56という形となる。

0 〳 54
0 〳 45
0 〳 65
0 〳 30
0 〳 116

XIV 神祇官書類（袋詰の分）

もとの型態は神祇官関係の文書を袋詰にし、表に神祇官書類と題して
通し番号を付したものである。全体で二袋ある。

第一袋
第二袋

XIVの総点数九四点。出納番号を例示すれば、
XIV—第一袋—55という形となる。

0 〳 61
0 〳 33

XV 民部官書類（袋詰の分）

もとの型態は民部官関係の文書を袋詰にし、表に民部官書類と題した
ものである。一袋のみ。

第一袋

0 〳 13

XVI 宮内省書類（袋詰の分）

もとの型態は宮内省関係の文書を袋詰にし、表に宮内省書類と題した
ものである。一袋のみ。

第一袋

0 〳 65

XVII 刑法官書類（袋詰の分）

もとの型態は刑法官関係の文書を袋詰にし、表に刑法官書類と題した
ものである。一袋のみ。

第一袋

0 〳 47

XVIII 総督府等書類（袋詰の分）

もとの型態は総督府・議政官・会計官・駅通司・兵部省・大蔵省・外
国官の官省関係文書を袋詰にしたものである。一袋のみ。

第一袋

0 〳 48

XIX 軍務官書類（袋詰の分）

もとの型態は軍務官関係の文書を袋詰にし、表に軍務官書類と題して
通し番号を付したものである。「目録」では五袋とあるが、第五袋は
現存しない。

第一袋

0 〳 47

第二袋

0 〳 9

第三袋

0 〳 50

第四袋

0 〳 82

第五袋

欠

XIXの総点数一八八点。出納番号を例示すれば、
XIX—第一袋—45という形となる。

XX 行政官書類（袋詰の分）

もとの型態は行政官関係の文書を袋詰にし、表に行政官書類と題して
通し番号を付したものである。全体で九袋ある。

第一袋

0 〳 44

第二袋

0 〳 41

第三袋

0 〳 43

第四袋	0
第五袋	0
第六袋	0
第七袋	0
第八袋	0
第九袋	0
XXの総点数四六二点。出納番号を例示すれば、XX—第九袋—62という形となる。	65

XXI 無題名書類(袋詰の分)

もとの型態は分類不能のものを袋詰にし、表に無題名書類と題して、通し番号を付したものである。但し通し番号は朱で認められたものが一から一〇迄(内3と8欠)、墨で認められたものが一から八迄あるので、ここでは赤番号と黒番号の二つに袋を分類しておく。

第一袋	0
第二袋	0
第三袋	欠
第四袋	0
第五袋	0
第六袋	0
第七袋	0
第八袋	欠
第九袋	0
第一〇袋	0
黒番号の部(クロ)	38

第一袋	0
第二袋	0
第三袋	0
第四袋	0
第五袋	0
第六袋	0
第七袋	0
第八袋	0
XXIの総点数九五六点、出納番号を例示すれば、XXI—アカ(又はクロ)—第四袋—56という形となる。	64

XXII 所属不明一括史料

ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、コヨリ又は紙片でたばねられていたものを、一たばね毎に①から⑩までの番号を付しておいた。

①	1
②	1
③	1
④	1
⑤	1
⑥	1
⑦	0
⑧	1
⑨	1
⑩	1
(留守官・宮内省のもの)	10
(諸侯の届書がほとんどである)	20
(戊辰戦争届書がほとんどである)	21
締紐付札に「明治二十三年十二月調 二十三号 征長事件」とあり、幕末期の文書	9
六通	6

- ⑪ 包紙の表に「宝相心院宮 理宮御事」とあり、文久二年八月一日に死去した孝明天皇第四皇女葬式関係書類である。 1 ~ 29
- ⑫ 包紙の表に「雑書翰」とあり、中味は仙台藩士伊藤十郎兵衛旧蔵の戊辰戦争関係文書である。 0 ~ 33
- ⑬
- ⑭
- ⑮
- ⑯ (年月日不明文書がまとめられたもの) 0 ~ 55
- ⑰ 包紙には「旧幕旗下願書 二号」とある。 0 ~ 23
- ⑱ (戊辰戦争届書がほとんどである) 0 ~ 35
- ⑲
- ⑳ (幕末期のものが多く) 1 ~ 21
- ㉑ (幕末期のもの) 1 ~ 16
- ㉒ (幕末期のもの) 1 ~ 25
- ㉓ (慶応四年六月八坂社臨時祭関係のもの) 1 ~ 23
- ㉔ (旧旗本曾我大三郎に関するもの) 1 ~ 2
- ㉕ (明治二年八月熊本藩の桂御所警衛に関するもの) 1 ~ 2
- ㉖ (一二月とわかる文書を集めたもので、中は慶応三年と明治元年にわかれる) 0 ~ 69
- ㉗ 0 ~ 14

XXII の総点数五五〇点。出納番号を例示すれば、
XXII — ⑤ — 20 という形となる。

XXIII 諸藩旗本届書

ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、諸藩・旗本届と思われるものを大分類作業の時に選り出し整理したものである。その後の調

査で性格が異なることが判明したものも若干混入している。作業の都合上、一〇〇点毎にまとめ、1から100までの通し番号を付した。

- (1) 1 ~ 100
- (2) 1 ~ 100
- (3) 1 ~ 100
- (4) 1 ~ 100
- (5) 1 ~ 100
- (6) 1 ~ 100
- (7) 1 ~ 100
- (8) 1 ~ 100
- (9) 1 ~ 100
- (10) 1 ~ 88

XXIII の総点数九八八点。出納番号を例示すれば、
XXIII — (2) — 88 という形となる。

XXIV 社寺関係史料

ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、社寺関係史料と思われるものを大分類作業の時に選り出し整理したものである。作業の都合上、一〇〇点毎にまとめ、1から100までの通し番号を付した。

XXIV の総点数一八五点。出納番号を例示すれば、
XXIV — (1) — 85 という形となる。

XXV 幕末期朝廷関係史料

ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、幕末期朝廷関係史料と
思われるものを大分類作業の時に選り出し整理したものである。作業
の都合上、一〇〇点毎にまとめ、1から100までの通し番号を付した。

(6) (5) (4) (3) (2) (1)

XXVの総点数五〇六点となるが、この中には修補等の関係で、封筒詰め
の作業に至っていない部分があるため、最終的な総点数はこの数より
増加することとなる。出納番号を例示すれば、
XXV—(5)—6という形となる。

XXVI 維新史料編纂事務局借出史料

『復古記』原史料を業務上の必要から戦前一部調査したのが文部省維
新史料編纂事務局であった。史料編纂所に引継がれている同事務局の
「大正九年分 借入物件明細録」によれば、大正九年一〇月八日、藤
井編纂官が史料編纂掛から「修史局引継文書六百通」を借用してい
る。返送は大震災直後の大正一二年一二月一二日、「先方ニテ整理ノ
必要アリ、返還方申来リ候ニ付、藤井・土屋・佐々木・今村四人、出
張返還ヲ了セリ、返還ノ際六百通ノ外二十四通アリ、共ニ之ヲ返還セ
リ」と注記されている。現存するのは維新史料編纂事務局用封筒に詰
められているものと袋詰めめの二つに分けられている。

封筒の部
第一袋

1 ~ 287
0 ~ 11

第二袋
第三袋
第四袋
第五袋
第六袋
第七袋
第八袋
第九袋
第一〇袋
第一一袋
第一二袋

第一〇袋
第一一袋
第一二袋

XXVIの総点数五六六点。出納番号を例示すれば、
—第一袋—6という形となる。

XXVII 幕末期武家関係史料

ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、幕末期武家関係史料と
思われるものを大分類作業の時に選り出し整理したものである。作業
の都合上、一〇〇点毎にまとめ、1から100までの通し番号を付した。
但し本史料は100に満たないため、(1)のみにとどまっている。

(1)
XXVIIの総点数九七点。出納番号を例示すれば、
XXVII—(1)—97という形とな

XXVIII 維新时期民衆願書

ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、維新时期民衆願書と思わ

XXVI 封筒の部—66、又
XXVI—7
0 ~ 7
0 ~ 41
0 ~ 51
0 ~ 18
0 ~ 50
0
0
0 ~ 50
0 ~ 51
0
0

(3) (2) (1)

明したものも若干混入している。作業の都合上、一〇〇点毎にまとめ、1から100までの通し番号を付した。

1
1
1
100
100
100

XXX 太政官政府関係史料

(1) XXX の総点数八九点。出納番号を例示すれば、
 XXIX (1) 89 という形となる。

XXIX 維新期公家届書
 ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、維新期公家届書と思われるものを大分類作業の時に選び出し整理したものである。作業の都合上、一〇〇点毎にまとめ、1から100までの通し番号を付した。但し本史料は100に満たないため、(1)のみにとどまっている。

(1) XXVIII の総点数七〇点。出納番号を例示すれば、
 XXVIII (1) 70 という形となる。

1
1
1
70
70
70

(11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4)

XXX の総点数一〇三八点。出納番号を例示すれば、
 XXX (2) 38 という形となる。

1
1
1
1
1
1
1
1
1
38
100
100
100
100
100
100
100

XXXI 断簡類等雜史料

ここでは、「目録」に復元出来ないものの内、
 能の断簡類等の雜史料をあつめた。今後の整理の進行に従い、それらのもの一部と判明するものも出てくると思われる。当面は出納出来ない。

※ ※

以上、総点数は一二五四点、Ⅱ三八八五点、Ⅲ四八九八点、Ⅳ二九九六點、Ⅴ二二五點、Ⅵ一三三三點、Ⅶ一點、Ⅷ三六六點、Ⅷ二〇三七七點、Ⅸ三四〇點、Ⅹ五五六點、Ⅺ九四四點、Ⅻ一三點、Ⅼ六五五點、Ⅽ四七點、Ⅾ四八點、Ⅿ一八八點、ⅰ四六二點、ⅱ九五六點、ⅲ五五〇點、ⅳ九八八點、ⅴ一八五點、ⅵ五〇六點、ⅶ五六六點、ⅷ九七七點、ⅸ七〇點、ⅹ一八五五點、ⅺ一〇三八八點を総計した二一三三三三點となる。但しⅩは整理中、
 XXXI は未整理部分があり、または全体の整理まちの状況であるとともに、今後もし『復古記』原史料が新たに発見された場合は、三

一項目の大分類の該当部分につけ加えることになるので、いくらか総点数が増加するだろうことをわかっておく。

尚この番号は包紙毎に付したもので、包紙内の別紙・添書状等の点数（これらには枝番号を付してある）を含めると文書総数は若干これより多めとなる。

三 『復古記』原史料の史料底本としての価値

『復古記』には『復古記』原史料および「家記」が随処に利用されているが、史料学的な意味で問題となるのは、第一に、『復古記』は正確に『復古記』原史料を引用しているかどうか、第二に、「家記」自体華族が手持の差出願伺届書控等を編纂したものであったのだが、「家記」から『復古記』が引用した諸史料は実際に差出された諸願伺届書等の忠実な復元であるかどうかの二点である。ここではこの二点について少しく検討を加えてみたい（但し漢字の字体に関しては除外しておく）。

(1) 『復古記』の原史料引用の特徴

まず最初に「総裁局記」に収められている原史料の引用の例を示してみよう。

徳川慶喜処分に対する慶応四年四月二五日付西園寺公望意見書（一―第一号―4）は次の通りである。

「徳川家名相続人体之義、更存付無之候、秩禄之義者西国ニ而十万石斗賜候而可然歟ニ奉存候事

四月廿五日

公 望

『復古記』第四冊一四頁には、右の史料が出典を「総裁局記」として次の通りに引かれている。

「徳川家名相続人体之義、更存付無之候、秩禄之義ハ西国ニテ十万石計賜候テ可然歟ニ奉存候事

四月廿五日

公 望

総裁局記

相違点は変体仮名がすべて片仮名を用いた旧仮名遣いに改められている処にある。

次にⅢ「弁事局叢書」に収められている原史料の引用の例を示してみよう。

菊池氏及び加藤清正の勲功を表彰することを請うた慶応四年五月二三日付長岡左京亮（護美、軍務官副知事）願書（Ⅲ―第四号―33―7）は次の通りである。

「今般

王事ニ身を没シ候者、於東山招魂祭被

仰出難有、往々勤

王ニ志シ候者益興起可仕、且楠中将之精忠、豊太閤之偉烈をも益御表頭被為在

皇国之御美事無此上奉存候処、肥後国菊池氏代々素よ里

勤

王第一之偉忠ニ而

皇室御急迫之間百々苦戦、其忠実赤誠今古ニ超越スル者ト可申、且又加藤清正茂豊太閤之先鋒トシ海外ニ御国威を輝し、其忠勇一世ニ卓絶、今日ニ至り而愚民迄茂大ニ仰慕、彗星山之廟所参詣群を成シ候事ニ而、異域之青史等ニも鬼将等ニ威名照耀罷在候次第、別ニ論ヲ不待処ニ御坐候間、今日御一新之上者、早々御贈官等有之、其大勳偉烈を御表頭被為在候ハ、益愚民之方向茂可相定、実ニ土風奮興之御一助ニ茂相成可申、至極之御美事ト奉存候間、臣多年之志願、何卒

御沙汰ニ相成候様奉伏願候、誠恐誠惶頓首謹言

五月廿三日

長岡 左京亮

『復古記』第六冊七八五頁には、右の史料が出典を弁事務局叢書として次の通りに引用されている。

「今般 王事ニ身ヲ没シ候者、於東山招魂祭被 仰出難有、往々勤王ニ志シ候者益興起可仕、且楠中將之精忠、豊太閤之偉烈ヲモ益御表頭被為在、皇国之御美事無此上奉存候処、肥後国菊池氏代々ハ、素ヨリ勤 王第一之偉忠ニテ、皇室御急迫之間百々苦戦、其忠実亦誠今古ニ超越スル者ト可申、且又加藤清正モ、豊太閤之先鋒トシテ海外ニ御国威ヲ輝シ、其忠一世ニ卓絶、今日ニ至リテハ愚民迄モ大ニ仰慕、彗星山之廟所參詣群ヲ成シ候事ニテ、異域之青史等ニモ鬼将等之威名照耀罷在候次第、別ニ論ヲ不待処ニ御坐候間、今日御一新之上ハ、早々御贈官等有之、其大勲偉烈ヲ御表頭被為在候ハ、益愚民之方向モ可相定、実ニ士風奮興之御一助ニモ相成可申、至極之御美事ト奉存候間、臣多年之志願何卒 御沙汰ニ相成候様奉伏願候、誠恐誠惶頓首謹言

五月廿三日

長岡 左京亮

弁事務局叢書

本願書も西園寺公望意見書と同様、変体仮名がすべて片仮名を用いた旧仮名遣いに改められており、また平出部分は一文字あけに変えられている(尚勤王の箇所は一文字あけにならず続けられている)。

第三例として三条家叢書の場合を取りあげてみよう。三賀保丸破船後の旧幕兵の動向を報ずる慶応四年九月六日付総房知事柴山文平書翰(XXX—(8)—62)は次の通りである。

「過日ハ水腐且民之疾苦を問申候為ニ巡村仕、常州河内郡龍ヶ崎へ到り申候処、同所東ニ当り、木原ト申ニ、賊徒共凡三百四五十人、舟七艘ニ而着致し、吉田屋ト申ニ而支度、余ハ舟ニ居候而、皆々吉田

屋ハ握り飯を送り候段注進致し候間、早速最寄之諸藩江布告仕、出兵為致、四方江分隊、撃取申候積リニ御座候、尤昨夕刻、賊徒老人擲捕、詰問仕候処、過月ハ東京小網町ハ、凡五百四五十人船ニ乗リ、廿二日歟ニ大風ニ而難船仕、挑子口ニ而破船、無抛高瀬船式艘、其外小船借り受、本月三日ニ木原江上陸、只今人数凡三百五十人、有之よし白状仕候、いづれ共不殘撃取可申覚悟ニ御坐候間、右大略奉言上候、猶委細ハ肥後藩青木彦兵衛ハ可申上候、今朝未明発途ニ臨、勿々相認、前後御推覧、乱筆御用捨可被下候、已上、

九月六日

柴山文平

三宅 慎 蔵様

『復古記』第一〇冊七〇二頁には、右の史料が出典を三条家叢書として次の通りに引用されている。

「過日ヨリ水腐且民之疾苦ヲ問申候為ニ巡村仕、常州河内郡龍ヶ崎へ到り申候処、同所東ニ当り、木原ト申ニ、賊徒共凡三百四五十人、舟七艘ニテ着致シ、吉田屋ト申ニテ、三十人計リ支度、余ハ舟ニ居候テ、皆々吉田屋ヨリ握り飯ヲ送り候段注進致シ候間、早速最寄之諸藩へ布告仕、出兵為致、四方へ分隊、撃取リ申候積リニ御座候、尤昨夕刻、賊徒一人擲捕、詰問仕候処、過月ヨリ東京小網町ヨリ、凡五百四五十人船ニ乗リ、廿二日歟ニ大風ニテ難船仕、挑子口ニテ破船、無抛高瀬船二艘、其外小船借り受、本月三日ニ木原へ上陸、只今人数凡三百五十人、有之ヨシ白状仕候、イツレ共不殘撃取可申覚悟ニ御座候間、右大略奉言上候、猶委細ハ肥後藩青木彦兵衛ヨリ可申上候、今朝未明発途ニ臨、勿々相認メ、前後御推覧、乱筆御用捨可被下候、以上、

九月六日

柴山文平

三宅 慎 蔵様

三条家叢書

本書翰も他の二史料と同じく、*が*をふくめ変体仮名がすべて片仮名を用いた旧仮名遣いに改められ、更におくりがなが補われている。また御坐候を御座候に、已上を以上に改めているように漢字表記自体も統一化が試みられている。

以上三史料をもとに、『復古記』原史料と『復古記』との異同を検討してみたが、やはり今後『復古記』から史料を引用しようとする場合には、原史料にさかのほり仮名遣いや漢字表記等を正確に確認する作業が必要であると思われる。

(2) 「家記」と『復古記』原史料の異同

「家記」より引用された史料となると、問題は複雑になってくる。実物は太政官政府が所持し、手許にあるものは控なのであり、更に差出した文書の控がすべてそろっていたとは考えにくい。ここではいくつかのパターンに分類して検討を加えてみたい。

a 「家記」が不完全にしか史料を示していない場合

『復古記』第一冊六一八頁には近江国大溝藩主分部光貞の慶応四年一月一七日付届書が次のように「家記」から引かれている。

「今般、国力相応人数差出候様、奉蒙 仰候ニ付、士分三拾五人、足軽四拾人、惣同勢参着仕候、此段御届申上候、以上

正月十七日

分部 若狭守

分部光謙家記

しかし、実際の届書(XXIII—(4)—88)は、本文中の異同は除外するにしても、差出人は「分部若狭守名代 長野幸左衛門」となっているのである。

同様のことは『復古記』第一冊六五八頁の大和芝村藩織田長易の慶応四年一月一九日付届書にもいうことが出来る。ここでは「家記」に従い、差出人を「織田撰津守家来 竹村貞一郎」としているが、実際の届

書(XXIII—(3)—25)は差出人が「織田撰津守家来 坂井権右衛門」となっている。

b 「家記」の史料内容が『復古記』原史料と異なる場合

『復古記』第二冊五一二頁には、天皇親征中止を求めた慶応四年二月二四日付峰須賀茂韶の建議が、「家記」を出典として示されている。長文なので冒頭の部分のみを実物(XXVI—封筒の部—183)と対比させてみよう。注記の部分が実際の建議書に書かれているものである(平出部分の指示は省略する)。

「先般以来、非常之御英断ヲ以テ 王政復古被 仰出、万事 神武創業之始ニ被為基、朝政御一新被遊候段奉謹畏候、重畳不堪感激、皇国之洪福不遇之奉存候、微臣儀、兼テ 勅召相蒙罷在、過日上著仕候、然ル処、未タ喪中罷在 御廟 議不奉拝承、都下之事情モ熟知不仕、差出ケ間敷建言仕ル儀ハ屹ト可相憚之處、実以当今之时会、臣子之分ニ於テ黙止難仕、鄙野愚衷左ニ奉吐露候(下略)」

ここに見るように冒頭部分のみでも仮名遣いの他にかなりの相異があり、『復古記』の史料をそのまま峰須賀茂韶建議書として引用することには問題があるだろう。尚『復古記』には差出人名が示されていないが、建議書そのものには「阿波少将」と認められている。

もう一つの事例は慶応四年三月二四日付吉田藩主大河内信古家来の願書である。『復古記』第三冊一〇九頁には「家記」を出典として引かれているが、実際の願書(XXVI—第一〇袋—3)とはかなり違っている。実際の願書の相違部分を注記して左に示してみよう。

「今朝屋敷内中間部屋ヨリ手過仕候処、早速鎮火候得共、彼是及騒擾、
[行幸中御共奉恐入候、依之不之元町……]
[撫] 行幸中之儀ニ付別テ奉恐入候間、木之元町用場へ謹慎罷在候
[無] 間、如何相心得候テ宜御坐候哉、宜御沙汰被成下候様奉願候、

三月廿四日

大河内刑部大輔家来
沢田 佐一郎

右の二史料の内、蜂須賀茂韶建議書は、「家記」の利用した控が正確なものだったことが相違の理由と思われるが、大河内信古家来の願書になると、文面が違いすぎて当惑してしまう。一つの可能性として、

—第一〇袋—3の史料を三月二四日付で差出し、文面が不備なので書き改めさせられ、同月日付の「家記」の文面の願書を再提出したかも知れない。とすると今後の調査の進展の中でその現物が出てくる可能性がある、しかし、書き直しの場合には文書を受けとらない筈であるし、今の処判断に苦しむ。

c 「家記」そのものには史料が記載されていない場合

華族各家は手許の願届書控をつなぎ合せたり、削除したりして「家記」を編纂していった。その際、既に手許には存在しなくなっていたのか、あるいは削除したのかの熟れかは不明なのだが、実際に太政官政府宛に差出された書類を相当程度省略しているのである。一例を示すと、慶応四年七月一六日の奥州浅川村の戦闘は『復古記』第一三冊五五頁以下に詳細に記述されており、この戦闘に参加した彦根藩の戦いぶりは「家記」を引用して記されている。この部分を七月一七日付で政府宛に報告した「井伊掃部頭内 河手主水」の届書(XXII—18—17)と比較検討すると、戦闘経過の部分は完全に同一であり、後半の「討取分捕、味方之死傷別紙之通御座候趣、出先ヨリ申越候条、此段御届申上候、以上」の部分が当然のことながら削除され、また、別紙に記載されている彦根藩士死傷人の名前が「家記」の末尾に付されているが、

「一」首

但仙台藩佐藤兵左衛門ト記有之

一級

一同

但姓名不分

一生捕

但仙台藩大野良平

右討取之分ニ御坐候

一大砲

但線条加農二門、白砲二門

一彈藥

右分捕之分ニ御坐候

五箱

四門

三級

の部分は「家記」には記されていない。

右の事例は、井伊家が「家記」を編纂した当時、完全な控を所持していたかも知れないと推定できる場合なのだが、次の事例は、「家記」編纂当時既に控そのものが存在していなかったと考えられるケースである。即ち『復古記』第一冊七〇五頁にある慶応四年一月二三日、宮津藩老臣勤王証書差出しの件がその例である。ここでは「西園寺公望家記」に従い、「其老臣沼野某^{半太}等奉命他無キノ証書ヲ呈ス」と事実のみを記し、証書の内容にはなんら言及していない。また「家記」にも内容の記載はない。しかし実際にはこの日沼野等は勤王証書(XXII—(7)—95)と血判起請文(XXX—(10)—66)の二通を差出しているのである。前者は左の通りである。

「今般奉

朝命候上者、奉対

朝廷毫髪茂二心無之勤

王之志第一ニ相立、壘身粉骨、飽迄尽赤心候者申上候迄茂無之、別

紙誓書ニ記載候条々、天地ニ誓ひ決而相違仕間敷候、若於相背者如

何様之頭誅を被加候共、甘心奉

命可仕候、為後日証書奉差上候、

慶応四戊辰年正月廿三日

また後者は次の如きものである。

「敬白起請文之事

一専奉

朝命異心無之事、

一報国尽忠不失大義候事、

一於弾正忠万一異儀有之節者庶子之内を以可便社稷事、

(以下熊野牛王法印紙の上に記されてある)
右之条々堅相守可申、若於相背者可蒙

日本大小之神祇頭鬻者也

慶応四戊辰年正月廿三日

沼野 半太夫 (花押)
森 左兵衛 (花押)
関 十郎衛門 (花押)
関 左門 (花押)

沼野 半太夫
政道 (花押)

森 左兵衛

関 義介 (花押)

関 十郎左衛門

盛 (不明) (花押)

関 左門

清熙 (花押)

尚、「家記」には記載されながら、復古記には採用されなかったケースもある。『復古記』第一冊七八〇頁に言及されている慶応四年二月一日付松江藩世子松平瑤彩磨の勤王誓約書翰がその例である。『復古記』では「池田輝知家記」に従い「定安ノ子直応瑤彩及ヒ老臣等、書ヲ呈シテ他ナキヲ矢フ」と事実のみを記し、書翰の内容にはなんらふれていな

いが、「家記」には不十分な写がのっている。この松平瑤彩磨の実際の書翰 (XXIII—(7)—31) は次のようなものであった。

「兼々出羽守ノ申聞置候儀茂有之、挙国

王命奉戴致し、効微衷度旨趣ニ有之、末家共茂同様申合候、此段宜敷御承知可被下候、以上

二月朔日

松平 因幡守殿

松平 瑤彩磨
直応 (花押)

d 「家記」の日時推定が誤っている場合

「家記」には間々日付を間違えているものがある。筑前藩主黒田斉溥の、自分が病気なので、其子下野守をして上京させたい旨の届書は、『復古記』第一冊七二〇頁に「家記」を引くかたちで慶応四年一月二五日の条に収められているが、実際の上申書 (XXX—(11)—32) は一月二三日付の次の如きものである。

「追々被

仰出候趣奉拝承候上者、迅速上京可仕之処、持病之疝邪不相勝、何分差向旅行難仕候、依之忝下野守儀近々上京為仕儀御座候、此段申上候、以上、

正月廿三日

黒田 美濃守

また、『復古記』第二冊四九三頁には「家記」を引き、慶応四年二月四日、長府藩主毛利元周が義弟宗五郎を以て養子にすることを願ったとあり、その「養子奉願候覚」なるものの全文を掲載しているが、これと全く同一の「養子奉願候覚」 (XXX—(11)—36) が「慶応四戊辰年正月廿五日」で太政官政府に提出されており、そこには元周の黒印と花押がある。

この両者共に、「家記」編纂時に月日推定を誤ったか、再度同一文書

を提出したとすれば、手許の諸史料が既に不十分なものになっていたかの孰れかであろう。

e 「家記」が編纂物であるが故の場合

これまでaからdまでの諸点を史料を示しながら検討してきたが、「家記」を利用する際の最大の留意点はそれが編纂物であり、編纂時のさまざまな配慮(言葉遣いも含め)がなされた上で完成したものだという点にある。ここでは榎本軍の蝦夷地上陸と松前藩の対応を例にとりあげてみよう。『復古記』第一四冊の後半部分は「蝦夷戦記」に宛てられ、松前藩の行動は「松前修広家記」から引かれているが、現実には松前藩は、藩主が奥州平館に逃れた直後の明治元年二月一二日、松前志摩守家来石河七郎の名で弁事御役所宛に長文(折紙九枚)の経過報告書(XXVI—封筒の部—228)を差出しているのである。この両者を比較すると相当部分が相違している。二箇所のみ示してみよう。その第一は明治元年一月一日、蟠龍艦の福山城砲撃の箇所である。報告書には次のように認められている。

「十一月朔日何国之船ニ候哉、軍艦壹艘福山ノ東南白神津ニ相見得候ニ付、煩台ノ砲相発候処、右軍艦忽然津軽藩旗章を指立候故、発砲暫差扣居候処、右軍艦次第ニ漕寄、港内一周二十丁程之距離ニ而福山城江一声砲発、又忽然旭日之旗章指立候ニ付、右旭日之旗章ニ対シ砲発如何与遲疑仕候得共、定而賊徒之點計与見切候間、則城外三煩台ノ一時打出候処、賊艦ノも打出、双方砲戦中、敵藩十八斤長煩、賊之艦腹を貫き火焰忽漲起、四十八斤長煩、賊之艦舳ニ中、賊艦殆傾覆、困厄之体ニ而遁逃、白神岬を過ル時、僅ニ一声砲発、其俣遠洋ニ去、夫ノ右賊艦、同日未之上刻、福山ノ五里福島村海岸江又々相迫候ニ付、此所兼々出張居敵藩陣代礪崎民部、総隊長鈴木織太郎兩人尽力防戦、申之下刻頃賊艦竟ニ敗走ニ及ひ候事、」

ところで「家記」のこの部分では、「七八町程」の距離で発砲とあり、また十八斤ではなく「十二斤砲」と書かれている。更に報告書では旭日旗章にためらったとあるも、「家記」では「赤玉の旗章ヲ立替ヒ、福山城ニ向テ大砲連発」とされるのみである(その他の箇所の言及は省略)。

あと一箇所は一月五日福山城落城の箇所である。報告書には次のように認められている。

「同五日、賊脱艦一艘、福山港ニ相逼、陸地ニ福島村ノ山道を経て女山ニ出、野越井及部両道より絡繹侵入候ニ付、連闘苦戦之折柄、城中号令肅然上下一致社稷与存亡を与ニセント決定有之候処、隊長安田拙造父子なる者有り、妄ニ賊兵之強大ニ仮托天朝恩賜之封土を捨、祖先万艱之城地を忘れて、於江刺志摩守江徳源、他境江移遷之事件相計、紛々相唱候ニ付、激昂死憤之勢ニ而防戦罷在候士気も之か為ニ一時怠惰、反て瓦解土崩之勢を醸成ニ至候ニ付、城中勤

王有志之長鈴木織太郎・田崎東等数人、江刺江趣、拙造父子を誅戮仕候隙、賊徒則是虚ニ乘し切迫攻撃候ニ付、空敷敗軍ニ及ひ、其節賊徒小舟ニ而及部村海辺江漕寄候処、此所ニ備置候野戦迦農六門を以打出候初弾、賊之小舟ニ中り覆没、舟中之賊残無く溺死仕候、右様憤励相働候得共、人疲勢屈、遂ニ自燒落城ニ及候段奉恐入候仕合、私共於ても遺憾難尽奉存候、」

ところが「家記」のこの部分では、戦闘の具体的記述は詳細をきわめてはいるものの、安田拙造父子事件や城中の志気問題に関しては奇妙にも何等の言及もなされてはいないのである。

以上、「家記」記述の問題点につき、五項目にわけて『復古記』原史料と対比させながら検討してみた。これらの問題点は、修史局当時、京

都太政官政府文書を完全に整理した上で『復古記』編纂に臨んでいたならば回避しえたといえないことはない。しかし期限付で外部からも又内部からも編纂をせきたてられていた客観的状况や、近代歴史学の鉄則である原史料基本の考え方が未確立で、近世以来の差出史料を基とした編纂技術がまだ疑われていなかった時代であったことを考えあわせる時、あまりの得た批判にはなりえないだろう。但し、今後においては、「家記」を利用する際には、それと関連する原史料があるかどうか、「家記」と異なるかどうかの確認・点検作業はどうしても必要にならなければならない。

四 『復古記』原史料の史料内容

『復古記』原史料の大分類・修補・番号付け・封筒詰め作業と並行して一点毎の史料カード作成作業をおこなった。史料の全体が龐大なものであるため、目録によってその内容や時期がある程度しぼることのできるものはあとに廻し、原型が崩壊してしまっている **XXII** (所属不明一括史料) 以下の大分類項目の部分を優先させ、あわせて **I** (総裁局記) の冒頭から若干部分の内容を研究した。この結果、年月日・差出人・受取人の確定、内容摘要、復古記との対比等の必要事項記入を終了したカードは現在 **I** (総裁局記) 二五四枚、**II** (内国事務局叢書) 第一号の **①②** 部分二一八枚、**XXII** (所属不明一括史料) 五五〇枚、**XXIII** (諸藩旗本届書) 九八八枚、**XXIV** (社寺関係史料) 一八五枚、**XXVI** (維新史料編纂事務局借出史料) 五六六枚、**XXVIII** (維新时期民衆願書) 七〇枚、**XXIX** (維新时期公家届書) 八九枚、**XXX** (太政官政府関係史料) 一〇三八枚の総数三九五枚となっている。また以前、赤門倉庫から搬出することが可能だった一部分の袋詰

め史料に関しては、内容研究はきわめて不十分なものだが、その一点毎の概要を野紙に記したものがあつた(この部分の史料群も、今回の整理で全体の中に編入した)。それは **XI** (弁事務局書類) 第三袋(六二点)、第四袋(一〇六点)、第六袋(六五五点)、第一〇袋(一四二点)、第一九袋(八一点)、第二〇袋(六三三点)、**XII** (太政官書類) 第四袋(四五五点)、第五袋(四一点)、第七袋(五四四点)、**XIII** (留守官書類) 第一袋(九九九点)、第二袋(六二二点)、第六袋(六五五点)、**XIX** (軍務官書類) 第一袋(四七一点)、**XX** (行政官書類) 第一袋(四四四点)、第二袋(四一点)、第四袋(四四四点)、第七袋(五三三三点)、第八袋(四九九点)、第九袋(六五五五点)、**XXI** (無題名書類) クロ第二袋(八九九点)の部分であり、点数にして一三二七点である。従って、なんらかの形で一点毎の内容をつかむことの出来る点数は現時点で五二七五点であり、総点数二一三三三三二点の二五パーセントにあたることとなる。今後史料カードの蓄積にともない、『復古記』原史料への理解度は益々深まっていくことになるだろうが、ここでは、とりあえずこれまでの調査研究によって判明した史料で『復古記』に収められていないものの中からいくつか特徴的なものを選び出し、少しく検討を加えてみることにする。

(1) 幕末期史料

a 慶応二年の第二次征長に対する諸藩の対応は極めて多様であり、その中でも鹿児島藩の強硬な反対意見は周知の事実である。この問題に関しては広島・岡山・徳島三藩主も積極的に動いており、『維新史料綱要』慶応二年七月一八日の条には、「広島藩主浅野茂長・岡山藩主池田茂政・徳島藩主峰須賀齊裕、連署シテ、書ヲ朝廷幕府ニ呈シ、征長ノ不可ヲ説キ、速ニ弭兵センコトヲ請フ」との綱文が立てられ、「中山忠能履歴資料」以下一点の史料名が挙げられている。ところが、**XXII** ⑦—
4の史料では次のようになってい

「今度長防

御裁許被 仰出候所、御請書不差出旨、右も全両国士民共不服之趣
ニ伝聞仕候、依而三末家吉川監物等々歎願書差出候得共、御採用不
被仰附、違背之罪ヲ以引統御討入之義御布告ニ相成候ニ付而も、天
下之人心洞察仕候処、何分物議区々ニ而団結之場ニ至リ不申、彼是
心痛仕居候、既ニ追々戦争有之趣、此上弥大乱与相成候時え、其虚
ニ乘シ常々潜匿致居候浮浪之徒蜂起之程茂難計、万々一年恐

輦轂之下ニ此件相発候ニ於而も無此上茂奉恐入、畿内近国中国四国
九州諸藩之軍勢、過半長征ニ取掛居孰茂自国寡兵与相成、何ヲ以可
奉守護歟、甚奉心配、一時余国ニ事起リ候得え、所々ニ伝染可仕
必定之勢ニ而、内地之紛乱ニ国力疲弊仕、此機ニ臨ミ外寇指迫候時
え、実以

皇国之御大事ニ被為在、長征ニ暫差置、
皇居奉守護候外無之、申上候茂恐入候得共、時変ニ寄
鳳輦ヲ被為 動候様被為 至候而も誠ニ以無勿体、且
御安危ニ被為 係、深々奉恐入苦慮仕候、此上ニ茂時世一二層茂擾
乱ニ陥候様ニ而も、於

幕府、第一対
朝廷不被 堪恐懼義与奉存候、
公武之御為と則

皇国之御為ニ有之、長征之義、今更被遊方不被為在候事与奉存候
得共、猶此の上ニ茂

公武御熟慮御再議被 仰付、廓大之

御所置被為 施、方今之形勢一ト先御取鎮、而后篤与衆議被為 聞
召、諸藩ヲ始士民奉仰

御徳候万全之策被為 建候様奉伏冀候、

皇国之浮沈今日ニ相窮、一同杞憂之余リ、不願忌憚微志奉白上候、
宣執 奏頼入存候、誠恐誠惶頓首謹言

七月十四日

茂 勲
茂 長
茂 政
茂 韶
齊 裕

飛鳥井中納言殿
野 宮中納言殿

この史料は、七月一四日、広島藩主、同世子、岡山藩主、徳島藩主、
同世子の五名が連署して武家伝奏を介して朝廷へ建白した建白書の現物
である。また岡山大池田家文庫所蔵「史料草按」一五では慶応二年七月
一八日の条に「我公及阿州侯御父子芸州侯御父子御連署之御建白阿州年
寄仁尾内膳奉持 朝幕へ被差出」として朝幕宛建白書なるものを引用し
ているが、冒頭部分が「今度長防 御裁許被 仰出候処、御請書不差出
旨、右も全奇兵隊之徒相拒候趣ニも伝聞仕候」となっているのを始めと
して相当程度文言が違っている。これらのことをふまえると、七月一四
日に彼等は朝廷に建白し、同日一八日、文言をかなり変えて「史料草案」
が引用する建白書を幕府に提出したというのが事実であろう。薩長とは
異なる路線をとる因備阿芸グループの政治行動の解明は、幕末期の重要且
つ興味深いテーマの一つであり、今後共注意深い検討が求められている。
b 慶応二年七月二〇日、第二次征長のため大坂城滞在中の將軍徳川
家茂が病死、征長の処置はもとより、徳川家相続や將軍職後継者問題に
関し一橋慶喜を中心に朝廷・幕府の間で種々な思惑が交錯するが、八月
八日、將軍職を継ぐのを固辞したまま征長出兵のため慶喜は参内、ここ
で孝明天皇から優詔を賜ることになる。

XXII — ② — 5の次の史料はこの時

の優詔草案である。

「

一 橋 中納言

大樹先達以来所勞之処、追々差重候ニ付、危篤之節者相統之義達命之趣相請、猶又防長之義者至急ニ付。為名代近々出陣之事、大儀ニ

思召候、「將軍職之義者兼而御断申上候旨申立之次第難被。聞食筋候得共、段々申願候趣も有之茂有之」無余義被

聞食候、乍去猶又、大樹同様厚被遊

御倚頼候間、

朝家之御為謁力(トヤ)、速奏追討之功、愈可励誠忠、依之御劔一腰賜之候事、

実際に慶喜に出されたものは、第一次案のものである。草案の推考過程は第一段階で「」印部分の削除が検討されたが撤回され、第二段階で「」印部分を削除し、かわって「茂有之」と「猶又」が書き加えられたが、これもまた撤回され、結局第一次案にもどったと筆者は推定する。第一段階の意見は將軍職後継者への言及部分のすべての削除を狙ったものであり、第二段階の意見は將軍職後継者を慶喜としたいとした孝明天皇の意志表明部分の削除を狙ったものである。この時期は既に第二次征長の完敗が誰の目にも明かになってしまった危機的な時期であり、將軍職を誰が受け継ぐかが極度に重要性を増していた時であった。優詔起草参加者とその審議プロセスを示す好史料があれば、この草案史料はより微細な真実を語り始めてくれるであろう。

c 朝廷の叙位任官の権能とその具体的手続きは近世国家史の中でも興味あるテーマの一つである。最近の研究では今江広道氏の「江戸時代の武家官位と公家の家計」(『栃木史学』第四号、一九九〇年三月刊)など、こまかなニュアンスを明かにした好論がある。『復古記』原史料の

中にも幕末期段階の関係史料が豊富に存在する。

ところで、叙位任官は形式的には天皇の大権であり、武家を除いては、申請者一人一人の申文(「官位小折紙」)に天皇が「御爪点」を加えることで裁可される形をとっていた(下橋敬長『幕末の官廷』)。但しこの際にいくつかの必要書類があり、その一つが、申文と家例書・勅例書を一とまともに書きなおした文書である。恐らくこれは後述の勅問等における審議の際の必要性からであろう。ここでは元治元年十一月二三日に従二位に叙せられた久世通照の場合のもの(XXII—②—11—⑦)を例に

「上包

中八年 四十七才
通 照

申

従二位

正三位 源 通 照

一家例

岩倉 具

起 卿 四十七才
叙正三位

正保四年十二月七日
去正月五日分
中三年

承応元年十月十二日
去年正月五日分

同 乘

具 卿 四十三才
叙正三位

宝永五年後正月十七日
中四年

正徳三年十二月二十三日

四十八才
叙従二位

なお本文書の端裏には「職事勝長」とある。申請者一人毎に職事がつぐが、久世通照の場合には藏人頭甘露寺勝長が担当したのである。

必要書類が天皇の前にもってこられる前に、申請通り許可していか
どうかの勅問が五撰家に下る。五撰家は叙位任官に関しては勅問衆とし
て特別の権限を有していたのである。従ってここに勅答書が必要となっ
てくる。それは申請者の名前を列記した後に意見を記した形式をとる
が、公卿とそれ以外とは同一文書には書かれてはない。また常に意見が
ある訳ではないから、あらかじめ勅答書だけ書いてしまっているものも
中にはある。XXII—②—11—⑨がその例である。つまり

「 関白

鷹司前関白

内 大臣

一条大納言

九条大納言

鷹司大納言

各無子細存候、宜在天気矣、

というものである。この関白は二条斎敬、以下鷹司輔照、近衛忠
房、一条実良、九条道孝、鷹司輔政の面々である。

右にとりあげた久世通熙他三名に関する勅答書(XXII—②—11—⑩)の
場合も、四名の名と申請位階を記した紙に、このような勅答書の紙を貼
り継いだ形をとっている。

但し、もし勅問を受けた者が意見を出した場合には多少手数がかかる
こととなる。次の例(XXII—②—10—④)は申請者名・申請位階官職と勅
答書をあらかじめ一枚の紙に認めておいたものだが、関白から予期せぬ
意見が出てきたのである。ではどう処置するのか?

「申

駿河守

史生

式部大丞 宗岡 経

成兼

美濃守

従六位下

因幡守

従五位上

「 関白

(ここに紙の貼継あり)

宗岡経成兼国之事、家例茂無之、傍例古候得共、四十二箇年之勤勞
且自催願書茂有之間、以不可為後例之旨被任候哉、自余申文各無存
候、宜在天気矣、

(ここに紙の貼継あり)

鷹司前関白

内 大臣

一条大納言

九条大納言

鷹司大納言

各無存意候、宜在天気矣、

とあるように、関白と鷹司前関白との間を切断して、そこに二条斎敬
の意見を貼り継いでいるのである。

叙位任官関係文書検討のおわりに、勅答書がすべての申文に例外なく
作成された例証として次の文書(XXII—②—11—⑮—②)を示しておこ
う。

「申

出羽守

従五位下

加賀守

従五位下

佐渡介

陸奥国会津正一位諏訪神社祝

神

勝 廿三才
(朱書) 「勝長」 都

美作国久米南条郡天神神主

菅原

利 四十八才
(朱書) 「勝長」 信

上召使左兵衛権大尉

行 恭兼
(朱書) 「勝長」

廿五才
胤

正親町三条家諸大夫 洪
千葉 近衛府 左近衛将監 大江 泰
大炊御門家諸大夫 大江 成
中七年 従五位下 善

全兼
廿三才

丹後守	甲斐国巨摩郡宇波刀神社神主	藤原正	〔朱書〕	勝長	廿三才
従五位下	越前国蒲原郡住吉大明神神主	藤原定	〔朱書〕	勝長	廿四才
長門守					
従五位下	豊後国速見郡若宮八幡宮社司	紀泰	〔朱書〕	勝長	四十四才
对馬守					
従五位下	近衛府府生	身人部清	〔朱書〕	秀	資生
右近衛将曹	京都方案人加賀介	多忠	〔朱書〕	久	資生
左兵衛少尉	瀧口中九年 従六位右衛門権大尉	藤原信	〔朱書〕	勝長	廿六才
正六位下	豊前国宇佐明神八幡宮祠官	宇佐公	〔朱書〕	資生	四十七才
従四位下	中六年 正五位下				
正五位下	典薬寮医師	源光	〔朱書〕	演	四十八才
従五位上	陸奥国会津郡田出字賀大明神社司	源国	〔朱書〕	賢	五十一才
	典薬寮医師	源謙	〔朱書〕	道	五十八才
	菊亭家諸大夫	源親	〔朱書〕	義	廿六才
正六位下	中六年 従六位上				
	同侍	源明	〔朱書〕	命	六十六才
	同				
	近衛府	藤原	〔朱書〕	長	廿二才
従六位下	左近衛将曹藤原武職男	藤原武	〔朱書〕	長	廿七才
	同	泰	〔朱書〕	壽	十七才
	右近衛将監泰武分男	武	〔朱書〕	壽	十六才
法眼	仁和寺院家菩提院	実	〔朱書〕	譽	十六才
関白					

鷹司前関白
内大臣
一条大納言
九条大納言
鷹司大納言

各無存意候、宜在天气矣、

なお、朱書部分は担当職事名であり、甘露寺勝長、清閑寺豊房(蔵人頭)、勘解由小路資生(蔵人)の面々である。

叙任官は神職・僧侶等の出国から京都での種々の手続、朝廷の審議、口宣案作成、叙任者氏名の公卿間の廻状等さまざまな段階とそこでの作成書類が存在するが、それらを史料学的に整備する作業も、幕末期に關してはまだ十分とはいえないのである。

(2) 一二・九クーデタ前後

a ここで第一に問題になるのは一二月九日、宮堂上方に對しておこなわれた王政復古布告(列藩宛布告は一二月一四日のこと)のテキスト正文である。『復古記』第一冊二三七〜八頁にあるものは典拠を「嵯峨実愛手記」並びに「二条斎敬家記」としているが良質のものではなく、諸本を比較してそれぞれ異同がある。ここでテキスト正文作成に使用するのはA宮・堂上方への布告(折紙、**XXII**—**16**—**48**)とB「慶応三年 武家江遣書翰留」(横半帳、**XXX**—**10**—**90**)所収の戸田大和守宛議奏加勢中院中納言申入書(一二月一〇日付)の二点である。Aそのものを正文としたのだが、Bと比較すると助詞が三ヶ所抜けており、かといってBは後半部分少しく略記されていて、そのまま利用することは出来ない。従ってここではAに欠けているのをBより「」で補うこととする。

〔徳川内府(内府の次に公の字あり)従前御委任大政返上將軍職辭退之兩条、今般断然被聞食候、抑癸丑以来未曾有之国難、

先帝頻年被 悩宸襟候御次第、衆庶之所知ニ候、依之被決
叡慮、王政復古國威挽回之御基被為立候間、自今撰関幕府等廢絶、
即今先仮リニ総裁議定参与之三職ヲ置レ、万機可被為行、諸事
神武創業〔ノ〕始ニ原ツキ摺神武弁堂上地下〔ノ〕別ナク至当ノ公
議ヲ調シ、天下ト休戚ヲ同ク可被遊
叡念ニ付、各勉礪、旧來驕惰之汗習ヲ洗ヒ、尽忠報國之誠ヲ以テ可
致奉

公候事、

一内覧 勅問御人数国事御用掛議奏武家伝奏守護職所司代、総而被

廢候事、

一三職人休

総裁 有栖川帥宮

議定 仁和寺宮 山階宮

中山前大納言 正親町三条前大納言

中御門中納言

尾張大納言

安芸少將 土佐前少將

薩摩少將

参与 大原宰相 万里小路右大弁宰相

長谷三位 岩倉前中將

橋本少將

尾藩三人 越前藩三人

芸藩三人 土藩三人

薩藩三人

一大政官始追々可被為與候間、其旨可心得居候事、

一朝廷礼式追々御改正可被為在候得共、先撰鎌門流之儀被止候事、

一旧弊御一洗ニ付、言語之道被洞開候間、見込有之向者不拘貴賤無
忌憚可致猷言、且人材登庸第一之御急務ニ候故、心当ノ仁有之候
ハハ早々可有 言上候事、

一近年物價格別騰貴、如何トモスヘカラサル勢、富者ハ益富ヲ累
ネ、貧者益窘急ニ至リ候趣、畢竟政令不正ヨリ所致、民ハ王者之
大宝、百事御一新之折柄旁被悩宸衷候、智謀遠識救弊之策有之
候ハハ無誰彼可申出候事、

一和宮御方、先年関東江降嫁被為在候得共、其後將軍薨去、且

先帝攘夷成功之 叡願ヨリ被為許候處、始終奸吏之詐謀〔ニ〕出、
御無詮之上者旁一日モ早ク御還京被為促度、近日御迎公卿被差立

候間、其旨可心得居候事、

右之通御確定、以一紙被

仰出候事、

A 文書と同一人筆跡による布告文は、^{XXII}16—44にも存在し、複数の文
書を宮・堂上各家に回達したと考えられるが、A文書が回達されたもの
と完全に同一かどうかは、回達先の現物と照合する作業が必要となる
う。

b 一二月九日の王政復古布告から一二日徳川慶喜の大坂下向までの
四日間は京都市中は正に一触即発の状況下にあった。維新政権側の者も
二条城周辺の動向に全神経を集中していた。次の史料^{XXX}(5)—89—
①は一二月一日夜半現在の探索書である。探索者は政権内部の相当
の地位にある人物と考えられる。

「二条城辺斥候ニ差越候處、風説与ハ存外穩而常ニ相変候儀者、越
前侯御供廻挑灯沢山有之、且物見と見ヘ二条通、新町堀川、三条
堀川、下立売辺江三人計リツツ新撰組与相見得、鉄砲持而通行之
人ニ目を注キ居タリ、夜中之事故格別驚ニ不足ヘク候、

一越前侯も只今二条城へ御帰り相成候、僕も騎馬なれハ先ニ駈抜タ
リ、参

内相成候歟御帰館歟難分、

万一御参

内とも相成候ハ、御漏洩を頼、

尚松平春嶽が慶喜を説得して二条城を退出したのは十一日亥刻前後の
ことであつた。

c 徳川慶喜と旧幕軍・会津・桑名勢が下坂した後も緊張は続く。彼

等が大挙上京して新政府軍と一戦に及んだ時、勝敗の帰趨は新政府側にも
自信が持てた訳では決してないのである。その一例が左の史料(XXX—

(5) 89—(6) である。

「一内府上京を被相禁度、雖然右

朝廷より之 御沙汰ニ承伏不仕節ハ討伐之儀、諸藩江大御布告之
事、

一砲声一発之期ニ到り候節ハ、帥宮・階宮御両方之内錦旗を被相
建、伏水辺御出向之事、

一同断之節、伏見辺ニ而防戦、不得止場ニ至り候得ハ三丹江向ケ御
遷幸之事、

但内実ハ事機ニ先立ち中卿其外壯健之堂上方并ニ兵隊一大
隊位ニ而御供、御鳳輦ハ堂々御儀衛を被相備御供奉之事、

一御遷幸ニ御決策候得、急速丹波江要地を相固メ防戦之御手当肝
要之事、

一伏見鳥羽辺出張之兵隊受持処ニ而防戦之上、殿之心得を以三丹江
相答候事、

一諸藩会議所

御築地近傍之地江急速御取建之事、

一芸備より早速伏見江兵隊操出候様
御沙汰有之度候事、

一小藩ハ合并ニ而方面之任御申付相成候様有之度候事、

一三丹小藩之向たりとも為

朝廷尽忠可仕様早々

御沙汰之事、

三丹の地を退路とする発想は、慶応四年一月四日、他にさきかけて山
陰道鎮撫総督に西園寺公望を命じ、薩長二藩兵を属させて鎮撫に赴かし

ている事実とそのまま直結する。『復古記』第一冊三三八頁には、一二
月二日芸藩に伏見警備を下命とあるから、本史料はその直前のものか
?

d このような情況下にあつた新政府としては大坂・摂海の喉元を扼

する淡路島の向背は極めて重要な関心事ならざるをえない。そのため淡路
警衛を厳達する徳島藩洲本城代家老稲田九郎兵衛宛沙汰書(『復古記』

第一冊四一〇頁に慶応四年一月三日付としてのせられているもの)を徳
島藩を介して渡そうとしたのである(沙汰書は(7)78の包紙の中に

②としてあり)。しかし徳島藩は慶応三年二月二二日、次のようにそ
れを拒否する(XXIII—(7)78—①)。

「稲田九郎兵衛家来共江御達御状可相渡旨奉畏候、然所、兼而国政向
ニ付阿波守ハ堅申付置候儀、茂有之候ニ付、九郎兵衛家来共江御達之

御用等御座候ハ、何分私共江被
仰付度、尤一応阿波守江申聞候上、九郎兵衛江可申付答ニ御座候、

依而此段不取敢奉申上候、以上

松平阿波守内

渡瀬浪江

十二月廿二日

合 田 左源次
寺 田金右衛門
森 甚 作

この返書を受けた後、稲田家側に加担する者であるが、左のような書付(XXIII—(7)—78—③)を新政府に差出した人物がいる。

「淡州稲田家来之事」

家老 三 田 昇 馬
同 内 藤 弥 兵 衛
是、敵敷押籠之由 林 鐵之丞

右三人之者、是非急々即日登京仕候様ニ相成候様奉願上度、呉々も奉願上候事、

一乍恐可相成候へ、本藩ト稲田ト同時ニ双方江御 召状御下ケニ相成候へ、至極都合宜敷難有仕合ニ御座候事、

一右三人之者登京仕候訳柄ニ相成候得と稲田一統即日急度御用ニ相立候儀ニ御座候事、

ここに言及されている三名に関し、一二月末に新政府は「去ル二十一日、返書之趣、彼は御掛念之筋も有之候ニ付、思召之趣徹底候様可取計候、尚又九郎兵衛家来三田昇馬、内藤弥兵衛、林轍之丞、右之輩早々上京可有之御沙汰候事」(『復古記』第一冊、三九九頁)との沙汰書を徳島藩の前記四名宛に達している。同処註記には「二十二日云々ノ事、之ヲ蜂須賀茂韶ニ質スニ、原記ヲ失シテ事実詳ナラス」とあるが、実は前出の二二日付徳島藩答書のことである。そして事態が更に切迫した慶応四年一月三日、新政府は徳島藩の反対を押し切って稲田九郎兵衛宛沙汰書を下すこととなる。明治三年の悲惨な庚午事件はここに端を発するのであった。

e dにも見える如く、新政府は自己の基盤をかためる為に種々の手をうって行く。旧幕期処罰された人々の赦免指令もその一つだが、この件では文久三年等持院足利氏木像梟首事件で各藩に禁錮されていた三輪田綱一郎等の釈放指示(慶応三年一月二十六日)が有名である。『復古記』第一冊三七五頁には三輪田元綱等六人(三輪田の他に青柳健之助・建部建一郎・師岡節斎・大場恭平・野呂久左衛門)が是日有免されたところがあるが、この他にも勢州孤野藩に預けられていた宮和田勇太郎も当然その対象となっており、即日、孤野藩は釈放方法について左の如き伺書を提出する(XXII—②—44)。

「聶千代家来江御預ニ相成居候

宮和田 勇太郎

今度御一新ニ付被

免候旨被

仰渡候ニ付、右被

仰出候趣、於在所表申渡候上者何方ニ引渡可申哉、又も当人之任意何方成共為引払候而可然哉、此段為心得奉伺候、以上

土方聶千代家来

十二月廿六日

辻 惣右衛門

右の三輪田元綱等釈放された人々が、その後どのような軌跡をたどったのか、このことは等持院事件そのものにまさるとも劣らない維新政治史の重要な一齣なのである。

(3) 年貢半減令と西国掌握

慶応四年一月三日の鳥羽伏見の戦闘、六日夜の徳川慶喜・松平容保以下東帰によって、新政府の次の課題は京都を中心軸とした西国の掌握に移った。一〇日に官位を剝奪された旧幕府側大名は、奥州会津と上総大多喜を除けば、勢州桑名・讚州高松・予州松山・備中松山の面々だっ

たのであり、彼等を頂点とする譜代大名の処分と朝廷への帰順工作が具
体的な目標となる。これが故に征討大將軍仁和寺宮嘉彰親王は一〇日中
國・四國をにらむ大坂の本願寺別院を本營としたのであり、また一四日
に旧幕領並びに賊徒の所領における年貢半減令が発せられたのであった
〔復古記〕には一二日の条に置かれていたが日付の根拠がなく、備前
藩の例を以てしても一四日発令と考えたい。この時点においては年貢
半減令は西国における障害を除去し西国を完全に掌握するには必要不可
欠の手段だと新政府は見做していたのである。しかし西国諸藩の朝廷帰
順は新政府が当初考えていたより容易に進行した。

a 会津と並んで朝敵の筆頭とされた桑名藩においても、一月一九日
には老臣酒井孫八郎等が闖藩伏罪の態度を表明、二三日には松平定敬の
義弟万之助が四日市の東海道鎮撫総督の許に至って降を乞うたのであ
る。桑名藩は二七日城を開渡し、藩士全員は寺院に立退き謹慎する。翌
二八日総督府は桑名城を接收、同日に津・尾張兩藩にその取締りを命ず
るが、左の史料(XXIII—(6)—36)は津藩宛達書の草案である。

「松平越中家来帯刀之者、輪崇寺・常信寺・海蔵寺・正念寺江泰順罷
在候人数一応被預置候、就而尾張藩江申合、万端敵重可相守候
事、
御 名
御 名

辰正月

藤堂和泉守殿

正文は『復古記』第九冊一五五頁にあるが、訂正文から又少し変化し
ている。推敲の過程がよくわかる史料である。

b 従って新政府は西国旧幕領部分の直接支配が早くも可能となつた
のであり、ここに年貢半減令の撤回が必然化する。「内国事務諸達留」

XXX
—(10)—92)の慶応四年一月二七日の条に次の史料がある。

將軍宮并所々出張惣督江

今般御復古ニ付、是迄天領与称シ来候徳川之采地及賊徒之所領等
之趣も相聞、患難疾病相救之道も相立兼候ニ付、先無告
之貧民天災ニ罹リ、困難之者江え夫々御取札之上御救助
も可有之候間、右之旨申論

入取調可致、右
従前苛酷之弊政ニ苦候哉ニ付、当年租税之義半減被

仰付、去年未納之分も可為同様、来巳年以後之処も取調之上
御沙汰可被為在儀ニ候間、右之旨、別紙之通夫々取締被仰付候間、
尚亦申論、兆民王化ニ服シ候様精々尽力可仕

御沙汰候事、
但代官支配地処石敷人数帳地面等携へ早々上京可被致候、若代官立去候
地処最密之國主並分御預り可申、尤石高地図面等早々可差出候事

この史料ほど、新たな政策意図が訂正箇所からあざやかに読み取るこ
との出来る史料は少いであろう。しかも半減令の撤回は伺に答える形で
のみ表明され、半減令撤回の布告はまったくなされなかった。

c 旧幕府側の西国諸藩に対しては、第一局面として城地接收、所領
の他藩預、藩士全員の謹慎処分等の諸措置が採られたのだが、これはあ
くまで過渡的なものであり、第二局面では、関東・東北の状況をにらみ
あわせながら、処分有免・領地復旧などの方策を以て新政府の下に確実
に掌握することになる。aで見た桑名藩の場合では、四月九日藩士の歎
願書が提出され、これをうけて閏四月三日、寺院謹慎者を居宅に帰し、
その妻子眷属を賑恤することを尾張・津兩藩に命ずる達書が発せられる。

史料(XXIII—(6)—36)は、内国事務局判事広沢真臣の筆にかかるとの達書草案
だが、その文末に広沢は次のような意見を付している。

「但右御決議之上者、右近將監謹慎指免、并式万石程之地免御預ケ被
程之土地
仰付、上下且々糊口いたし候程無御座而々

御仁恵不相立事ニ付、旁刑法局等へも得斗御評議、其至当之趣御発令哉之事、

これによっても一藩への措置は必ず他藩を勘案しながら決定されていたことが明白である。ちなみに右近将監とは旧浜田藩主松平武聰のこと、浜田落城後美作の飛地に移ったがもとより藩士共々窮迫の極にあり、しかも鳥羽伏見の戦によって謹慎待罪の身となっていたのである。武聰謹慎免除は閏四月二五日、美作鶴田二万七千石下賜は五月一〇日のことである。

d 桑名藩とならんで西国大名処罰問題で興味深いのは丹後宮津藩前藩主本莊伯耆守宗秀のケースであろう。丹後宮津は一月一〇日、「御不審之次第」有りとして入京差止めとなり、その後も当主彈正忠宗武が上京せず（かわって宗秀が上京）、四月一三日新政府は責問書を宗秀に達している（『復古記』第三冊七五四頁）。これに対し四月一四日付で宗秀は謝罪書を提出、病氣を理由に宗武を「廃棄」し、老体ながら自分が再勤したいと申出る（同上七五五頁）。同月一九日この出願を新政府は却下するが、次の史料（XXX—10—27）はその草案である。

本莊 伯耆守

其方同姓彈正忠病氣ニ付上京遅緩、且於関東茂勤王之景跡無之御不審之廉、過日御付札ヲ以御尋有之候処、右申分無之趣を以、^{彈正忠}同人儀今日限廢棄いたし、其方乍老体再勤いたし度願之趣「全く恭順之体ニ無之候、勿論彈正忠反跡顯然たるニおゐてハ、一家之興廢朝廷之御所置ニ有之、若又景跡曖昧ニ涉候とも、上京之上申。詎^{候条}理明亮、勤王之心底相違無之ニ於而之品ニより寛厚ニ可被^候処、^{彼是}判然いたし候迄、^{猶差扣可有之候事}其方願違之趣」不及御沙汰、追而彈正忠上京御取糺之上何分之^{申詎条理明亮勤王之心底相違無之ニ於而ハ}

御沙汰可被仰出候事、

これが正文（同上七五七頁）では、「」内が削除され、細字の「：心底相違無之ニ於而ハ」の次に「」内の「品ニより寛厚」云々の文章がつかがるようにされている。草案の「全く恭順之体ニ無之候」といった強圧的な詰問調の語調が修正案によってかなり緩和されたのである。全国的に譜代大名の受け取り方を勘考しての削除・訂正ではなかったろうか？ 尚本莊父子の赦宥は五月二三日に下り、宗武は廢藩置県迄其地位を保つこととなる。

(4) 関東における戊辰戦争

西国掌握の目途が立った一月二七日、年貢半減令は撤回され、大坂本營に滞在していた仁和寺宮征討大將軍は、東征を議するため京都に呼び戻される。熾仁親王が東征大總督に任ぜられるのが二月九日のことである。

a ところで、旧幕府との全面対決にむけ二月三日には関東親征の令が発せられている。そしてこれを期に大坂遷都を実現させようとしたグループがあったことは周知の事実である。だが朝廷内の反対が強く、二月二六日、来月五日大坂へ親征行幸の布告が出されると同日、「今度御親征 行幸 被仰出候ニ付テハ種々浮説等申説人心疑惑及動揺候趣、如何之事ニ候、固ヨリ関東平定之上ハ 還幸被為在候儀ニ付、心得違無之様安堵生業ヲ相励可申事」（『法令全書』）との布告をおこなっている。ところが、この二月二六日付の来月五日大坂行幸との布告草案（XXII—16—29）の中では実際に大坂遷都がうたわれていたのである。

「御親征之儀ニ先達而被仰出置候通ニ而弥来月五日被為遊御出輩、戦地御巡覽之上、大坂江

行幸、西本願寺江一応

行在^{ニ相成}被召居、海軍

御点檢^{被之}被為

在

命を四方ニ降下セられ、速ニ追討之功を被為

聞食、万民塗炭之苦を

御救済之

觀慮ニ被為

在候条、一同厚奉服受^体、邦内一致之衆力を以執掌いたし、可奉安

宸襟候、末々ニ至リ候而も不容易

御仁恤之

御趣意聊心得違無之、各可安職業候様

御沙汰候事、

但

海軍興張等之^陸

御便宜旁を以、大政官之儀も同地江被召移候条、可奉得其^{意候}

これがどのような激論の中で抹殺され、同日二つの布告になったのか、興味のひかれる所である。

b 旧体制の瓦解は特に旧幕領及び旗本知行所の民衆に強烈な印象を与え、上野・下野・武蔵においては二月より世直し一揆の様相を呈し始め、三月一日東山道総督府は右三ヶ国の諸大名に一揆鎮圧方を厳達せざるを得なくなった(『復古記』第一一冊三四二頁以下)。貢士差出延期方を求める左記の四月七日付上州吉井藩願書(XXVI—封筒の部—120)もその間の事情を如実に物語っている。

「貢士差出候様、先達而被

仰出候趣、即時鉄丸江申遣候処、右御触面三月七日相達、於在所表

鉄丸拜承奉畏候、然ル処二月下旬上野国在所近郷ニ悪徒共蜂起、

村々窮民を相誘、所々富有之在家を打毀暴行致し、既ニ領分民間ニ

而茂相侵され候者不少、依而多胡郡中自他村々ニ陣屋江救方愁訴仕

候、就而者不取敢鎮静方手当仕候得共、其辺一領ニ無之、小給所等

打交り候場所ニ而、領分之儀飛地多く御座候ニ付、所々江家来差

出、一旦相静候処、再度隣郷ニ相発候而未鎮撫ニ至リ不申候、畢竟

悪徒之誘引を以集合致し候蒙昧不便之土民共故銃刀を以無下ニ取鎮

候儀ニも相成兼、専遂教諭及鎮撫候之様仕度精々勉励仕候折柄ニ候

間、貢士之儀早速差出可申候、人少且前頭之次第ニ而、家来共散在

仕候、旁被

仰出候日限迄上京為仕候義、少々延日ニ茂可相成心痛仕候、奉恐入

候得共、右之処御猶予奉願上度旨申越候、此段宜御聞済之程偏奉願

上候、以上、

四月七日

吉井鉄九家来

佐藤 七郎兵衛

権力の真空地帯と民衆蜂起の関連問題は、信州の赤報隊事件とも、また東北戦争時の会津大一揆とも密接につながっていくテーマであり、権力のそれへの対応も含め戊辰戦争研究の重要課題の一つでありつつける。

c 古屋作左衛門等旧幕脱走歩兵と新政府軍が信州飯山で戦闘したのが四月二五日、このため信州諸藩は尾張藩や松代藩からの急報により四月一九日から二〇日にかけて同地に部隊を急派させたが、これらの軍勢は飯山戦争で解兵されることなく、閏四月一九日監軍岩村精一郎の指令により、越後屯集「賊徒討伏」のため翌二〇日滞在地の越後高田領新井駅を出発するのだった。信州各藩は既に一ヶ月以上の従軍により財政的に

極めて困難をきたしていた。その実態は左の史料(XXIII—(8)—56)に如実に示されている。

「賊徒信州路江侵入之趣ニ付、兼而協力討賊之儀ニ勿論之儀、然ル処、飯山・川浦等ニ而解散と相成、就而弊藩共解兵之儀追々申立候得共、猶此上御進軍之儀御達之趣、其段ニ一同奉畏候、素々兵力茂無之、其上追々滞留茂永々ニ而疲弊切迫仕候間、何分兵食之賄方被 仰付被下置候様奉願上候、以上

閏四月十九日

諏訪因幡守家来

一左衛門

内藤若狭守家来

青七 蔵

堀美濃守家来

堀保次郎

大給織殿頭家来

梅村周治

内藤志摩守家来

田中万治

嘆願諸藩は名前の順だと高島藩・高遠藩・飯田藩・田野口藩・岩村田藩の五藩である。差出し先は信州諸藩を統轄する立場にあった尾張藩であり、同藩はこの嘆願をうけ、五月四日、京都の弁事役所に次のように処置方を伺うのであった(XXIII—(8)—57)。

「今度越後国江出張之官軍兵食之儀ニ付、別紙之通趣諏訪因幡守初之家来より彼地江出張罷在候弊藩隊長之者まで差出申候、右へ遠征之儀ニ付軍費日々多ク、諸藩共疲弊ニ及び候而、兵食欠乏軍機を失ひ、自然兵士之心怠慢壞敗を生し候而者、不容易次第ニ御座候付、右之趣東山道鎮撫惣督府軍監岩村精一郎江具ニ申達候処、至極尤之筋ニ付、早々御達申上候様申聞候、付而今度出張之諸藩一同并弊藩出張之者江茂

朝廷より兵食被下置候様仕度、此段早速

御沙汰被成下候様可申上旨、大納言ヲ申越候付、此段申上候、

五月四日

弁事

御役所

この伺書は会計官と軍務官にすぐ廻される(XXIII—(8)—54・55)が、その結果は不明である。

このような出征軍費に関する言及は「家記」には中々掘りにくい性格のものではあるが、戊辰戦争と軍事費との関係は各藩の具体的な実態をも含め、より実証的な研究が望まれる。

d 古屋作左衛門隊の動きとともに林昌之助グループの動きも関東での戊辰戦争を考える上で重要である。同勢は上野彰義隊の蜂起と呼応して五月下旬箱根戦争を闘い、小田原藩を含め近隣諸藩や東征諸隊がさまざまな形でこれに係ることになるが、次の史料(XXIII—(9)—74)も箱根戦争の緊迫度を側面から物語っている。

「内膳正儀、在所江之御暇願之通被

仰出、去ル五月六日当御地出立仕、東海道筋旅行仕候処、雨天続等ニ而故障之儀御坐候而、同月二十八日漸掛川宿迄罷越候処、箱根辺不穩趣ニ而人馬差支候ニ付、同所江滞泊仕居候得共、早急継立茂出来兼候趣ニ付、無抛同所海手川崎宿江相廻り、同月晦日同港へ乗船仕、上総国五井沖江碇泊、七月二日領分下総国浜野村海岸江着仕、夫々上陸同国生実陣屋江着仕候段、昨夕申越候ニ付、此段御届申上候、以上

森川内膳正家来

市原百次郎

七月十七日

弁事

御役所

但し五月晦日川崎港を出港して七月二日に下総の生実陣屋に到着した

徳川元千代内
尾崎将曹

とは少し時間がかかりすぎてはいないか。しかも五井と浜野とは目と鼻の先である。上陸を躊躇させるなにかが存在したのだろうか？

(5) 東北における戊辰戦争

a 慶応四年三月二日、奥羽鎮撫総督九条道孝・同副総督沢為量・同参謀醍醐忠敬等が仙台に向い京都を出発するが、この時には奥州の戦闘があのような形で展開されるだろうかとは三名とも想像し得たろうか？『復古記』第一二冊一九七頁以下には、附属の兵隊は薩・長・筑前・仙台（上京中の藩兵）四藩各百名づつとあるが、次の史料（XXIX—(1)—46）によれば人数はかなり相違している。

一 人数書

- 御守衛兵隊 凡三百人
- 九条家供 百五拾人
- 沢家 供 凡六拾人
- 醍醐家供 凡四拾人
- 参謀会計人数 上下凡式拾人

弁事御役所

九条家使
藤井 駒太郎

仮に仙台藩兵（隊長は大越文五郎と伊藤十郎兵衛）百名が沢・醍醐両家供とされたとしても一五〇名が過剰である。どう計算を合せるかだが、あるいは三公卿共、かなりの人数を堂上家来として召連れていってはいないだろうか。この時期の草莽層の動向を考えあわせても十分ありうることはあろう。

b 奥羽鎮撫総督府参謀世良修蔵は閏四月二〇日、仙台藩士によって殺害される。参謀の地位を傘にきて極めて横暴だった為とするのが通例の説明である。その真偽はさておき、参謀の任にあるものにとっては、

まず第一に関東の戦局との関係で会津と東北諸藩の動向を考えなければならなかった筈である。次の史料（XXII—⑬—8—①）は、四月二六日、元山陵奉行で当時会計事務局判事の地位にあった戸田忠至の家臣で、奥羽鎮撫総督府会計方として九条等に従って奥州に来ていた平坂信八郎に宛てた世良の書翰である。

「二十三日出之御紙面、前夜到来拜誦候、御本藩異変ニ付而ハ御配慮之程奉察候、然者彼地之模様承り候ニ城内ハ焼失不致、町も少々ハ残り居候由、江戸表官軍十七日夕夕薩土因三藩、壬生・結城二手ニ分ケ相進み、二十二日宇都宮・壬生之間ニ而戦争、官軍勝利之由ニ付、引続キ薩兵も操詰可申、左候ヘハ賊兵も追々敗走と相察申候、右之次第ニ付、当境ハ何も彼方ニ懸念なく、日々会境進撃之手段致居候、中村小次郎白川ヲ引返し、彼地之様子少も不相分、先達而五軒茶屋ニ而御面会之坊主江岡崎賢守相添、宇津宮焼失ニ付、知音之寺見舞ニ托し差越申候、此仁帰り候ハ巨細ニ相分り可申存候、兎角少し之賊兵決而御懸念ハ無之方宜奉存候、先ハ貴酬耳、早々不二辰四月二十六日朝

平坂 信八郎様

世良 修蔵

平坂にとっては宇都宮藩は主人の本藩であり、四月一九日の大鳥圭介や会津藩兵による宇都宮城奪取の報は極度に気懸りであったに違いない。二二日には旧幕勢と因・土・松本・壬生・吹上五藩の間で壬生近郊の安塚において激戦があり、翌二三日新政府軍は宇都宮城を回復するが、その後も下野の地においては依然として混沌たる状況の中にあつたのである。世良としてはやっきとならざるを得ない心境であつたろう。

c 世良とならんで奥羽鎮撫総督府参謀の地位にあつた大山格之助は四月一四日沢副総督を奉じて仙台から出羽に進軍し、同月下旬新庄より

薩長二藩兵を発して庄内藩と交戦状態に入っていた。次の史料(XXII—13)

—5—③は仙台藩使役として総督府に所属していた伊藤十郎兵衛宛の閏四月三日付大山格之助書翰である。

「今日両士態々被差越責報辱拜見仕候、

陳え過日来追々朵雲も拝領仕候得共、百般多忙ニ有之、夫故不埒之至平ニ御海容奉希候、乍恐 於其御地

御両卿様無御別儀被遊御 在陣之段拜承任、御同慶奉存候、於爰許御同前今以当地江 御滞陣、そろそろ軍之間似共相始送日罷在候間、尊慮易被思召可被下候、

扱亦白川・米沢之両口追々御討入、数万之御軍勢段々御功名も被為在候筈与奉推候得共、一向巨細之情実も拜承不仕候、寒河江・柴橋江も四五百人賊徒押出、一昨々廿九日始て小戦争有之、小生

ニも両日彼方江出張、昨夕帰庄いたし候、佐竹之攻口、生駒大蔵及津軽等既ニ、一昨朔日関門迄押詰候段、昨夕良蔵申来候得共、未如何様之消息も不相分候、彼方も随分盛大ニ奮立、先ツ大賀之

至御坐候、当地ニ至而人少、僅山形・上山・新庄合して三百ニ不足、薩長之弱兵も相応之戦死手負等いたし、別而人少ニ相成、御憐察奉希候、過日荒井君・太田君細々御聞取相成候間、細答不仕候

一松山使者之一条、世良方江申越候、相逢候半、被方本藩同様防戦いたし、無紛朝敵ニ御坐候、先々甚草卒之書中恐入候得共不取敢御報答迄如此御坐候、尚期後音候、恐々頑首

閏四月三日 大山 格之助

伊 藤 十郎兵衛様

二白、末筆乍失敬大越君江宣布御執成奉願候、
諸藩よりの援兵も来らず焦愚している大山の苦境は、『復古記』第一

二冊三三三頁にある四月二日付世良修蔵宛大山書翰と併せ読む時、よく理解されよう。

d 会津藩だけではない、奥羽諸藩の予測出来なかつた動向にいらだつていたのは世良や大山ばかりではなかつた。江戸の大総督府も然りであつた。東征大総督府参謀で当時江戸にいた宇和島藩士林玖十郎は京都の広沢兵助・吉井幸助宛に四月二日付で次の書翰(XXX—60—60—①)を送っている。

「一筆致啓上候、時候愈御勇猛御勤繁奉存候、

然者水野真次郎義、今般上京致候ニ付、直印誓書差出申候ニ付、直様上京之都合御座候、当主真次郎ハ未弱冠ニ候得共、中々志操宜敷、君臣共能勤 王憤振之藩ニ御座候、尤此節俄頃ニ勤

王相唱候ニハ無之、近来四五以前も京師へも重臣・留守居杯も始終詰申候、臣藩、小藩等ニテハ多分留守居さへ不差置候処、随分右藩者尊

王之道相心得居候処、此度上京段々延引ニ相成候故、君臣共深恐縮心配仕居候、何卒一藩君臣勤

王一途之至誠上達致候様懇願申出候、右ニ付参謀御両卿様も右至誠之趣私ハ添書致置候様被仰聞候、元来右国ハ出羽山形ニテ纒之小藩微力ニテ、会津・庄内之両大賊ニ被挾ながら、中々議論確乎致居、方向ニ不迷、誓書之趣一見致候ても実ニ感心致候、真次郎君、

志操ハ此度上京之上ハ、京師ニても力一杯之御奉公致、又於国元も国力一杯之御奉公致し、從來之

天恩、此時ニ万分之一奉報度旨、懇切ニ申出候、乍併上京延引ニ相成、漸此節発途致候事故、万一方向迷乱之御疑念等を受候てハ実ニ

苦痛無此上事故、右之情実打貫、一廉御奉公被仰付度旨、孰レハ願候而可然哉、又誓書等も迅速上達致候様被成下

度旨ニ付、夫故先生迄添書仕候、上京仕候ハ、何分可然様御配慮可
被下候、尤小藩微力ニ格別ニ御奉公も難出来候得共、志操を御取
被成候義ニ御座候、此段如此御座候、以上

四月廿一日

林 玖 十 郎

広 沢 兵 助 様

吉 井 幸 助 様

二白、佐竹・上杉・丹羽杯大藩ながら迷乱致し、憤振致兼候中ニ確
乎たる故、特ニ見へ申候、右三藩も追々実行相運候様ニハ相聞申
候、

右文中の山形藩主水野真次郎は閏四月一二日入京、戊辰戦争中京都に
滞在しつづけるが、国元では重臣が列藩同盟に加担、戊辰の戦争に参加
することになる。但し藩主自らの判断で加わったのではなかったため五
万石の石高は削減されず、更に明治三年七月近江朝日山に転封されてい
る。尚文中の「御両卿」とは東海道先鋒総督橋本実梁と同副総督柳原前
光のことである。

e 閏四月二〇日の世良修蔵暗殺事件は、列藩同盟形成にとって越え
なければならなかった決定的事件であった。これ以降同盟諸藩は新政府
軍と軍事的対決に進むほか途がなくなった。暗殺が個人的怨恨ではま
たくなかった(閏四月二一日薩藩士鯨島金兵衛、同二二日同藩土内山伊
右衛門も仙台藩によって殺害)以上、参謀周辺の人物は抹殺されざるを
得なくなる。その象徴的人物を我々は長州出身の名取郡大年寺の僧良完
(還俗して萩野省一)に見出すことが出来る。bの世良書翰中に言及
のある「御面会之坊主」とは彼のことである。良完は幕末仙台藩の尊攘
派儒者岡千仞と交友があり、慶応四年三月二三日奥羽総督府が仙台に入
った時は大いによろこんだ一人であった。彼は三月末伊藤十郎兵衛の紹
介で同国の世良と面会、還俗して戦争に従軍することを決意し仙台藩に

働きかける。次の四月一六日付伊藤宛書翰(XXX—(7)—81)はその間の事
情をよく物語っている。

「殊以飛檄呈啓仕候、南薫微勳之候、伏以 足下御堅勝被成御守衛奉
恭賀候、陳者過夕ニ拝眉伸本懐欣幸之至ニ奉存候、其後至今日如何
之模様無御座候故、若哉其向被係御吟味候而、小心之俗吏私意之愚
察ヲ以、拙子等にても被

召遣候ハ、是迄本藩之墮弊致囁説候哉杯と致疑惑、例之因循ニ趁
候哉と致愚察候、併於其段ニ、十年來蒙

本藩之渥恩之身、元々順天之見込ニ而治平ヲ希求する上ニ何ぞ瑣細
之小短を説て

大藩之邦憲ヲ故障せんや、只願ニ臨此時節袖手戸位素餐消光陰候
儀、実ニ滿面之慚惶ニ御座候間、此旨篤と参謀閣下始へ御通曉被
下、速ニ降 命罷成候様御周旋、伏而奉願候、拙者近日奉願拜面
候、頓首敬白

麦秋望後一日

桐 外 君 閣 下

二白

痴 兀

兵糧方ニ屈竟之人物撰置候間、御召次第兩人召連可申候、
本藩御貸上之身ニ而被召遣奉願上候、万一方ニ而論決着不
致時ニ、長藩参謀ヲ直ニ被引上候而もよろしく候、何れにもはや
支度も少敷調候故、早々御まねき可被下奉願候、以上
そして、ようやく仙台藩から許可が下り、還俗するのが閏四月上旬、
しかし既に彼に対する同藩の嫌疑は厳しいものがあり、世良の暗殺後彼
が進退にきわめて苦慮したことは『復古記』第一二冊四〇二頁の伊藤宛
五月四日付萩野省一書翰が我々に教えてくれる。同冊四〇三頁には「省
一処分ノ事、諸書見ル所ナシ」とあるが、実は身の危険を察知して汽船

をつかまえ、箱館経由で秋田に逃亡、九条道孝のもとで総督書記を務め、乱軍の中で戦死したのである(岡千仞『藏名山房雑著第一集』)。またbに言及のある平坂信八郎は閏四月二〇日頃福島で捕縛、殺害は免れたものの涌谷の牢に投獄され、釈放は仙台藩降伏の時をまたねばならなかった。奇しくも同所において平坂は岡千仞の投獄された隣牢に収容されていたのである。

尚b・c・eの史料は伊藤十郎兵衛旧蔵史料で、実弟の岡千仞が修史局に奉職していた関係で修史局に納められたものの如くである(内閣文庫所蔵「伊藤十郎平私記」については田中正弘氏の御教示を得た)。

f 東北の戊辰戦争は将兵の動向のみならず輜重問題にも目を配る必要がある。戦争の民衆負担は戦火の問題と共にこの側面において集中的に表現されるからである。次の史料(XXIII—(5)—36)は野州三万石の小藩烏山藩の閏四月から一〇月迄の輜重活動の実態を明治二年一月に報告したものである。

「去閏四月中下野国宇都宮ニ而鎮撫府ヲ依御達、佐渡守在所同国烏山領分ノ軍夫差出、六月廿九日迄為相勤候調書左之通

一 人足ノ千式百廿七人

右ニ日光道中大沢宿江閏四月五日ノ五月朔日迄五箇村ニ而相勤、

一 人足ノ老万九千五百五拾五人

右白川宿江式百廿式人ツツ中五日交代、往返四日ツツ潰日有之候共ノ外ニ宰領共閏四月廿八日ノ六月廿九日迄四拾式箇村ニ而相勤、

一 人足ノ六千四百拾七人

右大田原宿江八拾八人ツツ右同断、五月七日ノ六月廿九日迄拾五箇村ニ而相勤、

一 人足ノ千七百拾六人

右鍋掛宿江加助郷右同断、六月九日ノ同廿九日迄拾三箇村ニ而相勤、

惣ノ式万八千九百九人

右之通去七月廿日御届申上候後、同月朔日ノ十月廿六日迄白川・棚倉・式本松・会津詰軍夫差出候調書左之通

一 人足八百七拾式人

一同 八百五拾式人

一同 三百三拾九人

一同 千四百八拾式人

一同 千八百三拾八人

一同 九百拾式人

一同 千八百四拾人

一同 三百四拾五人

一同 百式拾人

一同 四百八拾四人

一同 三百八拾七人

一同 三百七拾五人

一同 三百式拾八人

一同 千四百八拾式人

一同 百拾三人

一同 九百式拾人

一同 千三拾五人

一同 千八百拾五人

一同 三百五拾九人

一同 百三拾人

興野村

大沢村

横杭村

大木須村

小木須村

上境村

下境村

小原沢村

大瀬村

烏生田村

竹原村

生井村

宮原村

滝田村

八ヶ平村

中山村

谷浅見村

大桶村

白久村

高岡村

- 一同 式百貳拾八人
- 一同 百三拾人
- 一同 百拾四人
- 一同 貳千六百拾人
- 一同 千貳百五拾六人
- 一同 六百拾五人
- 一同 千九百拾四人
- 一同 貳百貳拾八人
- 一同 貳百三拾人
- 一同 貳千八百拾五人
- 一同 五百三拾貳人
- 一同 四百五拾六人
- 一同 八百拾貳人
- 一同 三百四拾貳人
- 一同 五百七拾人
- 一同 四百五拾六人
- 一同 七百六拾八人
- 一同 四百八拾人
- 一同 九百三拾四人
- 一同 千四拾人
- 一同 貳百四拾三人
- 一同 三百拾五人
- 一同 貳百三拾人
- 一同 四百六拾人
- 一同 八百五人
- 一同 五百七拾人

- 谷田村
- 吉田村
- 小川村
- 神長村
- 月次村
- 中井上村
- 熊田村
- 上川井村
- 下川井村
- 志鳥村
- 熊田村上郷
- 大和久村
- 小倉村
- 滝村
- 片平村
- 戸田村
- 三輪村
- 野上村
- 向田村
- 八ッ木村
- 竹内村
- 刈生田村
- 芳志戸村
- 両芳志戸村
- 大谷高根沢村
- 鑑山村

一同 千七百拾人

一同 三百四拾貳人

一同 百拾三人

惣ノ人足三万六千七百拾人

右之通差出為相勤候旨申越候間、此段御届申上候、以上
三九郎事大久保佐渡守公用人
正月八日 水野 庸八郎

軍務 御役所

この六万五六一九人分の人足手当の内、その大半は村落内部で高割で賦課される。農民にとって戊辰戦争は決して大名間の争いといった他人事で済まされることではなかったのである。

g 第三章第二節eで既に触れたように、そのもの自体が一定の期間を経た上での編纂物である「家記」の史料的取扱いに関しては十分に配慮しておく必要がある。東北戊辰戦争において戦況を左右する上で大きな役割りを果たした三春藩の場合もこの例に該当する。三春藩旧藩主秋田映季が太政官歴史課に「秋田映季家記」を提出するのは明治七年二月二八日のことであるが、彼は前書で「書類焼失且戊辰之際混乱之折柄ニテ他ニ手留等モ無之、甚以不取調恐入奉存候得トモ、相分ル丈ノ廉々大略別冊ニ取調、指上申候」と史料の乏しさを断っている。実際記述は簡単で、数字等も明確ではない。しかしながら明治元年一月二〇日、同藩は戊辰戦争に対する自藩のかかわりを長文の報告書(XXIII—(9)—12—②)にまとめ、政府に提出している。紙幅の関係上戦死者届の部分のみを比較してみよう。「家記」では、「九月廿五日会津御追討ニ付、当藩ヨリ差出候人数ノ内、土分屯人夫人拾人討死仕候段、御届仕候事」とあるのみだが、報告書では次のように記されている。

「一九月廿五日

今般会津御追討ニ付、弊藩が差出置候人数之内土分壹人討死、
夫人拾人即死仕候旨、別紙之通若松出張之者共申越候ニ付、
左之通

園部終朔

右

官軍為嚮導出張罷在候処、八月晦日戦争之節、於若松城下討死
仕候、

夫人 貳人

右薩州四番隊金穀方江差出置候処、八月廿三日即死

夫人 七人

右薩州拾貳番隊江指出置候処、八月廿四日朝即死

夫人 壹人

右同断差出置候処、八月廿四日朝手負、其後死去

右之通ニ御座候、此外之儀ニ尚申来次第、御届申上候旨、参謀御
局江御届申上置候事、

戦争終結後、どれだけ藩が従軍報告書を政府に提出したかは、今後の調査を俟たなければならないが、それらと「家記」との比較対照作業はどうしても必要なことになってくるだろう。

h 東北戊辰戦争の最大の激戦はいうまでもなく会津攻略戦であった。ほぼ会津攻撃の見通しがかたまつた慶応四年八月一〇日、大総督府参謀伊地知正治は大久保利通に宛てて次のように戦局を報じている (XIX―第一袋―46)。

「当月二日之尊書并

詔書等教通被贈下、難有拜見仕候、先以不相替御在勤大慶奉存候、次ニ当所ニ茂一同無事在陣仕居候間、乍余事御放意可被下候、然其後廿九日ニ二本松城攻落し候処、福島ハ城主落失し、三春・守山

ハ弥為官軍尽力、先ニ仕合之至御坐候、扱又此中ハ越後表江差出置候もの、昨日吉井之書状持参ニ而帰陣仕候処、彼地茂海軍を以而松崎上陸候処、新発田・村松之両藩降伏、嚮導相勉候故、当月四日方々海陸之惣軍合并、会津口ノ要地・津川宿^{会津十一里位ノ処}ハ巢窟へ進発之段相知候処、当日川辺ニ而茂会賊の勢日ニおとろへ、今ハ僅ニ遠ク国境を堅候計ニ御坐候故、旁吟味仕候処、最早賊徒伏誅之機会到来ニ付、是ハ茂巢窟進取之致手配答ニ御坐候、就ハ朝敵之張本さへ打取候得ニ、其余ハ不戦候而降伏之勢可罷成儀と奉存候、尤当方茂此中ハ段々御尽力被下候故を以而追々人数茂相重、今ハ攻守ニ不足茂無御坐候得共、尚近日肥前兵着ニ茂相成候ハ、直ニ大挙之賦ニ相決申候間、追付吉左右可申上御待可被下候、恐惶敬白

辰八月十日

伊地知 正治

大久保 一 藏様

侍史中

尚々浜手之官軍未確説ハ相知不申候得共、三春ハ探索之趣ニ而モ、中村茂既ニ降伏候由ニ承及候、先達而茂申上候通、出羽表ニ而官軍大ニ振立候故、國中ノ騒動不大方由、聞取も差出候故、尚事柄相知候ハ、可申上候、

このような判断の上立って政府軍は八月二日日本宮から猪苗代に通じる関門母成峠を突破、二四日には若松城の外郭を焼却して天寧寺口等の諸口を堅め、後続の援軍を待つ態勢に入り、二六日夜からは若松城東南の小田山に薩摩・肥前両藩が大砲を据えつけ城に猛砲撃を開始する。ここに示す写真1 (XIX―第一袋―47) は八月二五日から二七日にかけての自軍(肥前藩)の行動を政府に報告した際の地図である。説明文は次のようになっている。

「一八月廿五日暮頃ヨリ翌朝迄薩州責口之内□印之場所我藩請取候

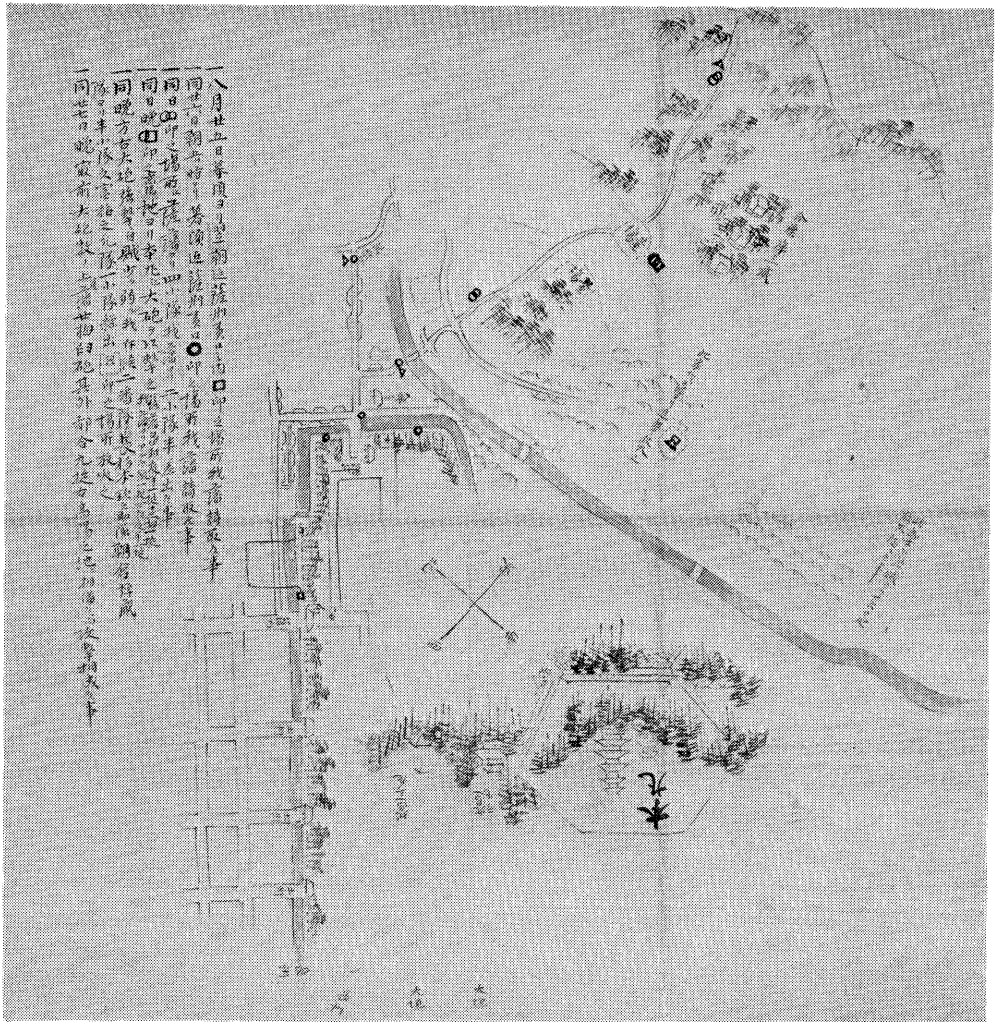


写真1

事、

一同廿六日朝五ツ時ヨリ暮頃迄薩州責口

○印之場所我藩請取候事、

一同日○○印之場所江薩藩ヨリ四小隊、我

藩ヨリ二小隊半差出候事、

一同日晚□印之高陽地ヨリ本丸江大砲ヲ

以撃之薩藩ヨリ封度半一挺十三挺一挺我藩ヨリ

アルム銃一挺封度半一挺

一同晩方右大砲強撃ニ付、賊少ク弱ル、

我斥候二番隊長杉本欽之助隊・朝倉弾

藏隊ヨリ半小隊久富梅之允隊一小隊繰

出、☒印之場所放火之、

一同廿七日晩最前大砲数ノ上、薩藩廿拇

白砲其外都合九挺、右高陽之地ニ相備

候而攻撃相成候事、

」

この中でも肥前藩のアームストロング砲は

猛威をふるったのであった。

i しかしながら会津に攻め入った政府軍

の軍規がみだれていたことは諸本の指摘する

通りであった。その中でも白河口政府軍の規

律の乱れが甚しかったようで、九月一六日、

会津征討越後口総督府大参謀西園寺公望と同

参謀壬生基修は連名で大総督府参謀に宛て、

次のような訴状(XXX—(2)—49)を送っている。

「追日嚴寒之節、督府益御安泰恐悦奉存

候、貴卿方御壯健御勤役珍重存候、然者追々官軍御勝利、畢賊徒根

拠ニ相迫り、各隊之尽力不日若松落城之義与御互ニ恐悦奉存候、扱

去日白川口より操込之諸兵如何之次第ニ候哉、無状之所業不少、日

々城下市在ニ横行し、猥ニ金銀衣類其外諸具を掠奪し、公然分捕を

口実に慘酷を相極候事ニ候、尤城中賊徒之与党ニも候ハ、公然決

議之上臨機之所置勿論ニ候得共、畢竟無告之賤民数日兵燹を避、其

方向未定処、豈凶や堂々天兵右等之醜態、却て賊徒之所業に彷彿

し、是カ為ニ塗炭之苦を受候段、誠以奉對

聖旨恐入候而已ならず、実ニ諸軍之羞辱不過之候、何卒早々可然御

所置被安民心候様希望候、

右等之始末、於も

兵部卿宮深御高配有之、則軍鑑三宮耕齋為御使御差出候条、委御聞

取迅速御糺之上蔽明御制令有之候様祈入候、右概略可申入
兵部卿宮御沙汰ニ付如是候、委細御使者付口頭候、軍務多忙中乱書
御推可給候也、

九月十六日

大総督府

参謀御中

基修
公望

文中の兵部卿宮とは慶応四年三月一七日兵部卿に任ぜられ、閏四月二

日軍務官知事に任命、六月一四日軍務官知事のまま会津征討後口総

督となった仁和寺宮嘉彰親王を指す。

j 明治元年九月二二日の会津開城によって東北の戊辰戦争は終

ある。

附 (1)

附箋 (2)

松平容保家来

既死

既死

同 田中 士佐
同 神保 内蔵助
同 菅野 権兵衛

附箋(4) 外方ヨリ承候所ニ而者、手代木直右衛門・秋月悌次郎等、専主謀之由

附箋

附箋 (3)

。附箋(1)「手代木直右衛門・秋月悌二郎、二人ノ如キハ天下均シク知ル所ニ格別タ
レトモ、其余ハ向々へ取調へ被仰付候得ハ、其中出候処ヲ以テ断然タル御処分有之、天
下後世ヲシテ肅然タラシムルコト御至当ト存候、他説ニ拠テ斟酌スルトキハ際限無之、
遂ニ私言曲論其向ニ行レ、措置当ヲ失スルノ弊害ヲ生可申事、」

。附箋(2)「首謀ヲ除クノ外、是迄御預ノ人体精選之上、相当御所置之事、」

。附箋(3)「寛典ヲ以テ諸藩首謀ノ者一統自刃賜リ可然事、但箇所ハ大寺院可撰事、刑法官」

。附箋(4)「手代木直右衛門 永禁錮」

。附箋(5)「容保ハ賊中之魁首ニ候得ハ、從臣手代木・秋月輩ニ至テハ一般之所知 首

謀同様之御処置有之可然歟、尤も同論 刑官」

伊達慶邦家来

但 木 土 佐

坂 英 力

酒井忠篤家来

石原 倉右衛門

既死

モ主宰

外藩ヨリ承り候所ニ而者松平権十郎ト申者、一藩ノ人才善惡ト

附箋(6)

。附箋⑥「此已下外聞之人体ハ一切御見捨可然歟」
。附箋⑦「右付紙同論」

既死
上杉齊憲家来
家老
色部長門

南部利剛家来
家老
榎山佐渡
丹羽長国家来

既死
家老
丹羽一学
用人
丹羽新十郎

附箋⑧「丹羽丹波 於刑法官取調」
附箋⑨「丹羽丹波昨冬首謀ヲ以テ刑官ニ自訴ス、臣タル者ノ致方、士道ヲ以テ処置可然」

既死
家老
河井継之助
同
山本帶刀

牧野忠訓家来

既死
行末不知之趣申出候得共、是ハ藤原口ニ而薩州藩中村半次郎指図ヲ以召捕斬首致候事、

阿部正静家来

右之藩ハ首謀ト申者別段無之趣歎願書差出ス、
尤其節之隊長共、専従事候得共、悉皆白川口ニ而戦死致候趣申出ル

。附箋⑩「阿部闔藩首謀無之ハ、主人正静ヲ以テ刑ニ当ッヘシ、但再調再考之事」

。附箋⑩「首謀無之旨申之申出ニ候得ハ、当時主人を輔佐セシ家老大臣之上席之もの申出候様被付可然歟。」(附箋⑩)に更に「至当 中島」との附箋あり

内藤信忠家来

井三十郎
堀直賀家来
家老
鳥

右衛門三郎
軍事方
齋藤久七

水野和泉守家来
家老
水野三郎右衛門

行衛不知
久世広文家来
家老
木村正右衛門
元中老
小嶋弥兵衛
中老
丹羽十郎右衛門

附箋⑪

其他数名アリト雖除ク
。附箋⑫「首謀数名有之ヲハ同罪タルヘシ、但シ首ト云ハ多人数ニ渡ル議ニ無之事」

既死
水野勝知家来
家老
水野又兵衛
同
水野甚四郎
同
茂野喜内

主謀者の断罪が降ったのが明治二年五月一四日なので、本史料は明治二年前半のものと思われる。文中の中島は前年から刑法官判事の地位にあった中島錫胤のことである。断罪はほぼこの通りになり、外聞によって上げられた手代木・秋月・丹羽丹波の三名は永預とされたが、庄内藩の松平権十郎は無処分にとどまっていることが興味を引くところである。棚倉藩主阿部正静については、結局既に死亡している阿部内膳が斬

に擬せられるだけで済ませている。

(6) 蝦夷地と箱館戦争

a 箱館裁判所総督に清水谷公考を任命したのが慶応四年閏四月五日のことで、同人は同月一〇日京地を発足、敦賀から長州華陽艦に乗って箱館に到着するのが二五日、翌二六日には最後の箱館奉行杉浦兵庫より事務を引継ぐのであった。

ところで清水谷が箱館裁判所総督に就任するに当り、内務事務督徳大寺実則は事務心得を彼に渡しており、正文は『復古記』第四冊二一九頁に示されている。しかしながら、この正文はその草案(XXX—10—37)に相当手を入れたものとなっている。草案では次の如くである。

「御趣意書

一 今度箱館江裁判所被建置候義ハ賊徒尚兇賊姿越恣にし、奥羽之民將ニ塗炭之苦ニ陥らむとする段、深ク被

歎思召候、何卒皇化越皇張し賊徒之勢越滅殺し、奥羽之民越して生業安堵せしむるの処置肝要候事。

一 開拓之儀ハ素々当今之急と雖、其下手之処ニ至而も実以不容易義、議論理窟之能ク功越成すへきに非ず、依之実地之形状越察し、時之宜ニ随ひ、其処理可有之、不取敢井上石見被差添遣候間、諸事後害越不生様相謀り、尚重大難決之件も候ハ、朝廷江相窺候儀可然候事、

この草案が内務事務局判事広沢真臣の筆になる修正案(XXX—10—47)によって大幅に書き変えられ、更に若干訂正されて先の正文になっている。

この草案では奥羽の戦局が箱館裁判所を機能させる第一の原因であることが前面に押し出されているが、正文では「蝦夷地開拓」が国家的課題であるという点に力点が移動し、「賊徒」云々は末尾に移しかえられ

ている。またこの草案では、難決問題の窺先きが「朝廷」とされているのに対し、広沢修正案では「大政官」に、そして正文では「太政官代」と変化している点も注意している箇所の一つである。

b 箱館戦争迄は電信が存在せず、情報の流れは幕末と同じく、汽船による急報が最も早い手段であった。五月一八日の榎本軍完全降伏の報も、同月二九日、軍艦の急報によって東京でははじめて知ることが出来たのである。しかも政令の発する場所はこの当時は東京と京都の二ヶ所にあり、その調整も至難の業であった。次の史料(XXII—18—5)はその間の事情を物語る興味深い史料である。

「箱館賊艦対州表江襲来之趣相聞候ニ付、御地行政官において肥前少将江出兵御達相成候趣等今般報知有之候、因而者於当官別紙之通り軍艦并兵隊分配方取計候間、左様御承知、已来於行政官彼是江出兵之御達無之様厚御申入置可有之候、何分軍配両手ニ相成候而者却而不都合相生し候間、万々御承知被置、異事も御座候節者急々御報知、御同策ニ出度候、此段以態飛得御意候也、

五月廿九日

西京 軍務官
東京 軍務官

箱館降伏の報知と同日の五月二九日付だから、その直前の手紙ではないだろうか？ 陸上の戦闘と異り、海軍の場合には東国・西国の区別は存在せず、その戦闘は日本をめぐる全海域が舞台となりうるのである。しかも政府軍は榎本軍の優秀な艦隊を知悉しており、宮古の海戦という苦い経験もなめている。このような判断がなされても不思議ではない。

なお別紙はXXII—18—9にある。

(7) 東西両京と留守官問題

a (6)の箱館戦争においてもその片鱗があらわれているように、京都・東京の二都体制は政府の政策決定に多大の不都合と便宜を生じさせていた。明治元年九月から一二月にかけての東幸の際には、従って東西両京の弁事間で書翰を往復させながら諸件を処理している。左の史料

〔XXII—19—38〕はその雰囲気をよく我々に伝えている。

「一筆啓上仕候、先以

聖上益御機嫌克被遊御発輦恐悦之御儀奉存候、随而各位愈御清穆奉賀上候、然々今般清水家ノ願之筋有之、委細之情実ハ書記尾崎将曹江申含メ差出候間、可然御評決可被下候、外ニ去月廿三日之御用翰、田中ノ可及 貴答之處、今日同人出足帰国候ニ付、左ニ申述候、桑名宿

御通輦之節一応御処置之儀ニ別紙之通、下太夫岡田整之助伺出候ニ付紙を以て御答候也、井上河内守領分百姓共々歎願之義、紙面儘ニ落手、御取用之儀ニ甚六ヶ敷儀ト被存候、紛忙中貴報迄草々如此御坐候、頓首、

十二月十日

土方 五位
矢野 半兵衛

神山 五位殿
齋藤 素軒殿
門脇 五位殿

差出人の弁事土方久元、権弁事矢野半兵衛は当時東京で執務、宛先は在京都の弁事神山郡廉、同門脇重綾、そして録事齋藤素軒の面々である。本書翰端裏には読了を示す議定徳大寺実則、松平慶永・伊達宗城の朱印が左から一列に捺されており、この列の下に参与福岡孝弟の朱印がある。

文中の清水家云々は当主徳川昭武が水戸藩主となったため、その後嗣決定を清水家家臣が求めたもの、田中は弁事の田中不二磨のことで、同人は一月三〇日「老母所勞」の名目で帰省の許可を得ていた。岡田整之助伺書云々とは所領を濃州にもつ同人が京都と東京鎮将府の両方の下命を受け「東西奔命」、疲弊甚しいが、今後如何にしたらいいかとの一〇月二三日付同人伺書〔XXIII—(7)—30〕を指す。別紙云々と井上河内守領分百姓歎願書については今の処不明である。

b 結局東西両京体制は、明治二年七月の留守官設置によって一応の決着がついたが、両者の間がしっくりいかなかったことは、次の史料

〔XXX—(1)—16〕からも伺うことが出来よう。

「来ル十月迄賈金惣員数取調云々の御布令御発表無之旨致承知候、然処於当地ハ既ニ去月廿三日御布令ニ付而者天下一般流布顕然候間、一日も早く御発表無之而者奸商其虚ニ乘シ不容易弊害を醸候故、至急御発令可有之候、委曲之儀ハ伊藤大蔵少輔ノ其地大蔵省江可申越候、且

御留守之儀ニ付而ハ固より人心動静を顧み万事御取捨可有之候得共、金弊之儀ニ至而ハ殊更区々ニ相成候而者不容易沸騰を醸候故、向後ハ当地御布令無遅緩御布告有之度候、殊ニ此節賈金御嚴禁も外國御心接之折柄、内地少々之沸騰を不顧、此上蔓延不致様断然御布令相成候付、此旨得与御汲取、至急御布令可有之候、右御答迄如此候也、

八月六日
御留守 官

弁 官

文中の七月二三日発令布告とは、「下方所持之賈金夫々取糺シ総員数来十月中可申出候事」との太政官布告を指す。但し「法令全書」では七

月二二日の条に収められている。留守官は人心動揺を理由にその布告を保留して東京に処置方を糺しているのである。東西の意識の差はそう簡単には消滅してはいない。

c 箱館戦争終了後は、政局の不安定さは西国において増大していきつつあった。東京の変事がどのように増幅されて伝わるか。東京の太政官政府は神経をとがらざるを得なくなる。次の史料(XXI—第一九袋—79)はその内情を問わすがたりに洩らしているのである。

「昨十九日夜途中虎ノ御門前ニ於て而江藤中弁江及狼藉候趣、別紙之通
佐賀藩ヲ届出候付而モ、右懷中書面之通、全ク同藩之卒私怨ニ出、
朝政ニ關係之筋ニ而及狼藉義ニハ無之候、且又江藤手疵之義茂別而
之浅疵ニ而為差義無之候、当節柄府下之浮説も可有之ニ付、為心得
至急申入候也、

十二月廿日

留守官

弁官

猶長崎浦上村邪宗門之輩、断然御所置画、各所江相移申候、尤只今
外国公使ヲ種々情態申立、談判最中ニ有之候得共、十七七八ハ政府
確定見込通り行届可申与存候、此段浮説如何与存申入候也、」
これによると、東京では江藤襲撃事件が反政府集団によって決行され
たこと、また外国政府の圧力によって浦上キリシタン処分が腰くだけ
になったこと、という浮説が西国に流布するのを極度に恐れていたことが
判明する。明治二年末の政局を考える上でも興味ある史料となるだろ
う。

d 留守官としては府下民衆の動向に注目せざるを得ない。特に遷都
問題は深刻なものとなっていた。従つて次の史料(XXX—(2)—82—(2))の
ように、京都府庁が激怒することにもなるのである。

「還幸御延引御布告之儀ニ就而者、過日来段々申出置候儀有之候処、

此度東京より御差廻シニ相成候太政官日誌ニハ既ニ御書載有之候、
然モ天下江御弘メニ相成、書林ニ而モ売出し候事与相考候、府より
未発之内下民既ニ悉知候様ニ而ハ当府ハ何を以相立可申哉、全体昨
秋説諭之節ハ全ク其御官より之御書翰之旨を以説諭ニ及ひ候儀ハ明
瞭之儀ニ候処、当年ニ到り候而京都府ニ於テと被 仰出既ニ日誌ニ
も被書出候ハ如何之御次第ニ候哉、旁々御答承り度候也、

三月十五日

留守官

京都府庁

明治二年一〇月中宮東京行啓に際し、府民は沸騰し阻止方に動いた
が、京都府は留守官の指示を得たとして、明年京都にて大嘗祭奉行につ
き還幸と説得したのであった。然るに『太政官日誌』明治三年第一三号
には、「当年 還幸之上 大嘗会被為執行候筈ニ候処」、未だ綏撫の道が
立たないからと、還幸延期の旨を布告すべき旨の留守官宛達書が掲載さ
れていたのである。留守官はこの達書を受領したのに違いはなかつたろ
うが、京都府にその旨を伝達しないまま、京都府庁は『太政官日誌』を
入手したのであった。昨年九・一〇月の府民の沸騰を考えた時、留守官
はこれを達することが出来なかつたのか？

(8) 草莽諸隊

戊辰戦争には畿内近国を始め、全国各所に草莽隊が組織され、京都守
衛にまた東征軍にとさまざまな活動を展開する。

a 山国郷土隊は十津川郷土隊とともに草莽隊の代表的なものである
が、同隊は慶応四年一月山陰班と大坂班にわかれ朝廷に勤王奉仕を出願
する。水口民次郎『丹波山国隊史』四一八頁によれば、大坂班は一月二
三日、「鳥居、河原林と共に西山彦市、河原林恵次郎が同伴して参与役
所へ出頭して、出願の手続を終了した」云々とあり、この願書の内容
は、今日伝わっていないとされている。次の史料(XXIV—(2)—11)がこの

大坂班の願書だと考えられる。

「奉願口上覧

一丹州桑田郡山国庄式内 山国神社之義、

三条天皇様長和五年八月、依 勅願御杣山御領山国庄江名田

共御再興、元弘年中 後醍醐天皇様御宇兵乱御味方奉仕、建

武年中 光厳天皇様御宇兵乱銘々奉守護、 正親町天皇

様永祿三庚申年 御即位御料ヲ奉献、其節桐ノ御紋御旗被

下、各如元任五位六位受領を被下、警衛使長頭家ニ被 仰付候、

右等之御由緒兼々奉心得候処、今般騒乱之由奉伺、直様社司共人

数召連上京仕候途中、丹波路

將軍様御下り之由奉伺、引返シ將軍様御陣江駐付候得共、最早奥

路江御立越ニ付、夫々無抛大坂表 將軍宮様御陣中江罷出候

而御披露被成下候処、格別御由緒之私共義ニ付、浪花ニ可被召置

義ニ無之候間、上京旨趣可奉訴旨御下知被 仰付候ニ付、則上京

仕候、乍恐前段之御由緒柄被為 聽召、右社司共之義ニ御座

候得。

内侍所様之辺ニ被召置、御警衛之義相勤候様被 仰付候ハ、難有

仕合ニ可奉存候、若其儀難相叶義ニ候ハ、相応之御役被 仰付

下置候ハ、重大之規模相立、難有仕合ニ可奉存候、尚又大嘗会

之節、往古之通五三寸三尋木奉貢献度候、且当庄者拔穂良地茂御

座候、旁先段惣御復古ニ相成候半ハ万世之法則茂相立、冥加之至

ニ奉存候間、何卒今度之御直御用辺被 仰付ハ、難有仕合ニ奉存

候、此段宜敷御執成御沙汰之程奉願上候、 恐惶謹言

丹州山国
式内山国神社五社大明神社司

鳥居 河内守[㊦]

河原林 大和守[㊦]

慶応四辰年正月

参与御役所
御役人中

夏越御秋製作人及
国産献上罷在候郷士并社司

河原林 小源太[㊦]

同社司三十六名主八十八家惣代

西山 彦市郎[㊦]

野尻 彦七郎[㊦]

河原林 栄次郎[㊦]

小島 主殿大夫[㊦]

水口氏によれば、この大坂班は因州藩に属させられた山陰班とことな
り戦争には出兵せず、あくまで内侍所守衛を願出で、京都において明治
二年まで親兵組織を維持しつづけていたとのことである。

b 赤報隊に参加しながら処刑をまぬがれた者の一人に佐久郡落合村
神主水野丹波がいる。彼の伝記は長谷川伸『相楽総三とその同志』の
「相楽総三の刑死」の章に詳しいが、それによれば、水野は追手をのが
れて上京、沢為量・沢宣嘉父子が不在のため已無く自訴し五〇日余の入
牢の上放免され、その後奥羽の為量の許で活動、京都に凱旋後に落合村
に帰省した処を御影陣屋の者が御尋ね者だとして投獄する。親族で岩村
田若水八幡神職柏原重禰がこのことを沢家に出訴し、沢家から書面を貰
って引返し、やっと水野は出牢となった、とある。次の史料(10)一
79)は、形式が少し気になるが、沢家がその際政府宛に認めた書付だと
思われる。

「信濃国陣屋

中之条 中野 御影 飯嶋

御影支配落合村神主

水野丹波事

大 助

同人義、昨年春右陣屋詰之者共旧募人 収納金等持去候様子相見え候ニ付、右之者共へ金子不相渡候様、大助村々説得致し候処、其義御不審有之候様、於京師承り候ニ付、京都府へ自訴仕候処、同年八月 中御疑念相晴れ、御差戻ニ相成候ニ付、当家へ罷出、聊為 御国家 尽力仕度様申ニ付、則召抱へ、奥羽御陣へ差遣し申候、尤勤勞も有之、帰京致し候後、当家用も有之候ニ付、暫時暇差遣し、同人旧 國へ差下し候処、二月廿八日御影陣屋へ呼寄、理不尽ニ無宿牢へ下し候事、右陣屋詰役人 綿貫昌之進、

長谷川氏によれば、水野は明治一四年九月七日、佐久郡前山村の金持ち剣客佐藤源太郎方に寄食して、淋しく死んだ、とある。享年五四歳。

c 草莽隊の転機は明治二年五月に到来した。太政官が東京に移り、軍務官支配下の京都屯集草莽諸隊に不満がみなぎり、「浮浪」の徒が彼等と接触する。この月政府は和州宇知郡野原村郷土小和野監物が押小路実潔のもとに組織した集義隊を解散させ、十津川郷を奈良府所轄から軍務官管下に移して十津川郷土への統轄を強め、そして「即今攘夷」を主張して多田隊と接触した八条家家来河合縫殿介、元新選組神崎一二三（府内浪人、元治元年近藤勇の徵募により上京、鳥羽伏見の戦い後の隊員名簿にもあり）、主殿寮下司田中長三郎、御医師湯浅内記等と、彼等と交っていた多田隊士岡本斎宮・青山大助・安藤軍司・山下七郎・湯浅十太郎・野呂瀬三郎・中小路織之助を捕縛・糾問する。その狙いは弘化三年村を出奔した多田院御家人奥西唯右衛門が組織していた多田隊そのものを解散に追い込むことにあった。五月二九日大坂府下の多田隊士が逮捕されるのである。次の史料（Ⅺ―第二〇袋―6）はその間の事情を明かにしている。

「乍恐奉敷願上候口上竟

御守衛士多田家勤士之内

- 西村 扇太郎
- 宍戸 九郎
- 中山 幸次郎
- 梁瀬 祐齋
- 奥西唯右衛門家来 庄兵衛

五人

右五人之者、病氣ニ付大坂表旅宿迄罷下り出、養生為致罷在候処、五月廿九日大坂御府より右五人之者不殘御召捕ニ相成候趣伝承仕、尤京都御政府より被仰出候御趣意与承り候ニ付、一昨二日京都御政 府江罷出奉伺上候処、全当御府ニおゐてハ右様之御沙汰無之趣被仰之聞候ニ付而者 参与為御支配と 御守衛士奉蒙居候身分ニ付有之候処、一応之御沙汰も無之繩目ニ御掛被遊、浜方四ヶ所トカ申 非人同様之者より召捕ニ相成候儀敷ケ敷次第ニ御坐候処、尚 御支配江も奉重々恐入候、乍恐此段一統恐縮仕候得共、出養生之節々 御支配江御届ケ可申上管之処、不行届ニ付、右様之次第ニ相成候段、 幾重ニも奉恐入候ニ付、以別紙を御詫奉敷願上候間、格別之御憐愍を以、大坂御府江御廻達之儀奉願上候、右願之通御聞濟被為成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

御守衛士多田家

- 明治二年 頭取 刑部 次 朔
- 巳六月四日 同 森本 左 近
- 同 同 吉村 雅楽介
- 長役 奥西 唯右衛門

弁事御役所

文中の別紙はⅪ―第二〇袋―8にあるが紙数の関係上省略する。大坂府が捕縛した五人の内西村(一八才)は西成郡戎之町美濃屋円次郎地借越中屋寅吉、宍戸(三二・三才)は大坂玉屋町奈良屋伊兵衛借家大和屋徳次郎方立入、中山(四二才)は西成郡難波村自安寺立入、梁瀬(六八才)は大坂平野町二丁目米屋宇兵衛借家和泉屋喜助と他の史料に肩書があるように、大坂周辺の商人が草莽隊に入っていたのであり、多田院御家人は存在していなかった。多田隊は結局七月解散させられる(多田隊の軌跡に関しては宮川秀一『戊辰戦争と多田郷土』を参照のこと)。

(9) 百姓一揆

a 東国において世直し一揆が旧幕領や旗本領といった権力の真空地帯に頻発していったとすれば、西国において類似の地域を我々は九州の日田とともに中国の作州に見い出すことが出来るだろう。いずれも旧幕府と密接な関係をもった地帯であるとともに幕領・小藩の交錯した地域であり、維新後の民衆の動きに対し統一的に対処する経験をもたせず、またその組織も存在しなかった。次の津山藩史料(XXIII―(9)―14)は本文のみ『復古記』第七冊三一五―六頁に掲載されているものであるが、附箋部分も重要である。

「美作国敵藩領知ヲ始メ三浦玄蕃頭殿 松平右近将監殿・土岐山城守殿・内藤金一郎殿・土居大炊頭殿・脇坂淡路守殿・松平兵部大輔殿・土屋采女正殿等領知之外、敵藩并右近将監殿兩御預り所并倉敷・生野等御支配所、全国都而式拾六万石余之地、今般御一新ニ付而速ニ人民服

王化安堵可仕管之処、根元僻遠之地頑固之風俗難教化候処、右様所々々入組支配ニ相成、政令一途ニ不出、彼是疑惑ヲ生シ、且右近将監殿御預り所之内ニ而新規之義ニも候哉、間々心得違之者共も有之、旁以国内之義傍観仕候而不相济候得共、元来小藩之義

附箋(1) 附箋(2)

ニ付指揮も行届兼、都而も不束之次第等有之候而恐入候ニ付、黙然拱手罷在候処、今以国内平穩之姿ニも相見不申、此儘打過候内、万一兇賊之徒立入、頑民ヲ煽動シ惑乱ヲ醸シ候様之義出来候而も、尚以恐入候次第、日夜苦心仕候、随而右人民為鎮靜、朝廷ヨ御堂上方御下向被仰付、全国御支配、政令一途ニ出候様御所置ニ相成候得也、敵藩始藩々申合、一同尽力仕、早々上下安堵、人民浴皇沢候様仕度、此段奉懇願候、宣布

御沙汰被仰付候様取成之程、偏ニ奉願上候、以上

八月廿五日

美作中將内 同 鞍 懸 寅二郎
同 本 多 左 門
同 黒 田 彦 四郎

弁事

御役所

。附箋(1)この箇所は白紙のみ、質問箇所を示したものの。

。附箋(2)「政令一途ニ不出、彼是疑惑ヲ生し候与申事、

□□守上京之義

朝廷江相伺候処、上京可仕旨

御沙汰ニ付、其心得罷在候処、出立当日ニ至、御取締備前藩より□何等

朝廷ヨ 御沙汰無之候間、上京不相成段指留ニ相成候ニ付、猶又其趣ヲ以

朝廷江奉伺候候処、速ニ上京可仕旨

御沙汰ニ付、其旨被藩江届置上京仕候、且備前藩ヨ御預り地之分ハ、昨年・当年之物成与も半分ハ御用捨可被仰付旨達有之ニ付、既ニ其旨百姓共江申渡候上、昨年收

納過ニ相成居候分御下ケ之義会計局江奉願候処、左様之義ハ難相成段御達し有之、

甚迷惑仕候旨、

附箋(4) 附箋(3)

。附箋③この箇所には附箋の跡があるが現存していない。附箋(1)と同一性格のもの
と考えられる。

。附箋(4)「今以国内平穩之姿ニも相見江不申事、

本文之如諸藩入込候場所之義、加之右近將監御預地之義も新之事ニも有之、別而民
心一和不致、小前之百姓ニハ庄屋宅を取囲ミ或ハ捕江彼是徒党ケ間敷事件不少事、
一御一新之折柄、右様之次第ニても甚恐入候事ニ候処、是迄旧幕府之御ハ何等ヲ以取
締出来居候哉相尋候処、答曰、徳川氏之御も彼藩准国主ヲ被仰付自ら近傍之藩々よ
り相便り問合等も有之候間、乍不及夫々相談もいたし候得共、当節徳川氏恐入候次
第ニも立至候ニ付而も、一藩人心惕々、加之彼是嫌疑等も有之候間、仮令外藩之間
合有之とも殊更相談も相断、聊も他江口出しも出来不申、此假傍観いたし居候而自
然時変生し候而も恐入候事ニ存候旨、

本書端裏には議定の正親町三条実愛、同鍋島直正、同松平慶永、参与
阿野公誠、同木戸孝允、同岩下方平の朱印(慶永のみ墨書印)が捺され
ている。本願書を政府で審議し、より説明を求むべき二箇所に関し附箋
(1)(3)を附し、審問した担当者が三名の説明要旨を記したものが附箋(2)と
(4)に該当する。

その趣旨は、旧幕期に於ては津山藩が一國統御の任に当っていたが幕
府瓦解と共にその地位を喪失、諸領交錯地帯のため百姓一揆や騒動の統
発に対処しえないと訴えている。ここで年貢半減令が一つのきっかけに
なっていると彼等が主張していることは我々の注意を引く。しかも京都
政府と岡山藩の指令にくい違いがあり、政令二途に出ているため問題を
益々複雑にしているとして、堂上の下向と同人による一國支配を歎願し
ているのである。この中には岡山藩に対する津山藩の反感も見えかくれ
している。藩主上京に関する岡山藩の干渉については『復古記』第一冊
六九五頁を参照されたい。

但し年貢半減令布告について岡山藩を責めるのは、いささか筋が通ら
ない。炯眼の鞍懸が加わっている以上、これはレトリックか、あるいは
政府批判を表面に立てず、その実政府批判を実行しているかも知れない

のである。

しかしながら堂上下向の件は政府の決定する処とならず、明治元年一
月二一日津山藩は再び本多左門・山本双松の連名を以て堂上下向・国
内鎮撫方を懇請することとなる(XXII (7)―33―②)。

b 幕府瓦解が在地の不安定化を加速させた一例に江州蒲生郡のケ
スを挙げることが出来る。川越藩(松井周防守)は蒲生郡を中心に江
州内に二万二千石余の飛地を有しており、同藩は武佐宿に役所を設け支
配していた。しかし藩主松井周防守が徳川慶喜党与の者とされ、江州知
行地が召上げられ、当分の内西大路藩主市橋下総守に同地取締が命ぜら
れる。慶応四年一月二七日のことである(『復古記』第一冊一一六頁
参照のこと)。

その後川越藩の歎願が聞き届けられ、八月二九日東京で江州知行所返
還の旨が達せられ、九月五日市橋下総守に引渡し方が命ぜられる。しか
しながら、領民は旧幕期の苛政を厭い、九月・一〇月と執拗に返還反対
運動を展開したことは『復古記』第七冊五三六頁以下に詳しい。左の一
〇月二九日認めの大津県書翰(XXX (1)―17)もその関連のものである。

「廿六日引渡之儀、双方へ御達後、松井ヨリ受取方懸合候所、市橋
留主居他行之由ニ而出会不致、廿八日ニ到り手廻り兼候付、来晦
日ニ可引渡旨、使を以申越候由

一兼而京地并大津駅郷宿ニ村々庄屋共出張罷在、廿六日御達、即剋
彼地へ報告致し候由、

一昨廿八日武佐駅ヨリ十町程南蒲生野と申所へ八九十人屯集致し
居、猶追々三千ニ可及、先手之者ハ発途入京之手筋ニ相聞候事、
右ハ昨夜八ツ時比、監察之者急行報知、猶今曉武佐宿ヨリも注進之
趣、

文章の調子からして、農民屯集の様子を刻々と報ずる急報の一つだと思われる。

このような農民の反対をなんとか説得して引渡事務が行われたのが一月三〇日のことであるが、この間の事態を川越藩側がどう見ていたかを示すものが左の史料(XXII—17—16)である。

以別紙御届奉申上置候

周防守江州領分復故被 仰付候付、当分取締市橋下総守が九月十一日引渡可申管之処、郷民共不居合候段、彼藩が奉伺候付、是迄猶予御聴済相成候処、余程日数茂相立候付、百姓共精々申論シ、早々請取可申旨

御沙汰御座候、然ル処未タ領分之内民心動揺之村々茂御座候得共、本文之通一昨晦日請取仕候、依而者精々申論シ、鎮撫可仕奉存候、且郷村役場へ請取渡相済候得共、其余金穀書類其外共取始末方之儀、彼藩江掛合中ニ御座候□□而悉皆請取済之上、猶又御届可仕候、此段奉申上置候、以上、

十一月二日 松井周防守公用人 津坂 七左衛門

御役所

弁事

尚文中にある本紙は一〇月晦日引渡完了との簡単な届書である(XXII—14)。

この騒擾は西大路藩の思惑もからみ複雑且つ大規模なものとなったため、『太政官日誌』第一七四号(明治元年一二月末)には、市橋下総守家来四名の処分と松井周防守への「平日示方之不行届」に関する叱責が掲載されるまでになったのである。

c 百姓一揆の動きに関しては、政府は極力情報蒐集に力を入れてい

た。権力基盤そのものに直接関係するからである。美作一件では、その関係史料は『復古記』にも収められ、また明治元年一〇月には久米北条郡に五千石の飛地を持つ三州拳母藩にも探索を命じている(XXX—9—16—19)。

ところで、明治元年一二月、三州西尾藩で勃発した助郷負担がからむ百姓一揆には政府は特別の注意をはらった。何故ならば、この一揆は藩主が明治天皇の還幸を迎えるため一二月一五日出向の途次を狙って蜂起した極めて戦術的に練られた行動であったからである。その直後には諸方に一揆の原因探索方が命ぜられる。左の史料(XXX—8—86)は尾張藩の報告である。

「三州西尾松平和泉守領民沸騰一件ニ付、過日於宮駅被

仰談之趣奉畏、即時出立、事実探索仕候、書取尅通奉指上候、尚見聞之情実委細演舌ニ而申上候様仕度候、以上、

十二月

尾張三位中将内 奥田 謙之介

還幸の行列が宮駅(熱田駅のこと)に到着したのは一二月一七日のことだから、その時尾張藩に探索方が命ぜられたのである。文中の書取とは次の史料(XXX—8—83)を指す。

「西尾領八十余ヶ村之農民蜂起仕候儀も、当年柄凶作之処、不当之租税申付候村里も有之候より一統之人心騒擾、且年来助郷出金方ニ付郡中惣代与申者有之、不正なる取計ひに疑念を生シ罷在之上、今季之出金ニ付□□顯然相見へ候を以、弥混乱を生シ、終ニ徒党集合之場合ニ立至候趣ニ相聞へ申候、□□郡中之事件者惣代之者江委任有之、平常地方役場江立入、万事談合之上取扱候事ニ付、訴訟之筋等申出候共、言路雍蔽、不致徹底候付、今度領主出馬之途中江直訴可仕申合ニ而、平地山与申へ屯集仕候処、右藩目付役之者共罷越、説得を加へ、一旦夫々帰邑為仕候而平定之姿ニ候得共、猶曲直取調

中ニ而未タ四三人ツツ密会仕候風聞も御坐候、旁以於私共全く鎮靜
之見留ニ申上兼候、此段

御聞置被成下候様仕度候、以上

十二月

尾張三位中将内

奥田 謙之介

鬼頭 重藏

吹原 正六

西尾藩からは当然事情を弁解する届書(XXX)(8)―(84)が二月二三日
付で弁事役所宛に提出され、更に三河県からも極めて長文の探索書(XXX)(9)―(14)が弁事宛に提出される(受取は明治二
年一月五日)。

これらを踏え、明治二年一月、政府議定官内
方針が検討される。次の史料(XXX)(8)―(85)が議
定官某の意見書である。

「松平和泉守領分土民蜂起之一条、領主ヨリ
之届書・三河県・刑法官・尾州藩之探索書
照シ合候処、既ニ領主ヨリ惣代之者共免除
シ、尚曲直を取糺シ可申出趣相見得候付、
先其藩ニ御任セ、此上早々処置相付、御届
申上候様御達相成可然、乍去
御通輦之折柄、右柄土民動揺イタシ候儀、
兼而民政ハ国之根本たる事候処、別而如何
之至ニ候得共、此節迄ハ御沙汰ニ不被及候
間、屹与公平之处置ヲ以土民安堵イタシ候
様始末可取計旨之意味、御達書ニ相見得候
而可然カ

御通輦之節刑法官へも御達相成候ニ

〔附箋〕

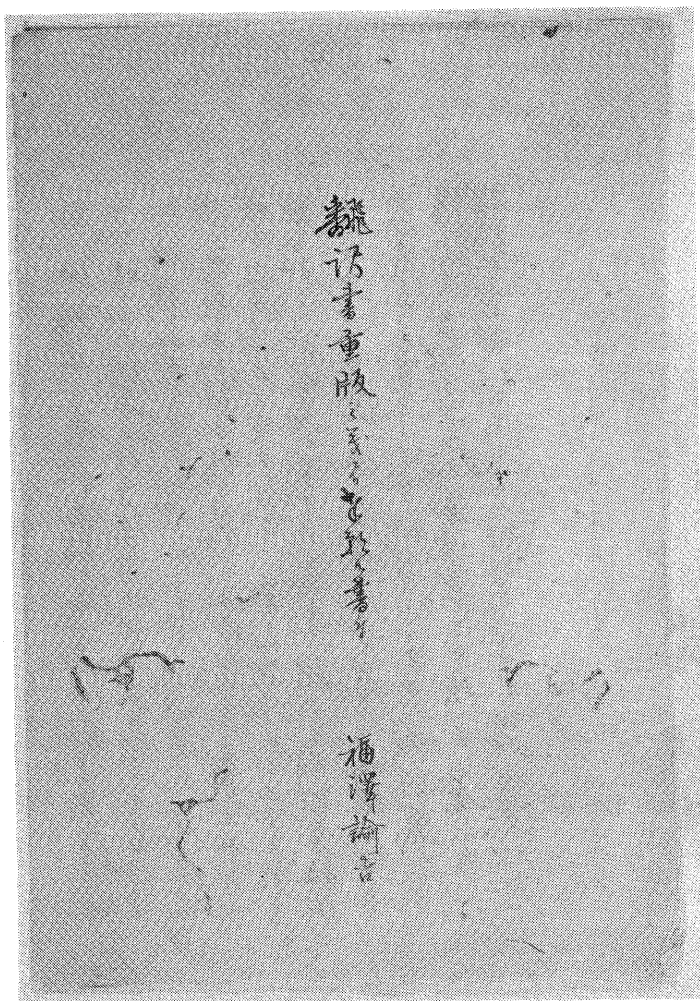


写真 2

付、一応見込御尋可然、且亦右処置相付候上、弥公平ニ出、
土民安堵之有無ハ三河県江探索イタシ候様可被仰付
。附箋「異存無之候事 刑法官」
意見を出した人物は特定出来ないが、端裏に中山忠能と松平慶永の朱
印があるので、兩人のものかも知れない。本意見書の末尾には鍋島直正
・徳大寺実則・中山忠能・松平慶永・鷹司輔照・中御門経之(以上議
定)、福岡孝弟・大久保利通・阿野公誠(以上参与)の朱印が捺されて
いる。尚文中に言及のある刑法官探索書は今のところ不明である。

このような審議を経て松平和泉守に指示が下ったのが明治二年一月一日のことである。

(10) 民衆願書

a 福沢諭吉が自著の偽版の多きに憤慨したことは有名な事実であり、実際にも明治元年一〇月、東京府に「翻訳書重版之義ニ付奉願候書付」を提出していたことは、『福沢諭吉全集』別巻所収の彼の願書写からも明かである。この願書は、同書注記によれば福沢の自筆ではないとある。

ところで『復古記』原史料のXXX—(10)—73には福沢諭吉自筆の右願書草稿が存在する(写真2)。美濃紙九枚のものである。文章が各処で推敲され、訂正後のものがほぼ全集所収史料と一致するが、それでも字句は若干異同がある。

東京府宛提出書類にもかかわらず、何故草稿が提出されたのかは、「^{増補}西洋事情 附録添中本四冊 重版巻通り」の箇所につせられた左の附箋から判明する。

「^{増補}西洋事情 附録共四冊
和解

此書、校正人膳所ノ藩付、先生ノ同藩江掛合相成候由御咄し有之候、
濟次第此願書指出候趣御座候、右相分り次等否早速可申上候、」
つまり、正式の提出以前に、東京府へその草稿が提示されていたのである。諭吉の新政府に対する慎重な態度がうかがえる。従って当然清書された願書そのものも提出されたであろうが、それに関しては今のところ不明である。また東京府宛書類が何故この史料群に入ったかも、もう少し調べる必要がある。

b 明治二年一〇月といえば、京都府民にとっては中宮が東京に行啓の時であり、政府の政策に対する不満も強まっていった時期に当るが、

そのような時、京都府が設けていた目安箱に左の上書
XXVIII—(1)—50)が
投げ込まれる。差出人は「下京 裏借家之者」となっている。

「^乍恐奉申上候、

御帝御上々様御守護御大名様方、天下泰平為万民之東京迄之御苦勞被遊、蒙御恩猶又市中之者江文道算用仁義忠孝之道ヲ為学小学校所ヲ給事、誠ニ有難蒙大恩事也、

上々様御留主中火之用心第一無怠可相守、唯家職ヲ大切ニ致し難義之者ヲ救イ御留主中堅ク可相守はづ之所、仁義忠孝之道ヲ亡、人々之難義ヲ不思、唯売買之欲ニ迷、悪節致事、大人非人之者也、我々者共深悲候得共、無言甲斐借家住居之者故、不止事得唯御苦勞按有心者共昼夜咄し合、我々暮居候事ヲ^乍恐申上候、猶又世乃風節ニ承利、先

將軍様世ニコウエキ場所所々外国者共へ日本之地ヲ売給ふ由ヲ風節ニ承、若左様御事御座候得共、誠ニ日本第一之誤利也、
抑人皇四十四代^乍恐

元正天皇ト奉申御宝諱水高之皇女ト奉申、舍人親王唐士江以遣唐使ヲ、日本唐土之因被伝候ト聞伝え、猶又

秀吉公高名ヲ願事アリト言共、外国へ日本之地ヲ売事なし、古今來迄為

天下忠死輩多シト言共、外国ヨリ之ヲ助事不聞、左様者日本地にヲキ候而も上様御苦勞被遊、泰平御世ニ相成候共、若又外国之者共必乱ヲ好事御座候得者、下々誠ニ難義致候間、色々我々も工夫致し候処、世ニ大切なる金銀費多し、第一道具金物女カンザシ之類ニ多く用入、万代相恩之君之忘御恩、仏法ニ垢離金銀ヲ費シ、無益之働

構、日々増長致事堅ク被誠置可申候、猶又万民大切なる金銀ヲ費事、堅禁制被遊、日本村々町々之内より能物之理ヲ識者ヲ撰出し、一ヶ村屯町内三人ヅツ此役ヲ被申附、万民能此理忠不忠ヲ分別而万代相恩之君江御恩達る様申聞せ、是迄持所致所之金銀之金物道具女カンザシ之類、村役町役ヲもつて集メさせ、以金札売あげ、以金銀道用金被遊、若又外国人江地面被売候事実節ニ御座候得者、以此金地面ヲ買もどし、其上ニ而コウエキヲ被止被下候得、日本泰平誠ニ喜可申候、警神社仏閣之金物ニ而も天下為泰平ニ相成候得者御咎無之様ニ相意得、警寺々之ツリ金ニ而も通用錢ニ致し、何卒天下泰平之御世ヲ思候者也、

明治二己巳ノ十月

下京

裏借家之者」

本史料は当時の作文作法に則っていない、というより文章を作る立場の人々では無かった民衆が認めたものである。明治二年後半の最大の民衆の課題は物価騰貴と金札・金銀貨拵底だったのであり、それに対するストレートな方策がここにおいて主張されているが、そこには一村一町の総代制の構想が提起され、物価騰貴の背後にある交易問題と民族問題も視野に入っている。武士階級や知識人層なら、ここで当然「即今攘夷」の主張をもってくるころなのだが、民衆は外国交易停止という旧幕以来の主張を依然示しながらも、富豪層から調達した金銀正貨を以て外国に売却した諸利権を買いもどせと民衆的倫理感にもとづいて提案するのである。また彼等が天皇以下の東京移動をあくまで一時的なものにとらえ、京都を「御留守」中としていることも確認しておくべきであろう。

(11) 宗教政策

a 明治初年の仏教界はあらゆる面で多事多難であったが、具体的な政局との関連で大問題となったものに高野山事件がある、その関係史料

は『復古記』第六冊四七九頁以下に豊富に収められているが、事の発端は大坂の慶喜勢力に対抗する狙いで慶応三年一月二三日鷲尾隆聚一行が高野山に拠った時にあった。この時鷲尾勢を積極的に支持したのは学侶・総分・聖の高野山三派の内総分方だったのである。これがため新政府は慶応四年三月三〇日、一山寺務総職に総分方の興山寺を任命、反対する学侶方は猛運動を展開し、一山は蜂の巣をついたような大騒動となっていた。『復古記』第六冊五二二頁には鷲尾勢の一員として高野拳兵に尽力した土州の大橋慎三の陳述書が示されているが、次の史料(II第5号—1)も高野拳兵組の立場からの事情説明書である。

「乍恐奉言上候

過日拜謁被 仰付候節、高野山学侶方々歎願仕候書付数通御渡之上、篤与反答可仕旨奉蒙 御意恐入候、早々総分方僧徒呼出シ、総而学侶方々申立候趣探索仕候処、御書附中江所々附紙等仕、其上手扣一通奉差上候 冤白之義ハ篤与御高覧奉希度奉存候、乍去以前之寺格・由緒等取調候得と双方共無理ならざる事のミ候、就中総分方ハ昨冬鷲殿御出張初登山之砌 最早勤功も定候事、先般寺務総職被仰付候次第ニ御坐候得と、是迄之規格由緒ニ関係仕筋更ニ無之与奉存候、国家大難之日ニ膺り尽力仕候事ハ実ニ不容易事候、御回復之大号令被 仰出候後と何様学侶方も色々心配仕候得共、十二月十三日登山之節ニ總分方之ミ投命シテ尽力仕候事と則我々其場ニ臨ミ承知仕候事故、何様学侶方々奉申上候共、御聞込等被為在候而も決而不相濟事与奉存候、宜敷奉蒙御配慮度奉歎願候、尚委敷事ハ参殿、拜謁仕候上奉言上候、頓首謹言

四月二十八日

三宮 耕庵

藤村 四良

正親町三条公殿下

宛先の正親町三条実愛は当時三条岩倉兩人の下で中山忠能とともに輔弼の大任を議定兼任で勤めていた。三宮・藤村とも幕末国事に尽力、生死の境をさまよい、鷲尾の高野拳兵に勇躍参加した面々である。この高野事件は容易に解決せず、明治二年に入りこむこととなる。

b 廃仏毀釈の大嵐は明治初年日本全国を荒れくるったが、中でもその程度がきわめて極端だったのが、当然のことながら伊勢神宮周辺であった。左の史料^{XXIV}(1)―(40)も同地の事情をよく伝えている。尚文書は折紙二枚を綴った形をとっている。

「別紙歎願書、知恩院願出候、勢州御神領内寺院共還俗願出候様御内諭敵敷

度会御府御沙汰ニ付、血涙相歎候得共、願出不申候ハ、如何様之御答被

仰出候哉難計、恐縮之余り追々還俗願出、寺号御廃止、建物什具仏具迄、其儘還俗之者へ被下置候儀ニ付、忽廃仏廢寺ニ成行、一宗之僧侶悲歎無限折柄、相残候寺院

御参拝御通輦御道筋ニ付、寺院仏閣仏像等急速取払様敵重被

仰渡、当惑難決仕候趣を以、知恩院江届出候ニ付、御多事之折柄奉

恐入候得共、切迫之儀ニ付無抛愁奏仕候間、知恩院歎願之通、右相

残り候寺院

御参拝通御被為遊候節、門前江板囲仕候而、勢州

還幸之上解開可申候間、出格之

御仁恤を以、歎願之通

御聞濟被成下候ハ、一宗拳而難有可奉存旨申立候間、此段宜奉願

上候、以上、

知恩院門跡内

已 二月廿七日

大塚主膳

弁事

御役所

明治天皇の伊勢神宮参拝は三月一二日におこなわれているが、度会府ではこれを機会に、未だ還俗命令に抵抗している寺院の破却を狙ったのであった。東幸・再幸時における、見せたくない箇所への板囲指令は各地の史料に頻出するが、度会府ではそれにとどまっていなかったのである。本文中言及のある別紙歎願書は残念ながら今の処不明である。当時の度会府知府事は公卿の橋本実梁、判府事は杵築藩士の元田直、この兩名が全国に類例を見ない極端な廃仏政策を押し進めていったのである。元田は国学系というよりは父竹溪以来の儒学の系統を引いている。このことも明治初年の廃仏毀釈問題を考える場合の一つの留意点である。

c 仏教界における恐慌・混乱の情況と対照的に神道関係者の意気はいやがうえにも昂揚する。氏子改めは明治三年長崎県で試行され、明治四年に全国的に施行されることになるが、早くも慶応四年の初頭にその構想が政府部内で提起されることになる。次の史料^{XXX}(5)―(38)からもその一端が伺えよう。

「方今

王政復古神祇道御興起被 仰出候ニ付而天下之人民弥奉尊敬

神社

皇国之教令堅相守、邪法ニおいてハ益敵禁之旨被仰出候、仍之以

来諸国共産土之神社ニ誓ハセ候て邪法相糺、且人数改致し候而人

員帳神祇局江相届可申候、右ニ付而者向後

神州之古典ニ基キ葬祭改革之儀勝手次第被 免候事、

附箋「可然筋ニハ候得共、大ニ吟味遂す候而ハ即今却而混雜ヲ可生カ、猶内国外国

制度等へ得と打合、評議之上更可承候」

文中神祇局と述べているので、神祇事務局が設置された慶応四年二月三日より閏四月二一日の間のものであるが、更に「神祇道御興起」、「邪法」云々との語句から見て、王政復古・神祇官再興が布告された三月一日、五榜の高札指示が指令された同月一五日の直後に本書が認められたと推定される。ここに氏子調帳を神祇事務局に集約する構想が既に提起されている。文末にある神葬祭指令は閏四月一九日に行われた。但し附箋からわかる通り、政府内には相当強い反対論も存在していたのである。残念ながら筆者やその所屬は不明である。

d 太政官政府における浦上キリシタン処罰問題は、箱館戦争が終結した明治二年後半の重要課題の一つになっていった神道国教化政策からすれば放置不可能な問題であり、かといって処罰すれば前年の経験からシヴィヤな外交問題になることも明白であった。その両者を如何に組みあわせるかの「苦慮」が左の史料(XXX—(9)—(8))にはよくあらわれている。

「長崎ヨリ往復手次

一 耶徒精詳取調へノ上、惣人員其他要件東京江報知スヘキ事、

但報知人、大忠ヨリノ添書持参スヘシ、

一 前条報知ノ旨趣ニ依リ直ニ左之件々ヲ諸藩江御達之事

一 耶徒幾人御預ケノ事

但長崎ヨリ其藩江護送次第、故障ナク直ニ受取、諸賄等

差支リナク様心配致スヘキ旨ヲ達スヘシ

一 蒸気帆前等運輸艦御借揚之事

但何月何日迄着崎可致様、尤モ当時国元繫船ニ無之、撰

海辺碇泊ニモ可有之哉ニ付、此度国元報知ノ者ヲ附ケ

可申、只々右日限ヨリモ早く着崎、御用ニ可相立旨ヲ要

スル段ハ格別ニ達スヘシ、

附リ、御用中運用ノ諸費ハ長崎ニ於テ御渡相成ル段ヲ達スヘシ

右両条ハ諸藩公用人ヲ右府公御邸被為召、極密 御沙汰ノ上、其藩ニ於テ即刻至急飛ヲ以テ国元報知致スヘキ様、旁嚴重御達可相成、素ヨリ他漏洩ナキヲ固ク戒ム勿論タルヘシ

但此藩々多ハ大坂以西ニ付、長崎ニ歸ル蒸気艦便ヲ以テ撰海辺同行ナレハ、藩ノ手都合尤モ速ニ運フヘシ

一 前条諸藩ハ御達シ済ニテ、先前報知人其旨趣篤ト申含メ、速ニ長崎ニ歸スヘシ

但追テ横浜ニ於テ外国人知達ノ時日ヲモ知セ帰置ク勿論タルヘシ、

一 報知人帰崎セハ、前件御預御借船等ノ事、九州其外藩々ノ役人自然出崎有之節ハ尚出先ニ於テ便宜ノ所置ハ御委任ノ通タルヘシ、
一 諸藩ノ艦長崎ニ廻着スヘキノ時日ヲ見合セ日限ヨリ三日前ガ横浜ニ於テ外国人御達之事、

一 神拜式宣教大意等ハ至急精撰ノ上、前条外国人知達砌、天下ニ御布令之事、

一 浦上村耶徒転任一件相済ミ都合鎮定ノ報告ヲ待テ宣教使差向ラルヘキ事、

一 同村其他前途ノ取締リ目的相立チ宣教ニ取掛リ候後ニ至リ、先前長州御預ケノ耶徒改心ノ者帰村之事、

文中の右大臣は明治二年七月八日輔相より転じた三条実美、大忠とは弾正大忠渡辺昇のことで、彼は同年八月一五日大忠となり、九月九州に派遣されているので、九月から一〇月の文書と推定される。本史料から我々は政府が諸藩への内密の示達から外国への報知、宣教使の派遣と宣教大意の布告まで、内と外をにらみ合せながら綱渡りの事に処理しよ

うと意図していたことを知る事が出来る。尚大教宣布は明治三年一月三日のことである。

(12) 政府部内史料

a 『復古記』原史料の中には、どのような理由で法令が發布されたのかを示す多数の史料があるが、次の史料(XXX—(4)—69)もそれに関連するものである。

「宮堂上府藩県社寺等之家来、小者雇入之仲間鳶体之者之内、間々町人之店ニおいて高価之品を纒之代錢を以押而買取、又煮売屋ニ而飲食之上、代料不相払去り候ものも有之哉ニ相聞候付、向後右様之輩ニ即特擲取可申、逃去り候ハ、仮令主家之門内たりとも付ケ入可請取旨申付候之間、其筋々々ニおいても嚴重申聞せ置、万一右様之次第有之ハ速ニ引渡候様向々江御達有之度候、依而如斯候也、

十二月十五日

京都府

弁事

御中

これは、京都市中における諸家雇入小者の押買・無錢飲食行為の横行に手をやいた京都府が、政府に一月一五日付でその取締方を申入れた書翰であるが、政府はこの書翰の文面を下敷きにして布告文に書きあらため、同月一八日行政官布告として発するのである。『法令全書』を見ただけでは、何故この布告が出されたのかは皆目見当がつかない。また布告文に書き改める時、どの箇所をどのように手を加えるのかも判明するおもしろい史料である。

b a では京都府から提出された書翰がどのように政府内で審議されたかは不明であるが、次の仁和寺宮願書一件になると、相当程度それがあきらかとなる。事は明治元年一月二四日兵部卿宮使木村右衛門の出願(折紙、XXIV—(2)—78—①)に始まる。

XXIV—(2)—78—①

「当宮支配仁和寺伽藍惣代鎮守且本殿向等都而是迄旧幕府が修覆ニ相成候処、方今時勢ニ付旧冬復飭被仰出候後、右修覆等之儀被相伺候処、猶追而御沙汰可被為在段被

仰出畏被存候、然ル処右伽藍其外共追々破損所相増、忽難被捨置場所も有之難渋被致候、其上去ル六月北越出軍ニ付、臨時入用夥敷、殆被致当惑、知行所不殘引当ニ差入、種々融通を以漸被及出兵候、且凱陣ニ付尚又多分入費有之候得共、迎茂融通難相成、剩前頭融通方之儀ニ付、当年収納米余程減少ニ相成候、旁以差当り必至難渋被致候、此儘ニ而ハ動向等ニ差支、甚被致心配候、依之恐入被存候得とも、御金老万両拝借被願度、尤返上之儀者仁和寺末寺諸国諸寺院が収納物其余等を以無相違返上被申候、実以恐入被存候得とも、無抛前件被願存候、何卒相協候様訳而宜御沙汰奉願上候、以上、

兵部卿宮使

木村 右衛門

弁事

御役所

十二月廿四日

北越出兵が仁和寺宮に対しても多大の負担を強いた如くである。この出願を受けた政府部内では、一万両の融通をすかどうかよりも、復飭した仁和寺宮を依然として仁和寺寺務に従事させていかどうかの問題がとりあげられたことは、左の意見書(XXIV—(2)—78—⑥)に明かである。

XXIV—(2)—78—⑥

「当宮御復飭ニて將軍并軍務之事を被遊候上、又候ニ寺務僧職之事をも被遊、名実齟齬難相立ニ付、此辺何卒御評議有之度事、」
文末に参与福岡孝弟の朱印があり、筆跡も彼のものである。福岡の意

見に同意として議定の鷹司輔照・徳大寺実則・中御門経之・伊達宗城・鍋島直正・中山忠能・松平慶永、参与の阿野公誠・広沢真臣、暗殺を前にした横井小楠が朱印をおしている。印の位置は輔照を最上位として議定が上、参与が下である。

福岡の意見を受けて、仁和寺宮に千石を下賜し寺務僧職と完全に無関係にする次の案(XXIV—(2)—78—⑦)が作成される。筆者は判然としな

い。

「仁和寺宮復餉ニ付
山階宮ノ如ク千石^{現米四百石}下賜、寺務僧職之儀総而関係無之様被
出可然歟、

但仁和寺伽藍惣代鎮守向等、是迄旧幕府ノ復覆之儀者寺領を以可
取計様被仰付可然歟、

本意見書には議定の鷹司輔照・伊達宗城・中御門経之・徳大寺実則・松平慶永・鍋島直正と参議の大久保利通・福岡孝弟の朱印がある。大久保と福岡の印が下部に位置する。

このような審議を経て、明治二年一月八日弁事は輔相三条実美に審議書類を附して決裁を仰いでいる。三条はこの伺書(XXIV—(2)—78—④)に自筆で意見を書き入れる。

「別紙仁和寺宮之事件、山階宮ノ如ク云々ノ押紙評、其儘入貴覽候、御決定願入候也、

正月八日

輔相

公惣而所存無之候、御尤御評議と存候、但シ寺務裁判ノ義何人ニ可被命哉、院家中ニも可有之儀、宜敷願入候也

弁事

三条も議定・参与の意見に異議はなかったが、寺務の責任がどうなるのかが気にかかったのである。この三条の指示をうけ、寺院掛(議定・参与・弁事)の分課を指すと思われる。『法令全事』明治二年一月一八日

達を参照のこと)が次のように立案(XXIV—(2)—78—⑤)する。

「仁和寺宮復餉ニ付、山階宮ノ如ク千石下賜り、寺務総職関係無之、伽藍修覆等之義と総而寺領ヲ以可取計旨被 仰出候得々、尔来寺務総職之義と院家菩提院江被 仰付候義可然歟、尤右院家幼年、少僧都ニ候得共、外五ヶ院惣而無任ニ付、不得止事、右之通り被 仰付、当分之間ハ此迄寺務商量致居候出世住侶皆明寺僧正照道江後見被

仰付可然哉、尚乞 高評

寺院掛

但し後見を指名するかどうかについては、寺院掛担当参与だった阿野公誠から「一先院家菩提院江被 仰付、後見之御沙汰者彼ノ願書可上義与存候」と意見が出された(右史料への端裏附箋)ので、結局一月二四日、政府は菩提院に対して「今般兵部卿官寺務総職之儀被免候、就テハ其方寺務総職被 仰付候事」と達するとともに、兵部卿官宛に「高千石但現米四百石」下賜と、「自今寺務総職之儀、一切不可関係之旨」を御沙汰書の形で示達するのである。

c 政府部内の審議は法令・布達だけではない。人事問題も当然重要な審議対象となる。人事関係史料もかなり存在するが、その一例を示すと左の如くである(XXX—(1)—24)。

検

戸田大和守審

高橋 大三

徴士 行政官史官試補被

免度事

依病氣願

川合左五郎

徴士

笠松判事被免、

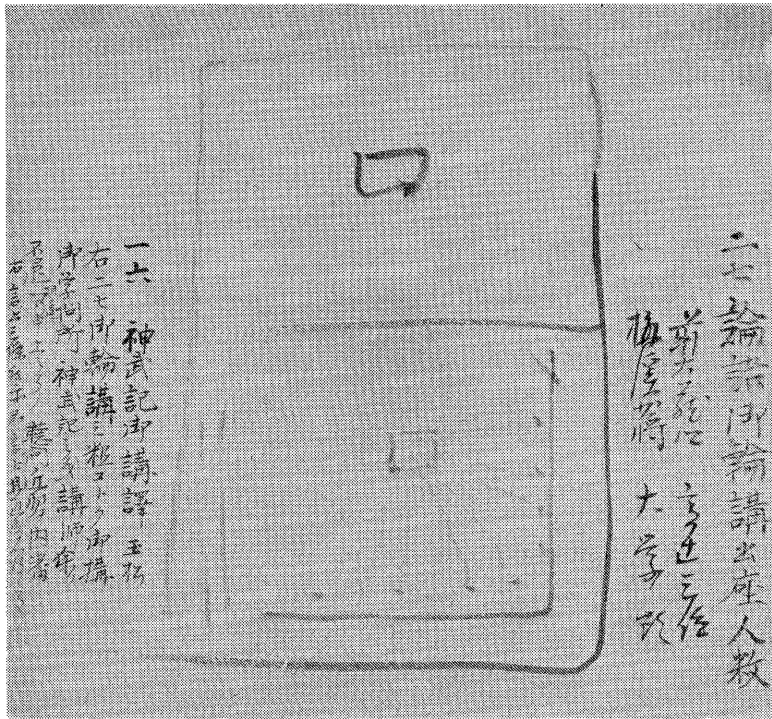


写真3

右跡江被
仰付如何之事

。附箋「此通り被仰付可然候」

附箋には議定の正親町三条実愛、徳大寺実則、松平慶永、参与の副島種臣と阿野公誠が朱印をおしている。

この史料は職員録で推定する限りでは明治元年一〇月のものと思われる

藤堂藩
中

川 九 稼

〔附箋〕

る。このようにして人事が決定されると、その伺書には本史料にもある通り、圖の朱角印が右上の部分におされることとなるのである。

d 明治天皇もまだ若年ながら政治の前面に出されるようになってくる。特に慶応四年閏四月二日から毎日辰刻学問所へ出御、万機の政務を「被聞食候」に付、輔相が奏聞を開始する。帝王の政務教育の始動であった。そして明治二年一月二三日には玉松操が天皇の前で神武記の講義を開始する。写真3の史料(XXX—(3)—11)はその直後に記されたものであるが、そこでの輔相三条実美のコメントなど、彼が相当こまかく見ていることがわかる。即ち次のようになっている。

「二七論語御講、出座人数

前大蔵卿 高辻三位

梅溪少将 大学頭

一六神武記御講 玉松

右二七御輪講之粗コトク御構

御学問所 神武記之義、講師余り不退可申上之事、聴問近習内番、^{相進}

右言上三条被示、即言上、且近習心得候事、

つまり玉松の講釈がすこしうしろ過ぎるので、もう少し前に進んでおこなわせるようにと三条が具体的に指示しているのである。

また明治天皇は諸侯や旧旗本もふくむ朝臣の忠誠の対象であらねばならなかった。五ヶ条の誓文への諸侯・朝臣の誓約は慶応四年三月一四日一回限りのものではなく、明治四年に至るまでくり返しおこなわれたのである。明治天皇は玉松から講釈を受けた二日後の一月二五日には小御所に出御して諸侯以下の誓約を受けている。史料XXX—(2)—89がその具体的な様子を示している(写真4)。彼等は膝行して「御誓詞」の前まで進み、玉坐に向って拝礼、それから少し座を左に移動させて名簿に署名した上で膝行のまま退出する。図の左上には三条右大臣とやらんで出役

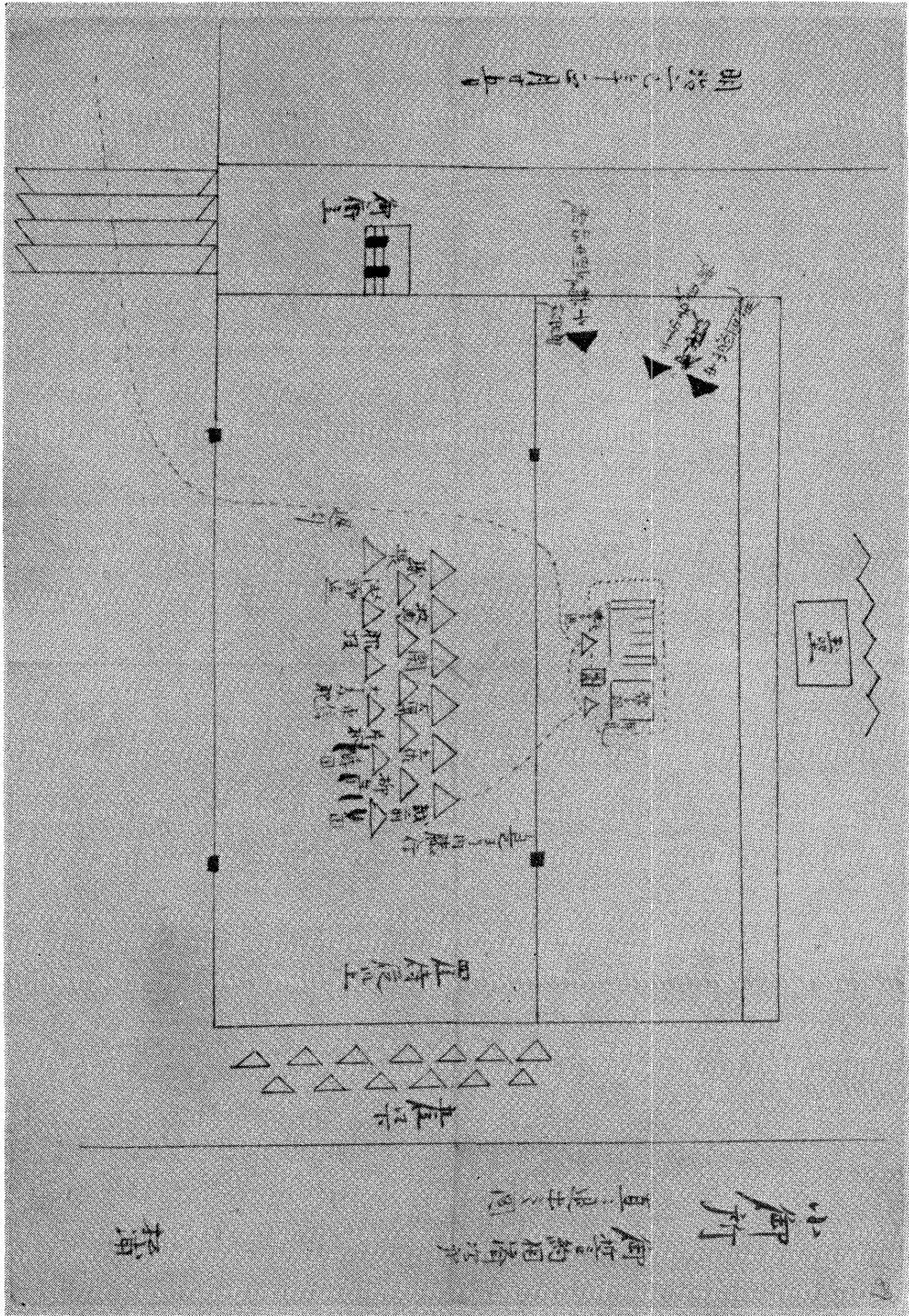


写真4

として千種前中将与中山儀同の名が記されている。
 e 『復古記』原史料の中にはかなりの政府印の史料があるので、ここにその一部を紹介しておこう。
 写真5は慶応四年一月の参与役所黒印（タテ四・七五センチ×ヨコ四・五五センチ）である（XXIII—(8)—31）。返却された通行証なのだろうが抹消されている。印字を「参与役所」と読みたいが自信はない。写真6は同年二月の弁事伝達所黒印（タテ四・四センチ×ヨコ四・四センチ）である（XXX—(2)—18）。印字は「弁事局記」と読める。写真7は明治元年九月の弁事伝達所朱印（タテ四・五センチ×ヨコ四・五センチ）である（XXX—(2)—64）。印字は「弁官事記」と読める。写真8は慶応四年二



写真5

月の総裁朱印（タテ六・六センチ×ヨコ六・六センチ）である（XXX—(6)—20）。印字は「総裁之印」と読める。
 f 紹介したい史料はまだまだ尽きないが、紙幅の都合上最早不可能であるので、最後に慶応四年四月段階の職員録（XXX—(6)—31）を活字にしておこう。但し閏四月の書き込みがなされている。横半帳で一一枚のものである。
 「総裁
 副総裁
 同
 輔弼
 同
 顧問
 有栖川 太宰帥東下
 議定 三 条 大納言在坂
 同 岩 倉右兵衛督
 同 中 山前大納言在坂
 同 正親町三条前大納言
 参与 在坂小 松 带 刀

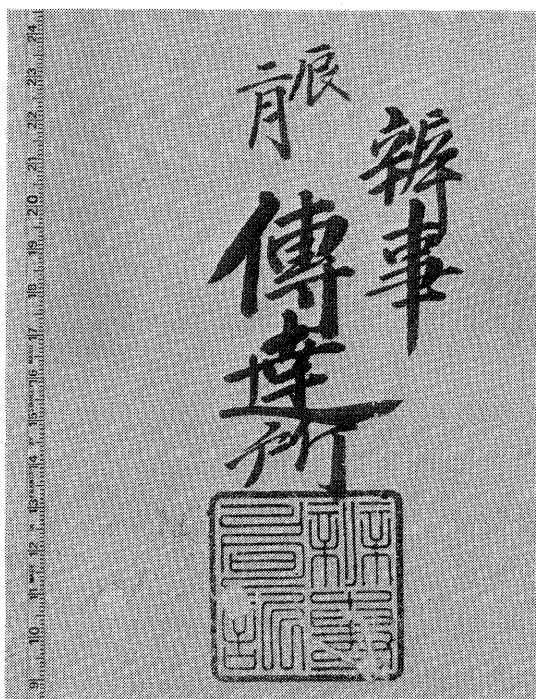


写真6

筆生試補
助役

官掌

官掌試補

北大路 外記
入谷 駿河守
山田 三郎
松尾 掃部
石川 内舍人
座田 民部少録
井上 主膳
岩垣 大舍人大属
橋本 伊勢介
石川 右近
服部 主税
新庄 図書
在坂 藤木 左番長
在坂 富嶋 左将曹
青木 中務
木本 隼人
安見 右馬允
座田 内舍人
在坂 三沢 右番長
浅井 左近
生駒 右京
伊地知 右膳
森 主計
中川 大炊
進藤 左番長
井上 中務

守辰

神祇局

輔

判事

権判事

掛

筆生

内国局

督

当分軍防筆生・五十川左京大進

内藤 常太郎
河合 修理
徳岡 隼人

・浅井 伊予介
・垣内 尾張介
・三上 越前守
・清水 式部少録
・河合 右番長

在坂 同津和野 侍従
議白 川 三位
参吉 田侍従三位

参植 松 少将
樹下 石見守
六人部 雅楽
在坂 福羽 文三郎
大 国 仲

平田 延太郎
鳴脚 和泉
羽倉 越中
大 口 大和守
渡 辺 肥後守

議徳大寺 大納言

兵学教授方
当分諸浪士調掛
會計方
會計方

親兵掛

当分諸浪士調掛

親兵會計方
親兵肝煎

會計局

督
輔
權輔
判事

沢原 源太郎
安達 幸之介

安井 和介

上原 数馬
岡田 太仲
村井 内蔵助

壬生前修理夫大
四条 前侍從

鷺尾 侍從
万里小路右少弁
愛宕 大夫

三宮 耕庵
藤村 四郎
前嶋 貢吉
片岡 源馬

中御門 大納言
大坂供奉安芸 新少将

長谷美濃權介
戸田 大和寺
大坂供奉鴨脚 加賀

四月十一日
下坂
三岡 八郎
小原 二兵衛

權判事

金穀取締

掛
筆生

鉦山掛

貨幣掛

金札掛頭取

附屬

石山右兵衛權佐

成瀬 隼人正
池 辺藤左衛門
四月二日
東下

林 左門

木村 東市正
城多 凶書
沢村 加賀守
松尾 上野

大坂供奉原 田雅楽大允

座田右衛門大尉
棍川 徹介
貨幣局
出勤
同上

内山 介輔
村田 理右衛門
同上
同上

久世 治作
紙幣局
出勤
同上

吉田 文蔵
五十嵐 初次郎
甲斐 九郎
海福 雪

四月〇一日
東下

橋本 二郎
花房 勝之進

三月廿日
大坂在勤
檜山 道左衛門
波田 幸之進

四月二日
東下
桐山 辰次郎
藤田 浪右衛門

三月廿七日
大坂在勤
安藤 行蔵
渡辺 斎助

史編纂掛等において継続的に編纂が進められ、その完成は明治二十二年一月のことであった。

二、『復古記』編纂に関しては、大名公卿華族から提出させた「家記」とともに、京都太政官(太政官が東京に移ってからは留守官)史料が利用された。

三、右の京都太政官史料とは、修史局が明治八年七月から八月、京都御所で史料調査をおこない、紫宸殿西納殿辛戸にあった関係史料を東京に廻送させたものである。

四、京都太政官史料(以下『復古記』原史料という)は、沢渡広孝等によって整理がすすめられ、その一部は「総裁局記」、「内国事務局叢書」、「弁事務局叢書」、「行政官叢書」と表題を付され、『復古記』編纂の際、随所で利用された。

五、『復古記』原史料は、今回の整理において、三一項に大分類され、総点数が約二万一千三百点であることが確認された。但し若干未整理部分があり、最終的な総点数はこれよりいくらか増加する。内一点毎に内容を点検し、カード等で内容の確認が可能となったものは、今のところ五二七五点である。『復古記』原史料は平成三年四月より史料編纂所で一般に公開される。

六、『復古記』原史料は、『復古記』に引用された場合、旧仮名遣いに改変されるなど若干手が増えられているので、史料引用の際には原史料をチェックする必要がある。また編纂が急がされていたため、原史料が存在するにもかかわらず「家記」からの引用で済んでいる箇所も多いので、「家記」史料引用の場合には、原史料の有無を確認する作業が不可欠である。

七、『復古記』は戊辰戦争の展開を明かにする処に主眼がおかれていたため、『復古記』原史料が全体として有効に利用されたとはいいがた

い。『復古記』原史料は京都太政官政府史料を中核とし、幕末期から明治四年八月留守官廃止迄の史料を含んでおり、『復古記』に利用されている場合には史料底本として、また利用されていない圧倒的多数の未公開史料は、今後戊辰戦争と明治初年史研究の重要な史料となると考えられる。

八、史料編纂所としては、今後一点毎のカードを完成させ、それらを年代順、地域別、分類別に整理する作業を進めるとともに、将来的には『復古記』補遺史料集の形で史料集編纂を展望すべきだと思われる。

今回の史料整理・調査に当って、赤門倉庫からの搬出を始めとして多大の援助をいただいた維新史料室のメンバー、ほこりまみれになりながら一点毎の修補・番号付け・封筒入れの作業に全面的に協力していただいた井上多恵子・上田菜津子・内山由美子・大岩亜由美・数野よし子・国原美佐子・窪田啓子・窪田理恵・坂井新二・鈴木一二三・高橋南海子・高橋麻理子・高山有紀・原田和美・松下幸子・三宅美智子・宮崎陽子・山田祥子・山本佐和子の各氏に心から御礼を述べたい。

ただ、本史料の存在を筆者に教え、その整理を力説していた河内八郎氏が、この整理の一段落を見ることなく平成二年五月一日急逝されたことは筆者の痛恨事である。

本作業は昭和六三年・平成元年・平成二年の三ヶ年にわたる文部省科学研究費補助金(一般研究C)の援助のもとにおこなわれたものである。